

令和元年度
横須賀市包括外部監査結果報告書

公園の整備、維持管理等に関する財務事務の執行について

令和2年3月
横須賀市包括外部監査人
公認会計士 稲垣 正人

目次

第1 包括外部監査の概要.....	5
I 監査の種類.....	5
II 選定した特定の事件（テーマ）.....	5
1 監査テーマ.....	5
2 監査の対象期間.....	5
3 監査対象の範囲.....	5
III 事件を選定した理由.....	5
IV 監査の視点.....	6
V 主な監査手続.....	6
1 概要の把握.....	6
2 過去の包括外部監査における指摘事項（公園事業に関するもの）に対する環境政策部の措置状況の検討.....	6
3 監査対象とした環境政策部の各所管課への質問及び文書等の閲覧.....	6
VI 監査の実施期間.....	7
VII 包括外部監査人及び補助者.....	7
1 包括外部監査人.....	7
2 補助者.....	7
VIII 利害関係.....	8
IX その他.....	8
第2 監査の結果の概要.....	9
I 「監査の結果」及び「監査の意見」について.....	9
II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧.....	9
第3 監査対象の事業概要.....	13
I 公園に関する事業の概要.....	13
1 公園の意義.....	13
2 横須賀市における公園の整備状況と課題.....	15
3 横須賀市における公園に関する施策.....	18
II 組織の概要.....	19
1 環境企画課.....	19
2 自然環境共生課.....	20
3 環境管理課.....	20

4	公園管理課	20
5	公園建設課	21
III	予算及び決算の概要	21
第4	監査の結果及び意見	24
I	公園に関する計画の実施状況（環境政策部）	24
1	横須賀市みどりの基本計画について	24
2	公園施設健全度調査及び長寿命化計画について	37
II	緑化推進関連事業（自然環境共生課）	49
1	緑地保全対策事業（緑化推進）	49
2	みどりの基金積立金（緑化推進）	50
III	公園建設事業（公園建設課）	51
1	総合公園整備事業	51
2	運動公園整備事業	52
2-1	不入斗公園施設改修事業	52
2-2	追浜公園施設改修事業	53
2-3	（仮称）追浜公園総合練習場整備事業	54
3	緑地整備事業	55
4	公園施設整備事業	56
4-1	公園リニューアル事業	56
4-2	公園施設長寿命化計画策定事業	57
4-3	夏島グラウンド整備事業	58
4-4	久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業	59
5	地区公園整備事業	60
6	公園墓地事業（特別会計）	61
6-1	債権管理業務	61
6-2	指定管理業務	76
IV	公園管理事業（公園管理課）	84
1	緑化推進事業	84
2	公園管理事業	85
2-1	公園施設管理事業	85
2-2	猿島公園管理事業	105
2-3	公園維持補修事業	115
2-4	公園管理委託事業（指定管理業務）	118
3	公園災害復旧事業	144
4	チビッコ広場管理事業	146

第5	まとめ	149
I	はじめに	149
II	報告のまとめ	149
1	公園の整備、維持管理等に関する計画の有無・実効可能性	149
2	予算執行・契約手続上の課題	150
III	内部統制の観点から	150
1	業務の効率的かつ効果的な遂行	153
2	財務報告等の信頼性の確保	154
3	業務にかかわる法令等の遵守	154
4	資産の保全	154
IV	おわりに	155

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査テーマ

公園の整備、維持管理等に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

3 監査対象の範囲

（1）対象とする部局等

環境政策部

（2）対象とした事務等

監査の対象は、公園事業に関する財務事務としている。

III 事件を選定した理由

公園は市民の憩いの空間として、また、身近に触れ合うことができるみどりの空間として、市民生活に必要不可欠なものである。

横須賀市では、公園の整備、維持管理等を含む、みどりの保全・創出のための中長期計画として、平成9年3月に「横須賀市緑の基本計画」を策定し、平成22年3月及び平成28年3月の見直しを経て、「横須賀しみどりの基本計画」を策定している。本計画では、より多くの人々が自然やみどりと親しみ、人と自然の関わりが取り戻せるよう、そして結果として、三浦半島本来の豊かな自然を再生し、未来に引き継げるよう様々な施策を掲げられている。

横須賀市は首都圏にありながら、海と、みどりと、そこに生息する生物を含む自然に恵まれており、この自然環境が最大の魅力となっており、公園をはじめとするみどりに関する分野は市民の関心が高いと考えられる。また、横須賀市は、市民1人当たりの都市公園の面積が広く、市民にとって親しみのあるテーマであること、一方で、人口減少に直面している横須賀市が、公園を活用したイベントによる集客

や街の活性化を計画しているような状況がある。

このような中、横須賀市民に身近な公園事業を取り上げ、公園に関する財務事務が、関係法規等に則り適正に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されることは、横須賀市の財政及び市民生活に及ぼす影響が大きい。よって、監査対象として選定することが有用と判断したため選定した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 公園事業に関連して策定された整備計画等の進捗管理状況
- 2 公園事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
- 3 公園施設の維持・修繕計画等の進捗管理状況
- 4 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

V 主な監査手続

1 概要の把握

環境政策部の組織、人員、財務等について概要を把握するため、公園関連行政の状況及び課題等について所管課への質問及び関連する文書等を閲覧した。

2 過去の包括外部監査における指摘事項（公園事業に関するもの）に対する環境政策部の措置状況の検討

過去の包括外部監査における指摘事項に対する環境政策部の措置状況について、各所管課への質問及び関連する証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

以下の年度における包括外部監査のうち、緑地管理課（当時）及び公園建設課への指摘事項に対する措置状況について検討し、必要に応じて個別の監査手続に反映させた。

- ・平成 19 年度 指定管理者事業について

3 監査対象とした環境政策部の各所管課への質問及び文書等の閲覧

環境政策部の財務に関する事務手続について、各所管課への質問及び関連する帳簿、証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

以下の所管課に対して監査を実施した。

環境政策部

- ・環境企画課
- ・自然環境共生課
- ・公園管理課
- ・公園建設課

また、対象公園の状況を把握するため、現地視察を実施した。
現地視察を実施した箇所は、以下のとおりである。

- ・追浜公園
- ・不入斗公園
- ・大津公園
- ・三笠公園
- ・長井海の手公園
- ・市営公園墓地
- ・猿島公園
- ・燈明堂駐車場

VI 監査の実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

VII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士 稲垣 正人

2 補助者

公認会計士 川越 靖彦

公認会計士 馬場 正威

公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 三枝 和臣

公認会計士 上村 智文

公認会計士試験合格者 本宮 佳幸

公認会計士 山下 康彦

公認会計士 浜田 陽介

VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査の結果の概要

I 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結果

今後、横須賀市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、法規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横須賀市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

監査の内容と、「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

内 容	区 分	
	指摘	意見
I 公園に関する計画の実施状況		
1 みどりの基本計画について	0件	4件
2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について	4件	2件
II 緑化推進関連事業		
1 緑地保全対策事業	0件	0件
2 みどりの基金積立金	0件	0件
III 公園建設事業		
1 総合公園整備事業	0件	0件
2 運動公園整備事業	0件	0件
3 緑地整備事業	0件	0件
4 公園施設整備事業	0件	0件
5 地区公園整備事業	0件	0件
6 公園墓地事業		
6-1 債権管理業務	0件	5件
6-2 指定管理業務	1件	3件
IV 公園管理事業		
1 緑化推進事業	0件	0件
2 公園管理事業		

内 容	区 分	
	指摘	意見
2-1 公園施設管理事業	7件	4件
2-2 猿島公園管理事業	5件	2件
2-3 公園維持補修事業	2件	0件
2-4 公園管理委託事業（指定管理業務）	0件	3件
3 公園災害復旧事業	1件	1件
4 チビッコ広場管理事業	0件	2件
合 計	20件	26件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである（下表の「指摘」及び「意見」の番号は、本文中に付した「指摘」及び「意見」の番号である）。

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
I 公園に関する計画の実施状況			
1 みどりの基本計画について			
重点施策の事業スケジュールの開示について		No1	33
既存公園の機能の見直しの検討について		No 2	33
横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について		No 3	35
定量的な目標設定について		No 4	36
2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について			
ハザード除去の未完了について		No 5	43
予防保全型の長寿命化対策の実施状況について	No 1		45
定期的な健全度調査の実施について	No 2		46
長寿命化計画の実現可能性について		No 6	46
専門技術者による毎年の定期点検の実施について	No 3		48
耐震補強の実施について	No 4		48
II 緑化推進関連事業			
1 緑地保全対策事業			
2 みどりの基金積立金			
III 公園建設事業			
1 総合公園整備事業			
2 運動公園整備事業			
3 緑地整備事業			
4 公園施設整備事業			
5 地区公園整備事業			

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
6 公園墓地事業（特別会計）			
6-1 債権管理業務			
公園墓地の大規模改修計画の策定		No 7	66
債権管理台帳の見直し		No 8	68
債権回収業務の標準化の必要性		No 9	74
債権管理業務の効率化の必要性		No 10	75
債権管理体制を充実させる必要性		No 11	76
6-2 指定管理業務			
管理業務の第三者への委託について	No 5		82
指定管理者団体の決算書の分析について（公園墓地事業）		No 12	82
指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園墓地事業）		No 13	82
貸与物品の管理について		No 14	83
IV 公園管理事業			
1 緑化推進事業			
2 公園管理事業			
2-1 公園施設管理事業			
最低制限価格の設定について		No 15	94
予定単価の設定について	No 6		95
予定数量の設定について	No 7		97
分割発注による入札の回避（駐車場案内整理業務）	No 8		99
競争見積りの未実施（駐車場案内整理業務）	No 9		99
契約事務に係るルールの周知徹底（駐車場案内整理業務）		No 16	99
分割発注による入札の回避（制御盤修繕）	No 10		101
130万円を超える修繕工事の予算について（制御盤修繕）		No 17	101
契約事務に係るルールの周知徹底（制御盤修繕）		No 18	102
競争見積りの未実施（制御盤修繕）	No 11		102
物品受払簿の不備	No 12		104
2-2 猿島公園管理事業			
分割発注による入札の回避（階段小破修繕）	No 13		108
130万円を超える修繕工事の予算について（階段小破修繕）		No 19	109
競争見積りの未実施（階段小破修繕）	No 14		109
分割発注による入札の回避（手摺小破修繕）	No 15		111
分割発注による入札の回避（発電機修繕）	No 16		113
競争見積りの未実施（発電機修繕）	No 17		113
入園料の設定方法について		No 20	115

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
2-3 公園維持補修事業			
分割発注による入札の回避（人工芝小破修繕）	No 18		117
競争見積りの未実施（人工芝小破修繕）	No 19		117
2-4 公園管理委託事業（指定管理業務）			
指定管理者に関する財務審査結果について		No 21	142
指定管理者団体の決算書の分析について（公園管理委託事業）		No 22	143
指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園管理委託事業）		No 23	143
3 公園災害復旧事業			
分割発注について（倒木等処理業務）	No 20		144
随意契約の締結について（倒木等処理業務）		No 24	145
4 チビッコ広場管理事業			
遊具安全規準不適合の遊具の取り扱い		No 25	147
現地調査結果の報告の遅延		No 26	148

第3 監査対象の事業概要

I 公園に関する事業の概要

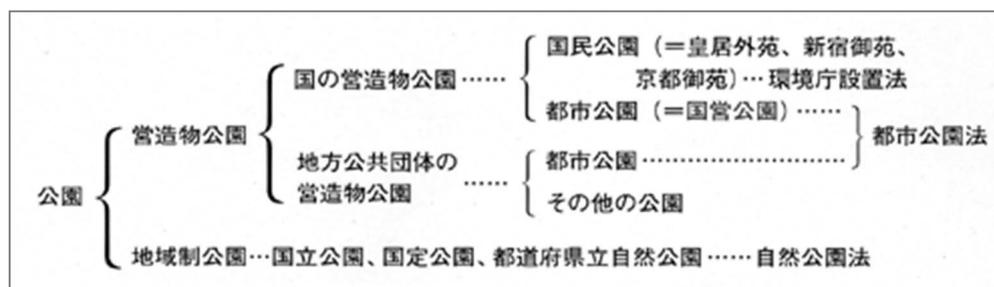
1 公園の意義

公園は、休息、観賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善を図り、都市の健全な発展とうるおいのある都市生活を目的として設けられるものである。

我が国において、一般に「公園」と呼ばれているものは都市公園に代表される「営造物公園」と、国立公園等自然公園に代表される「地域制公園」とに分類される。

さらに、「営造物公園」は、「国が維持管理を行うもの」と、「地方公共団体が維持管理を行うもの」に分類され、後者については、地方公共団体が設置する公園及び緑地である「都市公園」と、「その他の公園」に分類される。

(図表 3- I -1) 公園の分類



(出典：国土交通省関東地方整備局 HP)

また、都市公園は、都市公園法第2条の3に基づいて設置されるものであるが、その内容に応じて「街区公園」、「近隣公園」等の種別に分類される。

(図表 3- I -2) 都市公園の分類

区 分		内 容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣居住区当たり1箇所を目途に、面積2haを標準として配置します。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1箇所を目途に、面積4haを標準として配置します。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特 殊 公 園	風致公園	自然的条件を十分活用した修景施設を中心に、主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置します。
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とし、良好な景観かつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置します。
緑 地 等	緩衝緑地	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で公害、災害発生源地域と住居地域等を分離遮断することが必要な区域などに配置します。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合などは0.05ha以上とします。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として配置します。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置します。
	国営公園	国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備します。

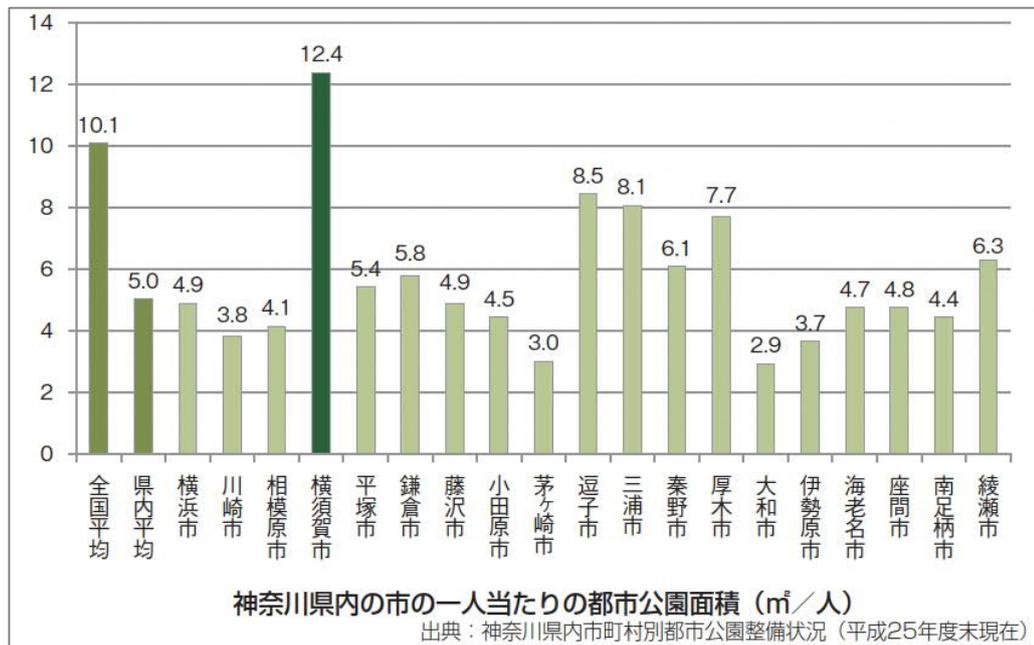
(出典：横須賀市みどりの基本計画 資料編)

2 横須賀市における公園の整備状況と課題

(1) 現状

平成 31 年 3 月末現在、横須賀市における都市公園（県立公園含む）は、546 箇所、約 639.6ha で、市民一人当たりの都市公園面積は 16.1 m²/人となっている。平成 25 年度末時点では、全国平均 10.1 m²/人に対し 12.4 m²/人となっており、神奈川県内の市（町を除く）では一番多い。

(図表 3- I -3) 神奈川県内の市の一人当たりの都市公園面積



(出典：横須賀市みどりの基本計画)

市の主な都市公園には、その特徴ごとに以下のものがある。

- ・花が名所の公園：くりはま花の国、田浦梅の里、衣笠山公園など
- ・自然や歴史を感じられる公園：県立観音崎公園、猿島公園、三笠公園など
- ・健康増進やレクリエーションの場となる公園：追浜公園、不入斗公園、大津公園など
- ・体験型総合公園：長井海の手公園（ソレイユの丘）

(図表 3- I -4) 横須賀市内における都市公園の整備状況 (県立公園を除く)

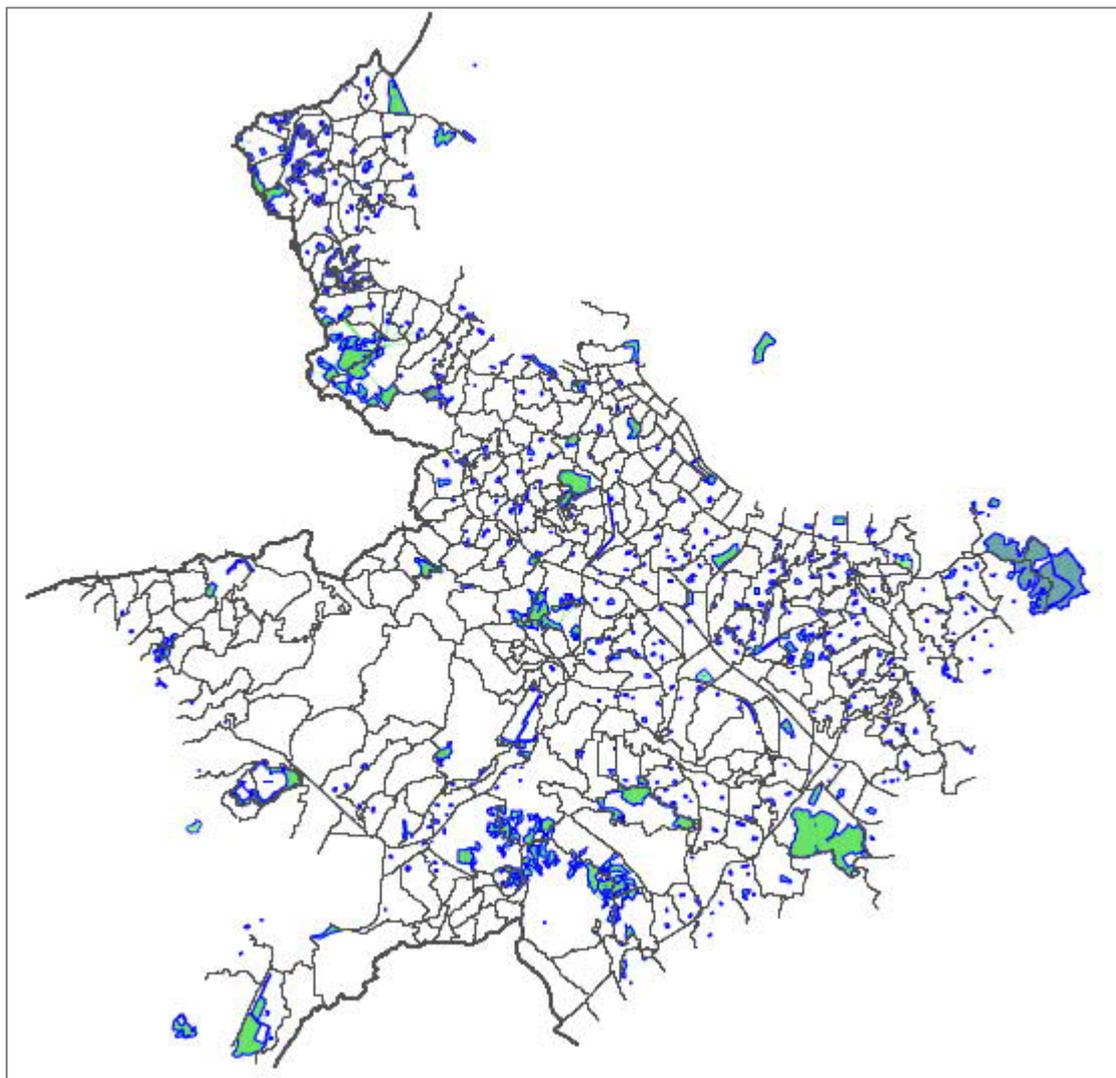
種類	種別	箇所	面積 (㎡)	主な公園
住区基幹公園	街区公園	381	790,370	
	近隣公園	24	404,875	光の丘公園、ヴェルニー公園、はまゆう公園、湘南国際村西公園、根岸公園
	地区公園	1	47,290	佐原 2 丁目公園
	小計	406	1,242,535	
都市基幹公園	総合公園	1	212,585	長井海の手公園
	運動公園	6	354,418	不入斗公園、追浜公園、夏島グラウンド、西公園、大津公園、衣笠公園
	小計	7	567,003	
特殊公園	風致公園	5	390,827	衣笠山公園、鷹取山公園、荒崎公園
	歴史公園	4	101,120	猿島公園、三笠公園、ペリー公園
	動植物公園	1	37,597	しょうぶ園
	小計	10	529,544	
緑地等	緑地	27	2,068,903	(仮称)長坂緑地、くりはま花の国、田浦梅の里、光の丘水辺公園、夏島都市緑地、太田和つつじの丘、燈明堂緑地
	緑道	5	18,798	宇東川緑道緑地
	都市林	89	1,218,096	
	小計	121	3,305,797	
合 計		544	5,644,879	

(平成 31 年 3 月末現在)

(横須賀市環境政策部公園管理課作成資料に監査人が主な公園を加筆)

なお、市における都市公園以外の公園としては、公園墓地、港湾緑地、自然教育園、ちびっこ広場、ポケットパークなどの市民の憩いの場となるオープンスペースが存在する。

(図表 3- I -5) 横須賀市内における都市公園の分布状況



(出典：横須賀市環境政策部公園管理課提供資料)

(2) 課題

市の都市公園の整備状況を種別毎に国の整備標準と比較すると、総合公園や運動公園等の不足している種別の公園がある。また、整備標準を満たしている街区公園においては、地域によって偏りが見られるため、公園の適正配置が必要である。

また、供用開始後の経年による施設等の老朽化などに対応するため、公園全体や施設等のリニューアル（再整備）が必要であり、リニューアルを行う際は、利用者ニーズの変化やバリアフリー化への対応、さらには、防災機能の充実に配慮する必要がある。

一方、維持・管理の面では、遊具等の事故を予防保全的に行うことや施設の更新にかかる費用の抑制・均等化を図ることを考慮する必要がある。

3 横須賀市における公園に関する施策

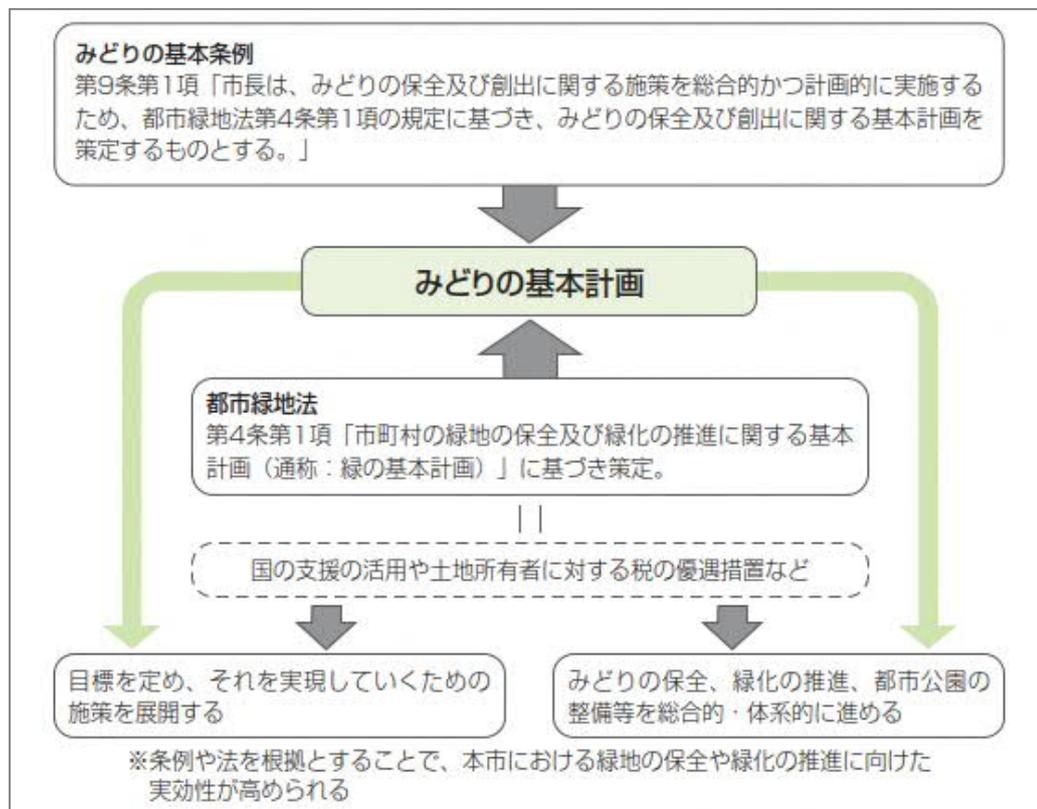
(1) 横須賀市みどりの基本計画

市では、公園の整備、維持管理等を含む、みどりの保全・創出のための中長期計画として、平成9年3月に「横須賀市緑の基本計画」を策定し、平成22年3月及び平成28年3月の見直しを経て、「横須賀市みどりの基本計画」を策定している。この計画の目標年度を平成27年度としていたことから、平成26年度より改定作業を行い、平成28年3月に新たな「横須賀市みどりの基本計画」を策定した。

当計画は、みどりの基本条例（平成23年4月施行）第9条及び都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取り組みを体系的にまとめ、総合的に実施していくために策定するものである。

なお、「横須賀市みどりの基本計画」については、本報告書「第4 監査の結果及び意見 I 公園に関する計画の実施状況 1 みどりの基本計画について」で詳述する。

(図表 3- I -6) 横須賀市みどりの基本計画の位置づけ



(出典：横須賀市みどりの基本計画)

(2) 公園施設長寿命化計画

市では、公園施設における安全性の確保並びにライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全型管理（※1）による計画的な補修・更新に係る取り組みを推進するため、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年で順次、公園施設長寿命化計画を策定した。

なお、「公園施設長寿命化計画」については、本報告書「第 4 監査の結果及び意見 I 公園に関する計画の実施状況 2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について」で詳述する。

（※1）予防保全型管理

日常点検に加えて、定期的な調査（健全度調査）を実施することにより施設の機能保全や安全性の確保に支障となる劣化を予測し、計画的に補修や修繕を行う管理手法。

II 組織の概要

横須賀市の公園に関する事務事業は、環境政策部により実施されている。

平成 31 年 4 月 1 日現在、環境政策部は環境企画課、自然環境共生課、環境管理課、公園管理課、公園建設課（公園活用推進担当を含む。）の 5 課・1 担当課、職員 78 名（うち再任用 3 名）、非常勤職員 16 名、臨時職員 10 名により構成されている。

平成 31 年 4 月 1 日における、各課の業務内容、人員数及び平成 30 年度当初予算は、以下のとおりである。

1 環境企画課

平成 31 年 4 月 1 日における、環境企画課の業務内容、人員数及び平成 30 年度の歳出の当初予算（環境政策部の一般会計分の職員給与費等を除く。）は、以下のとおりである。

業務内容	(1) 環境基本計画に関すること。 (2) 地球温暖化対策に関すること。 (3) 環境教育・環境学習に関すること。 (4) 環境マネジメントシステムに関すること。 (5) その他環境施策に関すること。 (6) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。 (7) 他課の主管に属しない事務に関すること。
人員数	職員 10 名（うち再任用 1 名）、非常勤職員 1 名、臨時職員 2 名
平成 30 年度 当初予算(歳出)	14,123 千円

2 自然環境共生課

平成 31 年 4 月 1 日における、自然環境共生課の業務内容、人員数及び平成 30 年度の歳出の当初予算（環境政策部の一般会計分の職員給与費等を除く。）は、以下のとおりである。

業務内容	(1) みどりの基本計画に関すること。 (2) 自然環境の保全、再生及び活用に関すること。 (3) 鳥獣の保護及び管理に関すること。 (4) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。 (5) 近郊緑地保全区域内、風致地区内等における行為の許可等に関すること。 (6) みどりの基金に関すること。
人員数	職員 12 名、非常勤職員 3 名、臨時職員 2 名
平成 30 年度 当初予算(歳出)	206,670 千円

3 環境管理課

平成 31 年 4 月 1 日における、環境管理課の業務内容、人員数及び平成 30 年度の歳出の当初予算（環境政策部の一般会計分の職員給与費等を除く。）は、以下のとおりである。

業務内容	(1) 工場及び事業場の大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る監視及び規制指導に関すること。 (2) 大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る環境監視及び調査に関すること。 (3) その他環境管理に関すること。
人員数	職員 10 名、非常勤職員 1 名、臨時職員 1 名
平成 30 年度 当初予算(歳出)	61,380 千円

4 公園管理課

平成 31 年 4 月 1 日における、公園管理課の業務内容、人員数及び平成 30 年度の歳出の当初予算（環境政策部の一般会計分の職員給与費等を除く。）は、以下のとおりである。

業務内容	(1) 公園、緑地及び広場の維持管理に関すること。 (2) 公園及び運動場の使用許可に関すること。 (3) 花いっぱい運動等に関すること。 (4) 公園台帳の管理に関すること。 (5) 猿島基金の管理に関すること。
人員数	職員 22 名（うち再任用 2 名）、非常勤職員 11 名、 臨時職員 4 名
平成 30 年度 当初予算(歳出)	1,980,201 千円

5 公園建設課

平成 31 年 4 月 1 日における、公園建設課の業務内容、人員数及び平成 30 年度の歳出の当初予算（環境政策部の一般会計分の職員給与費等を除く。）は、以下のとおりである。

業務内容	(1) 公園、緑地及び公園墓地の調査及び計画に関すること。 (2) 公園、緑地及び公園墓地の工事の設計及び施工に関すること。 (3) 公園墓地（馬門山墓地を除く。）の管理に関すること。
人員数	職員 23 名（公園活用推進担当を含む。）、臨時職員 1 名
平成 30 年度 当初予算(歳出)	一般会計：2,625,237 千円 公園墓地特別会計：399,000 千円(※1)

(※1) 特別会計の歳出予算額には職員給与費 4 名分を含んでいる。

III 予算及び決算の概要

平成 30 年度における横須賀市の一般会計の当初予算(歳出)は 155,440,000 千円、予算現額は 157,239,246 千円、決算額は 150,651,385 千円であった。

環境政策部の平成 30 年度当初予算は 5,841,098 千円、予算現額は 6,719,548 千円、決算額は 5,565,908 千円であった。環境政策部各課の内訳は下表のとおりである。

(環境政策部各課の平成 30 年度予算及び決算の状況)

課名等	平成 30 年度 当初予算額 (千円)	平成 30 年度 予算現額 (千円)	平成 30 年度 決算額 (千円)
環境企画課	14,123	16,123	13,288
自然環境共生課	206,670	149,334	146,273
環境管理課	61,380	59,410	57,889
公園管理課	1,980,201	1,998,145	1,976,353
公園建設課	一般会計	2,625,237	3,545,663
	特別会計	399,000	416,471
職員給与費（環境政策部の 一般会計分）	554,487	534,400	532,161
環境政策部合計	5,841,098	6,719,548	5,565,908

(横須賀市環境政策部作成資料)

なお、本監査の実施にあたっては、各課の事業の中から公園の建設及び維持管理に関連する事業を選択し、選択した事業に係る決算額のうち一定金額以上の取引について検討した。

本監査の実施にあたり選択した事業及び当該事業に係る平成 30 年度予算及び決算の概要は、以下のとおりである。

(自然環境共生課から選択した事業)

(単位：千円)

事業	平成 30 年度 当初予算	平成 30 年度 予算現額	平成 30 年度 決算額
市街地区域樹林保全支援事業	1,495	1,495	1,490
みどりの基金積立金	14,859	15,542	14,718
都市緑地保全事業	161,467	103,448	103,446
風致地区内行為許可等業務	898	898	740
みどりの基本計画推進事業	80	80	74
民有地緑化支援事業	1,030	1,030	1,002
自然林保全事業	62	62	61
自然環境共生課合計	179,891	122,555	121,531

(公園管理課から選択した事業)

(単位：千円)

事業	平成 30 年度 当初予算	平成 30 年度 予算現額	平成 30 年度 決算額
花いっぱい推進事業	14,238	14,238	12,134
公園施設管理事業	579,734	559,925	548,751
猿島基金積立金	40,961	39,363	39,363
公園災害復旧事業	4,900	23,420	22,806
くりはま花の国 指定管理料	130,680	130,680	130,680
追浜公園 指定管理料	104,515	104,515	104,515
公園水泳プール 指定管理料	70,089	70,089	70,089
佐原 2 丁目公園 指定管理料	136,500	136,500	136,500
不入斗公園 指定管理料	196,400	196,400	196,400
三笠公園 指定管理料	139,860	139,860	139,860
田浦梅の里 指定管理料	181,932	181,932	181,932
長井海の手公園 指定管理料	255,921	255,921	255,921
公園維持補修事業	53,182	70,404	69,596
チビッコ広場管理事業	6,160	7,282	6,962
公園用地整理事業	1,885	6,755	3,017
公園施設予約システム事業	2,433	2,439	2,436
猿島公園管理事業	59,916	57,545	54,728
公園管理課合計	1,979,306	1,997,268	1,975,690

(公園建設課から選択した事業)

(単位：千円)

事業	平成 30 年度 当初予算	平成 30 年度 予算現額	平成 30 年度 決算額
【一般会計】			
公園災害復旧事業	5,080	15,502	15,422
公園リニューアル事業	112,575	97,475	93,148
公園維持補修事業	153,177	153,877	147,387
長井海の手公園隣接地活用事業	20,090	15,166	15,165
佐原 2 丁目公園野球場整備事業	656,653	695,689	690,469
公園施設長寿命化計画策定事業	30,000	15,450	15,444
不入斗公園施設改修事業	224,412	161,812	161,391
追浜公園施設改修事業	256,274	248,898	161,768
(仮称)追浜公園総合練習場整備事業	1,111,900	1,111,900	267,126
久里浜 1 丁目公園グラウンドほか整備事業	—	69,500	56,627
猿島公園管理事業	3,000	3,000	2,155
(繰越予算額)			
①追浜公園施設改修事業 32,196 千円、②(仮称)追浜公園総合練習場整備事業 666,858 千円	—	699,054	637,456
(繰越予算額)			
くりはま花の国改修事業 18,600 千円	—	19,823	19,821
(繰越予算額)			
①公園リニューアル事業 26,460 千円、②夏島グラウンド整備事業 153,980 千円	—	179,216	179,206
(繰越予算額)			
佐原 2 丁目公園野球場整備事業 6,500 千円	—	6,500	6,500
一般会計合計	2,573,161	3,492,862	2,469,085
【特別会計】			
公園墓地管理事業費	178,256	178,256	168,062
公園墓地基金積立金	182,803	155,928	141,510
特別会計合計	361,059	334,184	309,572
公園建設課合計	2,934,220	3,827,046	2,778,657

第4 監査の結果及び意見

I 公園に関する計画の実施状況（環境政策部）

1 横須賀市みどりの基本計画について

(1) 横須賀市みどりの基本計画について

① 横須賀市みどりの基本計画について

「横須賀市みどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」という）は、みどりの基本条例第9条及び都市緑地法第4条に基づき、市が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことである。

みどりの基本条例の第9条第1項では、市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画を策定するものとするとしており、都市緑地法第4条第1項では、市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができるとしている。

本計画では、都市のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示している。市は、これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりの保全・創出を目指している。

② みどりの意義と当計画で対象とする「みどり」について

市には、「多摩から三浦半島に続く丘陵のみどり」「街なかのみどり」「水辺のみどり」などをはじめとする多様なみどりが比較的コンパクトな範囲に存在している。この多様なみどりが最大の魅力であり、人々が身近に貴重な自然やみどりと親しむことができる場になっている。また、市のみどりは、自然環境を支える骨格となり、地球環境や都市環境を支え、生物多様性の確保に必要不可欠なものであるとともに、市のイメージの向上や人々の快適で豊かな暮らしを支えている。こうしたことから、市のみどりは、「かけがえのないもの」との認識を持ち、みんなの力で将来に向けて、守り、つくり、再生し、育てながら活かし、次の世代へ引き継ぎ残していくべきものととらえている。

③ 計画策定における視点と計画目標年度について

現行のみどりの基本計画は、「横須賀市みどりの基本計画」（平成8年度策定・平成21年度見直し）の改定計画であり、市の「総合計画」に即した分野別計画とし

て位置づけられており、「環境基本計画」や「都市計画マスタープラン」と整合を図った計画となっている。

みどりの基本計画の計画策定における視点は以下のとおりである。

(視点 1)

豊かなみどりの継承

次世代を担う子どもたちへ、豊かなみどりと、そこに生きるより多くの生物を未来へ引き継いでいくための計画。

(視点 2)

市民の安全・安心を優先する

地球温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化への適応策を考慮するとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、大規模地震や集中豪雨等の自然災害から市民生活（生命・財産）を守ることなど、市民の安全・安心を優先とした計画。

(視点 3)

人と自然の共生と生物多様性の確保

豊かな自然と人々が互いにより良い状態で共生していくとともに、より多くの生物が適切な状況で生息・生育・繁殖ができるようにするための計画。

(視点 4)

みどりに親しみを感じ人々がいきいきと暮らせるまちづくりに活かす

市民が身近なみどりに親しみを感ずることができ、よりいきいきと暮らせる都市（＝「住み続けたいまち」）となるよう、地域の特色あるみどりを都市づくりに活かすための計画。

(視点 5)

わかりやすさと実効性を踏まえる

様々な主体がみどりの保全・創出に取り組んでいくためにわかりやすい計画にするとともに、みどりに対する取り組みの主体、手法、根拠（条例等）などを明確にして計画の実効性を高めた計画。

また、計画の目標年度は、令和 7 年度（2025 年度）とし、概ね 10 年間の計画であるが、みどりを守り、つくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像（＝あるべき姿）を見据えた計画としている。

なお、「みどりの基本計画」策定後は概ね 5 年ごとに点検を実施し、必要に応じて計画を見直すこととしている。

④ みどりの基本計画の全体像について

みどりの基本計画では、計画の基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を定めている。計画の基本理念、みどりの将来像、その実現に向けた目標の具体的な内容は以下のとおりである。

(計画の基本理念)

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

(みどりの将来像)

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた「みどりの中の都市」

(みどりの将来像の実現に向けた目標)

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに質を高める

また、目標を実現するため、7つの基本方針と、それに基づいた14の施策展開の方向を定めている。7つの基本方針は以下のとおりである。

(7つの基本方針)

基本方針	内容
1	みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承する
2	安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保つ
3	生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ
4	市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する
5	人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす
6	横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する
7	地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生する

また、14 の施策展開の方向は以下のとおりである。

(14 の施策展開の方向)

(1) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携
(2) みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にす意識と活動を未来へ継承する取り組みの推進
(3) 安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備
(4) 防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり
(5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出
(6) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進
(7) みどり豊かな市街地の形成
(8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理
(9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実
(10) 交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実
(11) 都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出
(12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出
(13) 地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出
(14) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全

⑤ 公園に関連する推進施策と7つの基本方針と14の施策展開の方向の関係

市は、みどりを保全し、創出していくために60の推進施策を定めている。その中で、公園に関連する推進施策は、以下のNo31からNo36が該当する。

No31 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討

No32 (仮称)長坂緑地の活用手法の検討

No33 都市公園等の安全・安心対策の推進

No34 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進

No35 みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進

No36 都市公園等に関する積極的な情報発信の推進

これらの推進施策は、項目が「みどりを創出・育成し、活用するための推進施策」、施策展開項目が「身近にふれあえるみどりの充実」にすべて区分されている。各推進施策について、7つの基本方針と14の施策展開の方向との関連を示すと以下のとおりとなる。

(公園に関連する推進施策)

項目	みどりを創出・育成し、活用するための推進施策
施策展開項目	身近にふれあえるみどりの充実
推進施策	No31 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
<p>(関連する基本方針)</p> <p>基本方針 3：生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ</p> <p>基本方針 4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する</p> <p>基本方針 5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす</p> <p>基本方針 6：横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する</p> <p>基本方針 7：地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生する</p> <p>(関連する施策展開の方向)</p> <p>(5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出</p> <p>(6) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進</p> <p>(7) みどり豊かな市街地の形成</p> <p>(8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理</p> <p>(9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実</p> <p>(11) 都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出</p> <p>(12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出</p> <p>(13) 地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出</p>	
推進施策	No32（仮称）長坂緑地の活用手法の検討
<p>(関連する基本方針)</p> <p>基本方針 3：生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ</p> <p>基本方針 4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する</p> <p>基本方針 5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす</p> <p>基本方針 6：横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する</p> <p>基本方針 7：地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生する</p> <p>(関連する施策展開の方向)</p> <p>(5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出</p> <p>(8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理</p>	

	(9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実 (12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出 (13) 地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出 (14) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全
推進施策	No33 都市公園等の安全・安心対策の推進
	(関連する基本方針) 基本方針 2：安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保つ 基本方針 4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する 基本方針 6：横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生する (関連する施策展開の方向) (3) 安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備 (4) 防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり (7) みどり豊かな市街地の形成 (12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出
推進施策	No34 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進
	(関連する基本方針) 基本方針 4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する 基本方針 5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす (関連する施策展開の方向) (7) みどり豊かな市街地の形成 (8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理 (9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実
推進施策	No35 みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
	(関連する基本方針) 基本方針 3：生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保つ 基本方針 4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成する 基本方針 5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす (関連する施策展開の方向) (5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

	(7) みどり豊かな市街地の形成 (8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理 (9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実
推進施策	No36 都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
	(関連する基本方針) 基本方針5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かす
	(関連する施策展開の方向) (10) 交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実

⑥ 公園に関連する推進施策と方針等について

みどりの基本計画の中で特に公園に関連する推進施策は、上記の6施策となっているが、そのうちNo31～No34の4施策が重点施策とされている。6つの推進施策の方針等と重点施策の区分は以下のとおりである。

(推進施策)

No31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討【重点施策】
方針等	都市公園の適正配置のあり方を検討するとともに、既存公園の機能の見直しについて検討していく。また、必要に応じて、様々な手法による都市公園の整備を検討していく。

No32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討【重点施策】
方針等	貴重な自然環境を有する、(仮称)長坂緑地をどのように活用していくかの手法を検討していく。

No33	都市公園等の安全・安心対策の推進【重点施策】
方針等	誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進する。また、防災拠点となる都市公園等の機能を充実させる。

No34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進【重点施策】
方針等	個性と魅力にあふれた拠点の充実を目指し、拠点となる公園の計画的な整備・リニューアルを推進する。また、健康増進や身近にみどりに親しむ場と機会を提供するため、多様な機能を有する都市公園の充実と利活用の促進を図る。

No35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
方針等	自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等、様々なみどりの機能を活かした都市公園等の充実と適切な維持管理を行う。

No36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
方針等	都市公園等に関する利活用の促進のため、施設情報やイベント情報を積極的かつ効果的に発信する。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
PDCA サイクルが適切に運用できているか	関係者へ質問するとともに、評価資料を閲覧し、PDCA サイクルが適切に運用されているかを検討した。

(3) 実施結果

① みどりの基本計画の中で特に公園に関連する目標設定について

みどりの基本計画においては、推進施策に目標を定めている。当該目標設定の状況は以下のとおりとなっている。

(推進施策とその目標)

推進施策	施策内容	目標
No31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持：520箇所、511ha ・都市公園の配置適正化に関する検討（あり方検討・施設再配置） ・既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル） ・様々な手法による公園等の整備の検討
No32	（仮称）長坂緑地の活用手法の検討【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・活用手法の検討
No33	都市公園等の安全・安心対策の推進【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化対策の推進 ・公園施設長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し ・防災機能の充実 ・公園、緑地の斜面の実態を踏まえた保全手法の検討
No34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・個性と魅力ある公園づくりと活用の推進 ・拠点となる都市公園等の充実
No35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の充実 ・都市公園等の適切な維持管理の推進
No36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の情報発信の推進

各推進施策に目標が定められているが、定量的な数値目標は、施策 No31「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」における目標の1つとして設定された

「現状維持：520 箇所、511ha」という指標のみである。それ以外の目標については、例えば、施策 No36 の「都市公園等の情報発信の推進」といった目標のような定性的な指標となっている。

また、4 つの重点施策（No31 から No34）については、事業スケジュールが示されているが、それらは、「各種検討。必要に応じ整備実施。」や「活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。」及び「継続実施」となっており、公表資料からは目標に対してその年度に何を実施するのかといった具体的な実施内容は判別しない。

各推進施策に対する平成 30 年度の事業の実績及び取組状況並びに今後の予定は以下のとおりとなっている。以下は、市の資料及び所管課からの質問をもとに監査人が目標と実績を対比させて作成したものである。

推進施策	No31 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討【重点施策】				
事業スケジュール					
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
各種検討。 必要に応じ 整備実施。	各種検討。 必要に応じ 整備実施。	各種検討。 必要に応じ 整備実施。	各種検討。 必要に応じ 整備実施。	各種検討。 必要に応じ 整備実施。	各種検討。 必要に応じ 整備実施。
目標及び 平成 30 年度 実績	【目標】現状維持：520 箇所、511ha 【実績】都市公園等を運営・維持管理。 公園個所数 531 箇所、539.6ha。				
	【目標】都市公園の配置適正化に関する検討（あり方検討・施設再配置） 【実績】他都市の適正配置の取組状況調査				
	【目標】既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル） 【実績】記載なし				
	【目標】様々な手法による公園等の整備の検討 【実績】長井海の手公園隣接地活用事業の官民連携事業の導入可能性調査の実施				
取組状況	未着手・検討予定				
今後の予定	長井海の手公園隣接地活用事業において、ソレイユの丘に隣接する未利用国有地を取得し、ソレイユの丘と未利用国有地の一体的な機能再編やリノベーションの実現に必要な事業条件と民間収益施設の事業性について、より具体的な意見を収集し基本計画を策定するとともに、令和 2 年度の事業者募集に向けた公募指針を策定する。 「みどりの基本計画」の中間見直し（令和 3 年）に向けて、令和元年度から本市の都市公園の今後のあり方や、利活用並びに維持管理方針等を検討していく。 小学校区を検討の単位とし、モデル地区において利用実態調査等を検討していく。				

推進施策 No31「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」（重点施策）の事業スケジュールはすべて「各種検討。必要に応じ整備実施。」となっているうえ、4つの目標のうちの3つは、「都市公園の配置適正化に関する検討」、「既存公園の機能の見直しの検討」、「様々な手法による公園等の整備の検討」といった各種検討を行うものとなっている。このように、複数の目標が存在する場合に、スケジュールをすべて「各種検討。必要に応じ整備実施。」としてしまうと、各目標が当初の予定どおり進捗しているのか、遅延しているのかといった状況が不明瞭になる。特に、平成30年度においては、「既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル）」という目標に対して、実績の記載はされていなかった。市の資料からは、平成30年度の「既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル）」について、当初より実施を予定していなかったのか、実施を予定していたにもかかわらず実施できなかったのかといった状況が市民には開示されていない。また、他の重点施策の事業スケジュールについても、No32は、「活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。」、No33及びNo34は、「継続実施」となっており同様の問題が生じている。

意見1 「重点施策の事業スケジュールの開示について」

4つの重点施策について、それぞれに年度別の事業スケジュールが示されているが、いずれも「各種検討。必要に応じ整備実施。」や「継続実施」等と記載されており、各年度の具体的な実施内容が記載されていない。そのため、仮にある年度に事業が実施されなかったとしても、当該年度において当初より予定していなかったのか、予定していたにもかかわらず実施できなかったのか等、事業の進捗状況を判別できない。例えば、推進施策 No31の目標の1つである「既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル）」に対する平成30年度の実績は記載されていない。

また、目標と実績を対比する形で記載していないため、目標の達成状況を把握することが困難となっている。

各年度における具体的な実施内容を事業スケジュールに落とし込み、目標と実績を対比させることで、市民にとって事業の進捗状況や目標の達成状況をわかりやすく開示することを検討されたい。

意見2 「既存公園の機能の見直しの検討について」

既存公園の機能の見直しの検討については、過去より「未着手・検討予定」の状況が続いており検討が進んでいない状況にある。平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方検討会」（国土交通省）の最終報告が公表され、「都市公園等についてストック効果を高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」、といった基本的な考え方が示され、都市公園を使いこなすためのマネジメントの強化がうたわれている。市においても、

当該委員会の最終報告も踏まえ「既存公園の機能の見直し」について具体的な検討を進められたい。

推進施策	No32 (仮称) 長坂緑地の活用手法の検討【重点施策】				
事業スケジュール					
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。	活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。	活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。	活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。	活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。	活用手法の検討。必要に応じ、整備実施。
目標及び平成 30 年度実績	【目標】 活用手法の検討 【実績】 公有地部分は都市公園として管理していくことが現時点での活用手法。				
取組状況	継続実施				
今後の予定	里山的環境保全・活用事業のエリアを拡大し、更に里山的環境の再生を促進する。				

推進施策	No33 都市公園等の安全・安心対策の推進【重点施策】				
事業スケジュール					
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
目標及び平成 30 年度実績	【目標】 バリアフリー化対策の推進 【実績】 宇東川公園、栄地谷公園の 2 公園で出入口、トイレ、園路、水飲み場のバリアフリー化を実施した。 【目標】 公園施設長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し 【実績】 金谷公園、池田 5 丁目公園、鴨居第 4 公園、大矢部公園、久里浜台 1 丁目公園、立野公園、大矢部中尾公園の 7 公園で老朽化した遊具の更新を実施した。来客性の高い 6 公園において、公園施設長寿命化計画を提案した。 【目標】 防災機能の充実 【実績】 くりはま花の国非常階段設置のための各種調査業務を実施した。 【目標】 公園、緑地の斜面の実態を踏まえた保全手法の検討 【実績】 なし				
取組状況	継続実施				
今後の予定	くりはま花の国において、津波避難階段の実施設計を行う。 公園・緑地の斜面の実態調査を踏まえた工法の検討と整備を実施する。				

推進施策 No33「都市公園等の安全・安心対策の推進」においては、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し」を事業目標としている。一方、平成 30 年度から令和 3 年度までを対象期間とした横須賀再興プランにおいては、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化

対策の推進」に関して、公園トイレのバリアフリー化を年2公園、老朽化した遊具の改修を年10施設、公園施設の機能充実を年5施設実施する目標を設定している。

意見3 「横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について」

市の最上位の計画である「総合計画」の「実施計画」に該当する横須賀再興プランにおいて、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化対策の推進」に関して具体的な数値目標が設定されている。推進の視点が同じであれば、みどりの基本計画においても同様の数値目標を設定して PDCA サイクルに基づいて事業を実施・評価することが望まれる。

推進施策	No34 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進 【重点施策】					
事業スケジュール						
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
目標及び平成30年度実績	<p>【目標】個性と魅力ある公園づくりと活用の推進</p> <p>【実績】佐原2丁目公園の野球場の整備を行った。夏島グラウンドの整備を行った。</p> <p>【目標】拠点となる都市公園等の充実</p> <p>【実績】横須賀スタジアムの外野人工芝を改修した。不入斗公園陸上競技場のグラウンド整備を改修した。</p>					
取組状況	継続実施					
今後の予定	<p>引き続き追浜公園内において、横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場の整備及び横須賀スタジアムの改修を行う。また、くりはまみんなの公園と隣接する国有地に、横浜 F・マリノス練習場の整備を行う。これらにより、スポーツ交流拠点として、市民がスポーツを楽しむことのできる環境を創出するとともに地域の活性化を図っていく。また、JR 久里浜駅北側の国有地を取得し、くりはまみんなの公園の代替となる公園の整備を行う。</p> <p>横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場の整備工事継続事業を進捗させる。(令和元年度中に完成予定)</p> <p>横須賀スタジアムのリニューアル構想策定と、ナイター照明実施設計、トイレのバリアフリー化、階段昇降機設置、観客席改修を実施する。</p> <p>令和元年度以降についても、横須賀再興プランに基づきナイター照明改修工事と、スタジアム改修の基本・実施設計を進める。</p>					

推進施策	No35 みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進					
目標及び平成30年度実績	<p>【目標】都市公園等の充実</p> <p>【実績】544公園を15地区に分け、みどりの機能を生かすべく適切に樹木管理を行った。</p>					

	【目標】 都市公園等の適切な維持管理の推進 【実績】 既存公園において、適切な維持管理を行い、自然と触れ合うことができるみどりとしての活用を図った。
取組状況	継続実施
今後の予定	継続して適切な維持管理を実施する。

推進施策 No35 「みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進」においては、都市公園等の充実及び都市公園等の適切な維持管理の推進という目標を定めているが、毎年度予算計上した範囲内での維持管理を行うことが実施内容となっており、定性的な目標設定に留まっている。

推進施策	No36 都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
目標及び平成30年度実績	【目標】 都市公園等の情報発信の推進 【実績】 ポスターの掲示、パンフレットの配布、市ホームページでの情報提供を行った。
取組状況	継続実施
今後の予定	引き続きポスターの掲示、パンフレットの配布、市ホームページでの情報提供等を実施する。

推進施策 No36 「都市公園等に関する積極的な情報発信の推進」については、市のHP、ツイッター、広報紙及びポスター掲出を主な情報発信の手段としており、情報発信に関する数値目標やバリアフリー化した施設などのリニューアル状況を新たに市民に向けて発信するといった具体的な内容は設けていないとのことであった。

意見4 「定量的な目標設定について」

各推進施策に目標が設定されているが、定量的な数値目標は、推進施策 No31 「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」における目標の1つとして設定された「現状維持：520箇所、511ha」という指標のみである。市は、「都市公園等の適切な維持管理の推進」（推進施策 No35）や「都市公園等の情報発信の推進」（推進施策 No36）といった定性的な目標に対して、当該都市公園等の適切な維持管理や情報発信を実施することで目標を達成したとしている。しかし、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結び付けることも困難となる。

事業の目標として、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することを検討されたい。その際、事業活動が計画どおりに実施できているかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことにより実際にどのような成果が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討

されたい。

2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について

(1) 市で管理している公園について

① 市で管理している公園について

市で管理している公園は、544 公園（平成 31 年 3 月末現在）あり、長寿命化計画を策定した平成 24 年度からの推移・分布は以下のとおりである。

(図表 4-I-1) 市で管理している公園

(単位：箇所)

種類	種別	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 31 年 3 月
住区基幹公園	街区公園	374	376	381
	近隣公園	25	24	24
	地区公園	-	1	1
	小計	399	401	406
都市基幹公園	総合公園	1	1	1
	運動公園	5	5	6
	小計	6	6	7
特殊公園	風致公園	4	4	5
	歴史公園	4	4	4
	動植物公園	1	1	1
	小計	9	9	10
緑地等	緑地	25	25	27
	緑道	5	5	5
	都市林	78	79	89
	小計	108	109	121
合計		522	525	544

② 市における公園施設健全度調査について

市は、平成 24 年度に横須賀市公園施設長寿命化計画策定に伴う調査業務を委託している。当該業務においては、市内 425 公園の予備調査及び 10 公園 68 施設の遊具、38 施設の四阿（あずまや）及びパーゴラ、52 施設の便所及び建築施設の健全度調査を行っている。

その翌年度である平成 25 年度に横須賀市公園施設長寿命化計画策定業務を委託している。当該業務においては、前年度に健全度調査を行っていない遊具のある 355 公園 1,724 施設、便所のある 87 公園 96 箇所の健全度調査を行うとともに、平成 24 年度に実施した調査結果を踏まえて 1,789 基の遊具及び 123 基の便所の長寿命化計画を策定している。なお、調査対象とした遊具の種類と設置数は以下のとおりである。

(図表 4-I-2) 調査対象とした遊具の種類及び設置数

種類	設置数 (基)	種類	設置数 (基)
雲梯	13	2 連ブランコ	159
太鼓雲梯	10	はん登棒	10
鉄棒	155	チェーンネット ジャングル	6
動物置物	285	ロープウェイ	15
スプリング遊具	279	3 連ブランコ	2
シーソー	29	4 連ブランコ	20
プレイウォール	8	小型複合遊具	146
平均台	7	大型複合遊具	1
砂場	62	その他遊具	181
ジャングルジム	30	リンク遊具	115
滑り台	197	健康遊具	59
合計			1,789

また、市は、平成 26 年度に横須賀市公園施設長寿命化計画策定業務を委託している。当該業務においては、運動公園 5 公園について健全度調査を行うとともに、従来の長寿命化計画に運動公園を含めた長寿命化計画を策定している。

なお、調査対象とした運動公園は以下の公園である。

(図表 4-I-3) 調査対象とした公園施設数

公園名称	施設数
追浜公園	200
不入斗公園	405
衣笠公園	51
大津公園	217
西公園	69
合計	942

③ 市における公園施設長寿命化計画の策定状況について

市では、平成 24 年度及び平成 25 年度に公園施設（遊具及び便所）の健全度調査を実施し、公園施設長寿命化計画を策定した。その後、平成 26 年度に運動公園 5 公園の公園施設の健全度調査を実施し、運動公園の長寿命化計画を策定している。

上記、公園施設（遊具及び便所）に運動公園を加えた、長寿命化計画の年度別の費用計画は以下のとおりである。

(図表 4- I -4) 長寿命化計画の年度別の費用計画

年度	年次計画	
	公園数	費用 (千円)
平成 26 年度	7	58,310
平成 27 年度	13	237,979
平成 28 年度	16	186,449
平成 29 年度	17	170,728
平成 30 年度	18	275,060
令和元年度	19	175,354
令和 2 年度	11	118,100
令和 3 年度	7	98,272
令和 4 年度	9	93,672
令和 5 年度	17	223,456
令和 6 年度	3	61,465

④ 市における公共施設等総合管理計画について

市は、平成 28 年度に横須賀市公共施設等総合管理計画を策定している。当該計画においては、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めている。公園については、現状と課題、取組状況（計画等の策定状況）、管理に関する基本的な方針を定めており、その概要は、以下のとおりである。

現状と課題	多くの公園が設置から数十年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も安全で快適な公園利用を確保していくため、効率的な維持管理や計画的な施設の補修・更新を進めていく必要がある。
取組状況 (計画等の策定状況)	「横須賀市公園施設長寿命化計画（平成 25 年度）遊具・便所」及び「横須賀市公園施設長寿命化計画（平成 26 年度）運動公園」が策定されている
管理に関する 基本的な方針	<p>①点検・診断等の実施方針</p> <p>日常点検や定期点検等の安全点検を通じて公園施設の損傷や劣化状況を把握する。</p> <p>日常点検は、巡視により施設の不具合等を把握する。また、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、日常点検の他に、専門技術者（有資格者）が遊具の診断を行う定期点検を原則年 1 回行う。</p> <p>②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針</p> <p>公園施設の適切な維持管理や「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な補修・更新により、施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。</p>

	<p>③安全確保・耐震化の実施方針 公園利用者の安全確保に必要な措置を最優先した維持管理を行う。また、公園内の建物について、耐震化等を視野に入れた検討を行う。</p> <p>④都市公園の配置・機能適正化に向けた検討方針 都市公園の適正配置のあり方を検討するとともに、既存公園の機能見直しについて検討する。また、必要に応じて、様々な手法による都市公園の整備を検討する。</p>
--	---

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
市が定めた長寿命化計画、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいて事業が実施されているか	<p>i) 所管課への質問及び資料の閲覧により公園に関する長寿命化計画の概要を把握した。</p> <p>ii) 所管課への質問及び資料の閲覧により公共施設等総合管理計画の公園に関する部分の概要を把握した。</p> <p>iii) 所管課への質問及び資料の閲覧により、市が定めた長寿命化計画、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいて事業が実施されているか検討した。</p>

(3) 実施結果

平成 24 年度及び平成 25 年度に実施した公園施設（遊具及び便所）の健全度調査の結果及び平成 26 年度に実施した運動公園 5 公園の公園施設の健全度調査の結果は以下のとおりであった。

① 遊具の健全度調査の概要と調査結果

市で管理している遊具の種類と処分制限期間を過ぎている遊具の数は、以下のとおりである。設置数 1,789 基のうち 1,339 基が処分制限期間を過ぎており全体の 7 割を超える状況にある。なお、処分制限期間とは、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。)」第 22 条に基づく制限を受ける期間のことである。国庫補助事業で取得した財産については、適化法第 22 条で「補助事業などにより取得し、または効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。

(図表 4- I -5) 調査対象とした遊具の種類と処分制限期間を過ぎている遊具数

種 類	設置数 (基)	処分制限 期間 (年)	処分制限期間 を過ぎている 遊具数 (基)
雲梯	13	15 年	7
太鼓雲梯	10	15 年	9
鉄棒	155	15 年	102
動物置物	285	10 年	280
スプリング遊具	279	10 年	223
シーソー	29	15 年	22
プレイウォール	8	40 年	7
平均台	7	15 年	7
砂場	62	15 年	58
ジャングルジム	30	15 年	25
滑り台	197	15 年	123
2 連ブランコ	159	15 年	118
はん登棒	10	15 年	10
チェーンネットジャングル	6	15 年	5
ロープウェイ	15	15 年	5
3 連ブランコ	2	15 年	2
4 連ブランコ	20	15 年	17
小型複合遊具	146	15 年	83
大型複合遊具	1	15 年	1
リンク遊具	115	10 年	88
健康遊具	59	15 年	17
その他遊具	181	- (※)	130
合計	1,789	-	1,339

※その他遊具については、処分制限期間が複数存在するため記載を省略している。

遊具のハザード判定結果は以下のとおりであった。

(図表 4- I -6) 遊具のハザード判定結果

ハザード判定	施設数
ハザード 3	979
ハザード 2	313
ハザード 1	286
ハザード 0	139
判定なし	72
総計	1,789

ハザード判定は、ハザード 0 からハザード 3 まで区分される。「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008 2008 年 8 月」(一般社団法人日本公園施設業協会)(以下、

「遊具安全規準」という。)には、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性(ハザード)を除去し、遊具の事故予防を図ることがうたわれている。その物的ハザード(不適切な配置、不十分な維持管理の状態など)について、市では以下の4段階での判定を行っている。

- 0：傷害をもたらす物的なハザードがない状態
- 1：軽度の傷害をもたらす状態
- 2：重大であるが傷害が恒久的でない状態
- 3：生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

遊具のハザード判定結果(図表4-I-6)において、979施設がハザード3と判定されている。市は、劣化判定の悪い施設から優先的に改修を行っているため、健全度判定結果(図表4-I-8)によりD判定とされた公園についてはハザード除去が完了しているが、ハザード3とされた施設についてはハザード除去が完了していない。また、市は、劣化判定に基づいて改修を進めているため、ハザードを主体としたとりまとめはしていないとのことであった。そのため、現時点において、ハザード除去が未完了のハザード3以上の遊具の設置場所や設置数は集計されていない状態である。

また、遊具の劣化判定の結果は、以下のとおりであった。

(図表4-I-7) 遊具の劣化判定結果

判定	公園数	施設数
d判定	17	28
c判定	238	537
b判定	345	1,204
a判定	13	16
判定なし	3	4
総計	-	1,789

劣化判定は、以下のa判定からd判定に区分している。

- a：健全な状態
- b：軽微な劣化がある状態
- c：重度の劣化がある状態
- d：最重要部材に重度の劣化がある状態

また、遊具の健全度判定の結果は、以下のとおりであった。

(図表 4- I -8) 遊具の健全度判定結果

判定	公園数	施設数
D 判定	17	28
C 判定	238	537
B 判定	345	1,204
A 判定	13	16
判定なし	3	4
総計	-	1,789

市は、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を確認し、総合的な判定である健全度判定を、以下の A から D までの四段階評価で行っている。ただし、市は、遊具定期点検表にある「劣化判定」を、「健全度判定」と定義しているため、遊具の劣化判定と健全度判定は同一の結果となっている。

A：健全な状態

B：概ね健全だが部分的に劣化が進行している状態

C：全体的に劣化が進行している状態

D：全体的に顕著な劣化がある状態

意見 5 「ハザード除去の未完了について」

遊具のハザード判定結果において、ハザード 3 と判定された施設は 979 施設あるが、市は健全度判定の悪い施設から優先的に改修を行っているためハザード除去が完了していない施設が存在する。

公園施設の長寿命化のための基本方針において、ハザード 3 の施設はハザード除去に必要な対策を設定するとしており、対策の完了期間は示されていないが、早急にハザード除去を完了されたい。

② 便所の健全度調査の概要と調査結果

市で管理している公園トイレの設置年数と設置数、劣化判定結果は以下のとおりであった。

(図表 4- I -9) 調査対象としたトイレの設置年数と設置数

設置年数	設置数
10年未満	29基
10年以上20年未満	31基
20年以上30年未満	40基
30年以上	23基
合計	123基

(図表 4- I -10) 便所の健全度判定結果

判定	公園数	施設数
D判定	15	18
C判定	51	54
B判定	26	40
A判定	9	10
判定なし	1	1
総計	102	123

③ 運動公園 5 公園の公園施設の健全度調査の概要と調査結果

(図表 4- I -11) 調査対象とした公園施設数

公園名称	園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	便益 施設	管理 施設	合計
追浜公園	3	7	28	32	13	117	200
不入斗公園	12	1	63	22	23	284	405
衣笠公園	4	0	16	4	3	24	51
大津公園	2	8	65	17	14	111	217
西公園	1	1	23	6	4	34	69
合計	22	17	195	81	57	570	942

(図表 4- I -12) 調査対象とした公園施設の経過年数

公園名称	施設数				合計
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	
追浜公園	21	23	3	153	200
不入斗公園	34	36	3	332	405
衣笠公園	1	2	5	43	51
大津公園	74	7	9	127	217
西公園	9	6	0	54	69
合計	139	74	20	709	942

(図表 4- I -13) 公園施設の劣化判定結果

判定	施設数	主な施設
D 判定	4	フェンス、観覧席、倉庫
C 判定	51	スタジアム、ネットフェンス、法面
B 判定	131	フェンス、防球ネット
A 判定	184	照明灯、擬木柵
総計	370	

(図表 4- I -14) 予防保全型施設として分類した 8 施設の内訳

公園名称	施設区分	施設名称	健全度
追浜公園	運動施設	スコアボード建屋	B
		硬式野球場（横須賀スタジアム）	C
不入斗公園	運動施設	弓道場	C
	管理施設	管理棟（事務所）	B
大津公園	便益施設	クラブハウス	B
	便益施設	相撲場更衣室	B
	管理施設	管理棟（事務所）	B
西公園	管理施設	管理棟（事務所）	C

市は、平成 27 年 3 月の運動公園の長寿命化計画で予防保全型と分類した 8 施設について、劣化判定で C 判定となった場合に長寿命化対策を実施することを基本方針としている。現在、追浜公園の運動施設（スコアボード建屋、硬式野球場（横須賀スタジアム））のみ長寿命化対策が実施されているが、その他の 6 施設、すなわち、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟について、いまだ長寿命化対策が実施されていない。また、市は、当該予防保全型の 8 施設について、5 年に 1 度以上の健全度調査を行うこととしているが、平成 26 年度に実施して以降 5 年以上実施されていない。

指摘 1 「予防保全型の長寿命化対策の実施状況について」

平成 27 年 3 月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した 8 施設について、市は劣化判定で C 判定となった場合に長寿命化対策を実施することを基本方針としているが、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟の計 6 施設について、いまだ長寿命化対策が実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに長寿命化対策を実施する必要がある。

指摘2 「定期的な健全度調査の実施について」

平成27年3月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した8施設（追浜公園のスコアボード建屋及び硬式野球場（横須賀スタジアム）、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟）について、市は5年に1度以上の健全度調査を行うこととしているが、平成26年度に実施して以降5年以上実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに健全度調査を実施する必要がある。

④ 遊具、便所及び運動公園5公園の公園施設の長寿命化計画における更新工事の実施状況について

(図表4-I-15) 長寿命化計画における更新工事の実施状況 (単位：千円)

年度	年次計画		実績		差異	乖離率
	公園数	費用	公園数	費用		
平成26年度	7	58,310	-	-	△58,310	△100%
平成27年度	13	237,979	7	105,687	△132,292	△56%
平成28年度	16	186,449	7	60,519	△125,930	△68%
平成29年度	17	170,728	5	103,286	△67,442	△40%
平成30年度	18	275,060	8	171,398	△103,662	△38%
小計	71	928,525	27	440,890	△487,636	△53%
令和元年度	19	175,354	/			
令和2年度	11	118,100				
令和3年度	7	98,272				
令和4年度	9	93,672				
令和5年度	17	223,456				
令和6年度	3	61,465				
合計	137	1,698,845				

遊具、便所及び運動公園5公園の公園施設の長寿命化計画においては、平成30年度までに928,525千円の規模の長寿命化対策を計画していたが、実績は440,890千円にとどまり、計画に対して47%の進捗状況となっている。

意見6 「長寿命化計画の実現可能性について」

遊具、便所及び運動公園5公園の公園施設の長寿命化計画においては、市は平成30年度までに928,525千円の規模の長寿命化対策(改修工事)を計画していたが、実績は440,890千円にとどまり、計画に対して47%の進捗状況となっている。また、修繕対象公園数は71箇所の計画に対して実績は27箇所であり、その進捗は大

幅に遅れている状況にある。

工事に伴う予算確保が難しい状況が続いているため、都市公園の配置適正化や既存公園の機能の見直しの検討等により抜本的な対策をされたい。

⑤ 総合管理計画における管理に関する基本的な方針の実施状況について

総合管理計画において、日常点検と定期点検の実施方針を定めている。日常点検は、市の職員により毎年実施されている。しかし、遊具について専門技術者による定期点検は4年に1回の頻度で行っているとのことであった。

また、公園内の建物について、耐震化等を視野に入れた検討は、昭和56年6月以前に建築されている不入斗公園弓道場や大津公園相撲場更衣室などの耐震検討を行っていく予定であるが行えていないとのことであった。なお、昭和56年6月以前に建築されており耐震補強が必要な施設の公園別の内訳は以下のとおりである。

(図表 4-I-16) 昭和56年6月以前に建築された施設の公園別内訳

番号	公園名	建物名	取得日
1	追浜公園	便所 (スタジアム3塁側)	S53.3.31
2	鷹取公園	便所	S54.11.13
3	湘南鷹取4丁目第2公園	便所	S56.3.31
4	湘南鷹取5丁目第2公園	プール機械室	S53.6.16
5	船越3丁目公園	便所	S55.3.31
6		ポンプ小屋	S55.3.31
7	不入斗公園	弓道場・便所	S46.3.31
8		テニスコート便所	S46.8.10
9		便所 (野球場)	S53.11.6
10		便所 (中央園路)	S53.11.6
11		陸上競技場本部席	S56.3.23
12	豊の坪公園	便所	S52.3.31
13	衣笠山公園	展望台	S34.3.27
14	森崎第3公園	便所	S48.3.31
15	大津公園	倉庫	S45.4.10
16		相撲場更衣室	S49.9.27
17		車庫	S54.4.21
18		クラブハウス (テニスコート)	S56.3.30
19	根岸公園	水泳プール管理棟	S41.7.1
20	馬堀海岸公園	水泳プール管理棟	S49.3.30
21		水泳プール機械室	S49.3.30
22		水泳プール売店	S50.12.4
23	愛宕山公園	便所	S56.6.1

番号	公園名	建物名	取得日
24	久里浜公園	水泳プール管理棟	S42.7.20
25	津久井公園	便所	S47.3.27
26	西公園	管理事務所	S55.11.1
27	富浦公園	プール管理棟	S45.7.28

また、都市公園の適正配置のあり方及び既存公園の機能見直しの検討については、平成 30 年度に他都市の取組状況の調査を行い、令和元年度には、市内の 1 小学校学区をモデル地区に定め公園の利用実態を調査しているとのことであった。

指摘 3 「専門技術者による毎年の定期点検の実施について」

所管課によると専門技術者による定期点検は 4 年に 1 回の頻度で行っているとのことであった。市が定めた公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針では、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」に基づき、日常点検の他に、専門技術者(有資格者)が遊具の診断を行う定期点検を原則年 1 回行うとしている。

そのため、公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針に基づいて専門技術者(有資格者)による定期点検を毎年実施する必要がある。

指摘 4 「耐震補強の実施について」

総合管理計画において、市は、公園内の建物について耐震化等を視野に入れた検討を行うこととしているが、昭和 56 年 6 月以前に建築されている施設の耐震補強の検討は実施されていない。昭和 56 年 6 月以前に建築された耐震補強が必要な施設は、27 施設あるため、総合管理計画の管理に関する基本的な方針に従って耐震補強の実施について検討を進める必要がある。

II 緑化推進関連事業（自然環境共生課）

1 緑地保全対策事業（緑化推進）

(1) 緑地保全対策事業の概要

事業名	緑地保全対策事業
事業の概要	<p>緑地保全事業は、①市街化区域樹林地保全支援事業、②都市緑地保全事業、③風致地区内行為許可等業務、④みどりの基本計画推進事業、⑤民有地緑化支援事業、⑥自然林保全事業から構成されている。</p> <p>本監査においては、監査テーマである公園に関する基本計画である④みどりの基本計画推進事業、緑地保全事業の予算額の大部分を占める②都市緑地保全事業を対象とした。なお、④みどりの基本計画推進事業については、本報告書の「第4 監査の結果及び意見 I 公園に関する計画の実施状況（環境政策部） 1 みどりの基本計画について」を参照されたい。</p> <p>都市緑地保全事業は、都市緑地法に基づき近郊緑地特別保全地区内における建築等行為の許可事務や、不許可とした場合に行われる土地の買入れからなる。</p>
当初予算額	161,467 千円
決算額	103,446 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①都市緑地保全事業における近郊緑地特別保全地区内における建築等行為の許可事務が、法令の定めに従って行われているか	近郊緑地特別保全地区内における建築等行為許可の申請書、行為許可の審査に係る決裁文書等の閲覧及び所管課への質問を実施した。
②都市緑地保全事業における近郊緑地特別保全地区内における建築等行為を不許可とした場合に行われる土地の買入れが、法令の定めに従って行われているか	<p>i) 土地買入申出書、土地買入申出の受理に係る決裁文書、土地買入れに伴い市議会へ提出する議案の決裁文書等の閲覧及び所管課への質問を実施した。</p> <p>ii) 買入れた土地の公有財産台帳への登録書類の閲覧及び所管課への質問を実施した。</p>

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2 みどりの基金積立金（緑化推進）

(1) みどりの基金積立金の概要

事業名	みどりの基金積立金
事業の概要	みどりの基金積立金は、市民や事業者から寄せられた寄附等をもとに緑化を推進し、豊かなみどりを保全・再生・活用するためのさまざまな事業に活かすための基金である。 積立金の内訳は、一般寄付（みどりの基金指定分）、インターネットによる寄附、ふるさと納税（みどりの基金指定分）、公園内に設置されている自動販売機などの売上に対する手数料及び基金の運用利子である。
当初予算額	14,859 千円
決算額	14,718 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
みどりの基金の管理及び運用は、法令の定めに従って行われているか	みどりの基金の積立及び取崩しに係る決裁書類、残高推移を管理する書類の閲覧及び所管課への質問を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

Ⅲ 公園建設事業（公園建設課）

1 総合公園整備事業

(1) 長井海の手公園隣接地活用事業の概要

事業名	長井海の手公園隣接地活用事業
事業の概要	長井海の手公園は、平成 17 年 4 月に供用が開始され既に 13 年が経過している。当公園の多様化した利用者の満足度の向上を図り、西地区の交流拠点としての機能を創出・拡充するため、既存用地 21 ヘクタールに隣接する国有地約 3.3 ヘクタールを令和元年度に取得した。 本事業の実施にあたっては、民間事業者の資本や経営企画力等を最大限活用するため、官民連携型の基盤整備手法（PPP、PFI 等）の導入を検討している。
当初予算額	20,090 千円
決算額	15,165 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	i) 公園建設課で締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2 運動公園整備事業

2-1 不入斗公園施設改修事業

(1) 不入斗公園施設改修事業の概要

事業名	不入斗公園施設改修事業
事業の概要	不入斗公園施設改修事業は、三浦半島唯一の3種公認競技場である不入斗公園陸上競技場について、市内陸上競技のレベル向上のため、また、今後も公認陸上競技場として継続維持するために改修工事を行うものである。 また、不入斗公園においては、慢性的な駐車場不足の問題があり、周辺道路の渋滞緩和を図るため、中央園路アリーナ前に15台分、弓道場周辺植樹帯付近に52台分、合計67台分の駐車場を整備する事業も含まれる。
当初予算額	224,412千円
決算額	161,391千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2-2 追浜公園施設改修事業

(1) 追浜公園施設改修事業の概要

事業名	追浜公園施設改修事業
事業の概要	<p>追浜公園施設改修事業は、横須賀スタジアムの照度不足を解消するため、ナイター設備基本設計の委託を行うものである。照明灯の数は既存の4基のまま、電球のLED化を検討している。</p> <p>また、老朽化した人工芝の改修を行い、プレーヤーの安全や快適な利用環境を確保することにより、市民サービスの向上を図ることとしている。</p> <p>さらに、ファール打球が駐車車両に被害を及ぼしているため、防球ネットを整備することにより被害を防ぎ、安心してプレーを行えるようにすることとしている。</p>
当初予算額	256,274 千円 (繰越 32,196 千円)
決算額	161,768 千円 (繰越 32,196 千円)

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	<p>i) 公園建設課で締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。</p> <p>ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。</p>

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2-3 (仮称) 追浜公園総合練習場整備事業

(1) (仮称) 追浜公園総合練習場整備事業の概要

事業名	(仮称) 追浜公園総合練習場整備事業 (継続事業)
事業の概要	(仮称) 追浜公園総合練習場整備事業は、プロ野球球団の市内存続と本拠地機能の強化を推進することにより、地域経済の活性化やスポーツ文化の振興を図るため、追浜公園内に総合練習場を整備する事業である。本事業は平成 29 年度から平成 31 年度にわたる継続事業である。
当初予算額	1,111,900 千円 (繰越 666,858 千円)
決算額	267,126 千円 (繰越 605,260 千円)

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	i) 公園建設課で締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

3 緑地整備事業

(1) くりはま花の国施設改修事業の概要

事業名	くりはま花の国施設改修事業
事業の概要	平成 30 年度における緑地整備事業は、くりはま花の国改修事業である。久里浜地区沿岸部では、津波ハザードマップにおいて 5 メートルから 10 メートルの浸水区域となっていることから、くりはま花の国フィールドアーチェリー場隣接部からハーブ園がある高台（標高 40 メートル）に至る斜面地に、津波避難路として避難階段を設置するため、基本設計、測量、伐木を行うものである。
当初予算額	－千円（繰越 18,600 千円）
決算額	－千円（繰越 19,821 千円）

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

4 公園施設整備事業

4-1 公園リニューアル事業

(1) 公園リニューアル事業の概要

事業名	公園リニューアル事業
事業の概要	公園リニューアル事業は、トイレを中心とした公園バリアフリー化事業、公園施設長寿命化計画に基づく改築等の長寿命化支援事業のほか、既存公園に新たに施設を設置する施設増設等事業や既存公園施設の改修事業を集約したものである。
当初予算額	112,575 千円（繰越 26,460 千円）
決算額	93,148 千円（繰越 26,450 千円）

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

4-2 公園施設長寿命化計画策定事業

(1) 公園施設長寿命化計画策定事業の概要

事業名	公園施設長寿命化計画策定事業
事業の概要	公園施設長寿命化計画策定事業は、市内の6公園（長井海の手公園、三笠公園、くりはま花の国、猿島公園、しょうぶ園、ペリー公園）について、予備調査、健全度調査、長寿命化計画策定を行うものである。
当初予算額	30,000 千円
決算額	15,444 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

4-3 夏島グラウンド整備事業

(1) 夏島グラウンド整備事業の概要

事業名	夏島グラウンド整備事業
事業の概要	夏島グラウンド整備事業は、(仮称) 追浜公園総合練習場整備に伴い、市民の野球場不足への対応策として、ソフトボール2面または軟式野球1面を設置可能なグラウンドを整備するものである。
当初予算額	一千円 (繰越 153,980 千円)
決算額	一千円 (繰越 152,756 千円)

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

4-4 久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業

(1) 久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業の概要

事業名	久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業
事業の概要	久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業は、横浜F・マリノスの練習拠点となり、市民も利用可能なサッカーグラウンド等を整備することにより、スポーツ文化の醸成や地域の活性化を図るものであり、そのための測量調査、地質調査、設計委託を行うものである。
補正予算額	69,500 千円
決算額	56,627 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

5 地区公園整備事業

(1) (仮称) 佐原 2 丁目公園野球場整備事業の概要

事業名	(仮称) 佐原 2 丁目公園野球場整備事業
事業の概要	平成 30 年度における地区公園整備事業は、(仮称) 佐原 2 丁目公園野球場整備事業である。 (仮称) 追浜公園総合練習場整備に伴い、市民の野球場不足への対応策として、硬式球を使用できる人工芝仕様の野球場として、グラウンド・防球ネット・休憩施設・倉庫・駐車場棟を整備するものである。本事業は平成 29 年度及び平成 30 年度の継続事業となる。
当初予算額	656,653 千円 (繰越 6,500 千円)
決算額	690,469 千円 (繰越 6,500 千円)

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

6 公園墓地事業（特別会計）

6-1 債権管理業務

(1) 公園墓地事業の概要

事業名	公園墓地事業
事業の概要	<p>市民の墓地需要に応えるため、国から無償譲渡された旧陸軍弾薬庫跡地（横須賀市大矢部）を利用し、昭和52年度から平成12年度まで4期に分けて公園墓地が整備された。</p> <p>平成27年度には期限後合祀型合葬墓が整備され、平成28年12月1日から供用が開始された。</p> <p>公園墓地は、豊かな自然の中で墓地としての機能だけでなく、芝生広場、噴水、モニュメント等の施設を設置することにより、市民が散策や四季折々の花を観賞できる憩いの場としての役割も担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理面積：55.5ha ・墓所区画数：25,300区画、3,150体分 <p>（内訳 芝生墓地：17,726区画、普通墓地：7,274区画 合葬墓：300区画、期限後合祀型合葬墓：3,150体分）</p> <p>所管部署は環境政策部公園建設課の公園墓地担当で、職員数は4名となっており、市役所内で公園墓地全般に関する事務事業を行っている。</p> <p>公園墓地現地での運營業務（現地事務所管理、公園内管理等）は、指定管理者である横須賀公園墓地管理グループ（代表 西武造園株式会社）が実施している（指定期間：平成30年4月1日～令和4年3月31日）。</p> <p>本事業は公園墓地特別会計によっている。設立以来、一般会計からの繰入は一度も行われておらず、独立採算が維持されている。</p> <p>また、公園墓地特別会計から、基金条例第1条に基づき設置されている公園墓地基金への繰入が行われており、公園墓地を整備するための必要な費用に充当する財源として運用されている。</p>
当初予算額	399,000千円
決算額	341,614千円

(図表 4-Ⅲ-1) 横須賀市営公園墓地の全体図



(出典：横須賀市営公園墓地 指定管理者の HP)

(図表 4-Ⅲ-2) 公園墓地の使用料及び管理料 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

墓所の種類	使用料 (申込時)	管理料 (毎年)
普通墓地  7,274 区画 (4 平方メートル/1 区画)	865,000 円	年額 7,560 円
芝生墓地  17,726 区画 (4 平方メートル/1 区画)	865,000 円	年額 7,560 円

墓所の種類	使用料（申込時）	管理料（毎年）
合葬墓  300 区画（0.06 平方メートル/1 納骨区画）	100,000 円	年額 640 円
期限後合祀型合葬墓  3,150 体分（0.08 平方メートル/1 体分用、0.16 平方メートル/2 体分用）	97,000 円(1 体分) 194,000 円(2 体分) ※一般墓、合葬墓から移行の場合 16,000 円(1 体分) 32,000 円(2 体分)	年間管理料は墓地使用料に含まれている。

（写真の出典：横須賀市営公園墓地 HP）

（2）着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①現状の公園墓地管理料により独立採算制が維持されているか	i)公園墓地特別会計の主要な歳入及び歳出に係る書類の閲覧及び所管課への質問を実施した。 ii)公園墓地特別会計の主要な歳入である公園墓地管理料の計算資料の閲覧及び所管課への質問を実施した。
②公園墓地管理料は適切に徴収されているか	公園墓地管理システムから出力される各種台帳、公園墓地管理料の納入状況及び収入未済残高の内訳資料、不納欠損資料の閲覧及び所管課への質問を実施した。
③公園墓地基金の管理及び運用は、法令に基づいて適正に行われているか。	公園墓地基金の積立及び取崩しに係る決裁書類、残高推移を管理する書類の閲覧及び所管課への質問を実施した。

(3) 実施結果

① 公園墓地の運営財源について

i) 公園墓地特別会計及び公園墓地基金の状況

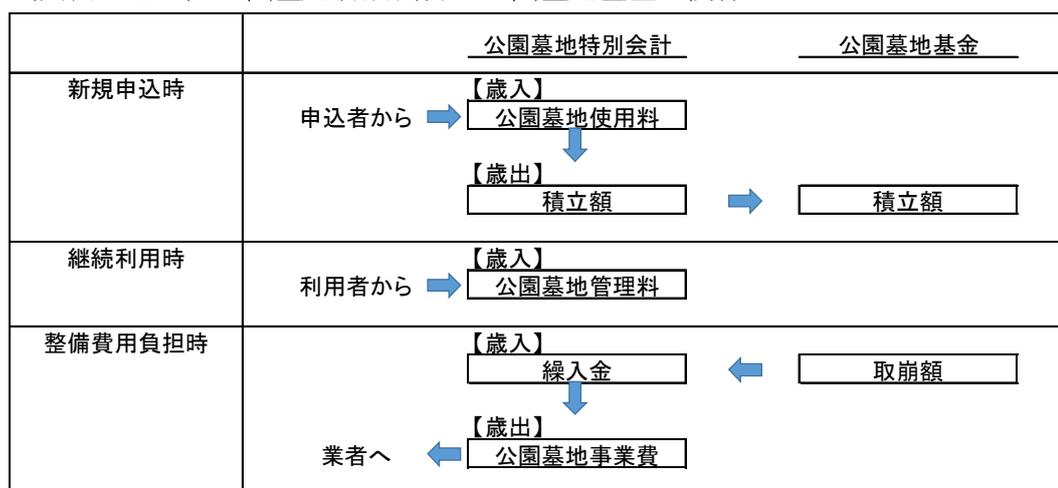
公園墓地は公園墓地特別会計を設置して運営されている。開園以来、一般会計からの繰入は無く、独立採算で運営されている。

主要な歳入は、公園墓地申込時に徴収される公園墓地使用料と、芝生墓地、普通墓地、合葬墓利用者から毎年徴収される公園墓地管理料であり、主要な歳出は指定管理料及び災害復旧・大規模工事費である。

また、将来の大規模改修を含めた公園墓地を整備するための必要な費用に充当するため、公園墓地使用料収入について公園墓地特別会計から公園墓地基金への積立てが行われている。公園墓地基金は金融機関への預金として保管されている。

公園墓地特別会計と公園墓地基金の関係及び直近3年度の状況は以下のとおりである。

(図表 4-III-3) 公園墓地特別会計と公園墓地基金の関係



(図表 4-Ⅲ-4) 公園墓地特別会計の直近 3 年度の決算状況 (単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入			
使用料及び手数料(※1)	343,579	244,940	327,633
財産収入	53	65	81
繰入金(※2)	9,343	4,576	46,625
繰越金	44,557	55,913	20,336
諸収入	5,000	880	4,311
歳入合計	402,532	306,374	398,986
歳出			
公園墓地事業費(※3)	346,619	286,038	341,614
歳出合計	346,619	286,038	341,614

(※1)公園墓地使用料及び公園墓地管理料から構成される。

(※2)公園墓地を整備するための費用を公園墓地基金から繰入（出納整理期間に実施）

(※3)公園墓地基金への公園墓地使用料収入の積立額を含む。

(図表 4-Ⅲ-5) 公園墓地基金の直近 3 年度の決算状況 (千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度の 3 月 31 日 基金現在高	727,500	710,798	768,164
積立額(※1)	145,465	66,709	141,478
取崩額(※2)	162,167	9,343	4,576
当年度の 3 月 31 日 基金現在高	710,798	768,164	905,066

(※1)公園墓地特別会計からの公園墓地使用料収入の積立額

(※2)公園墓地を整備するための費用を公園墓地特別会計へ繰入

ii) 公園墓地管理料の計算プロセス

公園墓地管理料は、公園墓地条例に基づき、公園墓地事業に係る管理経費と墓地の区画数により算出されているが、現行の公園墓地管理料は、平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値に基づいて算出されている。

公園墓地管理料の改定のルール（実施時期等）は特に定められておらず、公園墓地特別会計の収支バランスをモニタリングしながら改定を行っている。公園墓地特別会計は、開園以来独立採算を維持していることから、過去の料金改定は主として消費税の導入及び消費税率の変更に伴うものであり、管理経費の見直しに伴う改定は平成 16 年度実施分の 1 回のみである。

公園墓地管理料の改定履歴は以下のとおりである。

(図表 4-Ⅲ-6) 公園墓地管理料の改定履歴

	公園墓地管理料(年額)	備考
昭和 55 年度～	4,800 円	
平成元年度～	4,940 円	消費税(3%)導入に伴う改定
平成 9 年度～	5,040 円	消費税率(5%)変更に伴う改定
平成 16 年度～	7,350 円	管理経費の見直しによる改定
平成 26 年度～	7,560 円	消費税率(8%)変更に伴う改定
令和 2 年度～	7,700 円	消費税率(10%)変更に伴う改定

意見 7 「公園墓地の大規模改修計画の策定」

現状、将来の大規模改修を含めた公園墓地を整備するための必要な費用に充当するため、公園墓地基金が積み立てられているが、公園墓地の大規模改修工事の必要性は認識されているものの、大規模改修計画が策定されておらず、必要とされる経費総額が把握されていないため、公園墓地基金残高が将来の大規模改修工事に備えて必要十分な残高となっているか否か評価することができない。

さらに、大規模改修工事の実施にあたり、公園墓地利用者に対して公園墓地管理料の改定を通じた一定程度の負担を求める必要があるか否か評価することができない。

公園墓地のうち初期に整備された地区は昭和 55 年に開園しており、開園から概ね 40 年経過していることから、大規模改修計画を早急に策定することにより、必要とされる経費総額を把握し、大規模改修工事に備えた公園墓地基金の残高の在り方や、公園墓地管理料水準の在り方について検討することが望まれる。

なお、平成 31 年度において、大規模改修計画策定のための経費（約 10,000 千円）が予算化されている。

② 公園墓地管理料の管理について

i) 公園墓地管理料の徴収及び債権管理

公園墓地管理料の徴収については、公園墓地条例第 13 条第 2 項及び公園墓地条例施行規則第 7 条第 1 項により、毎年 4 月に徴収することとされている。

公園墓地管理料の債権管理については、地方自治法及び横須賀市債権管理条例に準拠した手続が求められているが、横須賀市債権管理条例第 3 条では、台帳の整備と徴収計画の策定が求められている。

現状、公園墓地の債権管理にあたっては、台帳は公園墓地管理システムの管理料台帳を利用しており、徴収計画は毎年策定されている。

(図表 4-Ⅲ-7) 公園墓地管理システムの管理料台帳

No	請求年度	請求日	請求額	回数	会計年度	納付日	納付額	メモ
1	平成17年		7,350	2	平成17年		7,350	
2	平成18年		7,350	2	平成18年		7,350	
3	平成19年		7,350	2	平成19年		7,350	
4	平成20年		7,350	7	平成24年		7,350	
5	平成21年		7,350	6	平成25年		7,350	
6	平成22年		7,350	7	平成27年		7,350	
7	平成23年		7,350	7			0	
8	平成24年		7,350	7			0	
9	平成25年		7,350	7			0	
10	平成26年		7,560	7	平成30年		7,560	
11	平成27年		7,560	6	平成30年		7,560	
12	平成28年		7,560	5	令和元年		7,560	
13	平成29年		7,560	4	令和元年		7,560	
14	平成30年		7,560	3			0	
15	令和元年		7,560	2			0	

(出典：横須賀市公園墓地管理システム)

(図表 4-Ⅲ-8) 公園墓地管理料に係る債権の徴収計画

現年度分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	02年度4月	02年度5月	
	納付書発送	口座振替本振替	督促状送付							催告書送付				納付書発送	
	口座振替再振替	訪問及び昼間電話催告(随時)											口座振替本振替	口座振替再振替	
	休日一斉訪問(5/25)						夜間電話催告		休日一斉訪問(12/7)					休日一斉訪問	
繰越分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	02年度4月	02年度5月	
										催告書送付					
	訪問及び昼間電話催告(随時)														
	承継未済者親族調査、親族あて文書送付(随時)														
			墓碑張紙		墓碑張紙				墓碑張紙			墓碑張紙			
	休日一斉訪問(5/25)						夜間電話催告		休日一斉訪問(12/7)					休日一斉訪問	

(出典：横須賀市公園建設課作成資料)

(図表 4-Ⅲ-9) 前述の徴収計画のサマリー

実施時期	実施作業
4月1日	公園墓地管理料納入通知書発送(納期限：4月30日)
4月30日	公園墓地管理料口座振替
5月15日	振替不能者再振替
6月1日	5月末時点で現年度分未納者に対し督促状を発送(期限：6月10日)
随時	現年度分・過年度分未納者に対し訪問催告及び電話催告
12月1日	現年度分または過年度分未納者に対し催告状を発送
3月	不納欠損処理

意見 8 「債権管理台帳の見直し」

現状、債権管理台帳として公園墓地管理システムの「管理料台帳」を利用している。管理料台帳は（図表 4-Ⅲ-7）の様式で個人別に作成されており、請求年度別の管理料の納付状況を把握することはできるものの、不納欠損処分額、時効到来時期、未納額を一覧性のある形で把握することができない等、債権管理に関連した機能が充実していない。

債権管理を正確かつ効率的に実施するため、個人別・請求年度別の管理料について納付済額、不納欠損処分額、未納額、時効到来時期を一覧性のある形で把握することができるよう、債権管理台帳の内容を見直すことが望ましい。

ii) 公園墓地管理料に係る債権回収手続

公園墓地管理料の債権回収手続については、地方自治法及び横須賀市債権管理条例に準拠した手続が求められている。債権回収において問題となるのは、履行期限までに完全に履行しない債務者がいる場合であるが、その場合の債権回収手続は、地方公共団体が「しなければいけない手続」と「することができる手続」に大別される。

これらの手続と根拠法令との対応関係は、以下のとおりである。

（しなければならぬ手続）

手続	法令	内容（法令から抜粋）
督促	債権管理条例 第 4 条	市長は、債権について履行期限までに完全に履行しない債務者がいるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 1 項又は地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 171 条の規定により新たに期限を指定して督促しなければならない。 2 前項の規定による督促に指定する期限は、その発付の日から起算して 10 日を経過した日とする。
強制執行等	債権管理条例 第 8 条	市長は、強制徴収債権以外の債権(以下「非強制徴収債権」という。)について第 4 条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、政令第 171 条の 2 の規定により次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 10 条又は第 11 条の規定による措置をとる場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

手続	法令	内容（法令から抜粋）
		<p>(1) 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>(2) 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。</p> <p>(3) 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。</p>
債権放棄した場合の議会への報告	債権管理条例第14条	市長は、前2条の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。

(できる手続)

手続	法令	内容（法令から抜粋）
徴収停止	債権管理条例第10条	<p>市長は、非強制徴収債権であって履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、政令第171条の5の規定により以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。</p> <p>(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>
履行期限の延長	債権管理条例第11条	市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合においては、政令第171条の6第1項の規定によりその履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを

手続	法令	内容（法令から抜粋）
		<p>妨げない。</p> <p>(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p> <p>(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(3) 債務者が災害、盗難その他の事故により、当該債務の全部を一時に履行することが困難となり、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であると認められるとき。</p> <p>2 市長は、非強制徴収債権について履行期限後においても政令第171条の6第2項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権(以下「損害賠償金等債権」という。)は、徴収すべきものとする。</p>
債権放棄	債権管理条例第13条	<p>市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等債権を放棄することができる。</p> <p>(1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p>

手続	法令	内容（法令から抜粋）
		<p>(2) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。</p> <p>(3) 消滅時効の期間が満了したとき。</p> <p>(4) 第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(5) 第8条各号又は第9条各項に規定する措置をとったにもかかわらず完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(6) 第10条に規定する措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるときのほか、市長が特にやむを得ない理由により放棄の必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項第6号の規定にかかわらず、第10条に規定する措置をとった債権であって限定承認に係るものその他徴収することができないことが明らかであるものについては、市長は、直ちに当該債権及びこれに係る損害賠償金等債権を放棄することができる。</p>
債権放棄の際の消滅時効	地方自治法第236条第1項	<p>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p>
不納欠損	予算決算規則第47条	<p>歳入の欠損又は債権の免除をしようとするときは、欠損処分(債権免除)決裁書を作成し、財政部長に合議のうえ専決規程(平成8年横須賀市訓令甲第3号)別表第4に定めるところにより決裁を受けなければならない。なお、部長等は、その旨を会計管理者に通知するものとする。</p>

手続	法令	内容（法令から抜粋）
不納欠損の 決裁権限	専決規程第4条	副市長等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定める決裁区分に属する事項について専決することができる。

上記の手続をはじめとした債権回収事務は、公園建設課の公園墓地担当職員4名（うち1名は庶務との兼務）により行われているが、市役所へ来所する市民に対する窓口業務等の他の業務との兼務で行われており、専属の担当者は配置されていない。

（図表 4-III-10）公園建設課 公園墓地担当職員が実施している業務

業務内容	担当者
1 予算、決算、議会、監査関係業務 条例、規則改正関係業務	1名
2 管理料賦課業務 返還墓地使用充当業務 基金管理業務 財産管理業務 滞納対策関連業務	1名
3 公園墓地に係る照会回答業務 申請、届書処理業務 消費税申告納付業務 還付に関する業務 指定管理者との調整業務 募集等の墓地使用許可に関する業務 墓地管理全般に関する業務	1名
4 課内庶務全般に関する業務 課内全般の歳出、歳入に関する事務 備品、車両管理業務 休憩所使用料等の収納事務 課内全般の照会回答業務 臨時職員に関する事務	1名 （墓地管理全般に関する業務、滞納対策関連業務、募集等に関する業務は全員で対応）

（横須賀市環境政策部公園建設課提供資料より作成）

このような状況下で、平成28年度から平成30年度までに実施された滞納対策は以下のとおりである。

(図表 4-Ⅲ-11) 実施された滞納対策

手続	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)現年度分未納者へ督促状を送付	6月1日発送 1,479件	6月1日発送 1,474件	6月1日発送 1,391件
(2)現年度・過年度未納者へ催告状を送付	12月1日発送 388件	12月1日発送 402件	12月3日発送 379件
(3)未納者宅の電話催告	昼間 16日/96件 夜間 2日/180件	昼間 15日/100件 夜間 2日/180件	昼間 15日/44件 夜間 4日/296件
(4)未納者宅の訪問催告	平日 14日間/112件 休日 2日間/41件	平日 13日間/121件 休日 2日間/43件	平日 15日間/26件 休日 2日間/41件
(5)焼骨を埋葬している未納者の墓所に看板を設置	延 171件	延 245件	延 94件
(6)未納かつ承継手続未済の使用者の親族へ催告等文書を送付	集計していない	集計していない	随時 34件

上記の滞納対策を実施したものの、平成 28 年度末から平成 30 年度末までに公園墓地管理料の収入未済となった件数及び残高の推移は次表のとおりとなっており、収入未済件数及び残高、不納欠損件数及び残高が年々増加している。

(図表 4-Ⅲ-12) 年度別収入未済残高内訳(各年度 5 月 31 日現在)

(単位:円)

処理年度 発生年度	単価	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		件数	金額	不納欠損	件数	金額	不納欠損	件数	金額	不納欠損
20	7,350	2	14,700		2	14,700		2	14,700	
21	7,350	2	14,700		2	14,700		2	14,700	
22	7,350	2	14,700		2	14,700		2	14,700	
23	7,350	47	345,450	-44	3	22,050		3	22,050	
	620	7	4,340	-7		0			0	
24	7,350	54	396,900		53	389,550	-51	2	14,700	
	620	7	4,340		7	4,340	-7		0	
25	7,350	76	558,600		65	477,750		63	463,050	-63
	620	8	4,960		8	4,960		8	4,960	-8
26	7,560	114	861,840		88	665,280		71	536,760	
	640	8	5,120		8	5,120		7	4,480	
27	7,560	147	1,111,320		101	763,560		80	604,800	
	640	8	5,120		8	5,120		7	4,480	
28	7,560	210	1,587,600		142	1,073,520		107	808,920	
	640	10	6,400		9	5,760		7	4,480	
29	7,560		0		241	1,821,960		170	1,285,200	
	640		0		10	6,400		8	5,120	
30	7,560		0			0		234	1,769,040	
	640		0			0		7	4,480	
小計		702	4,936,090	-51	749	5,289,470	-58	780	5,576,620	-71
不納欠損	7,350	-44	-323,400		-51	-374,850		-63	-463,050	
	620	-7	-4,340		-7	-4,340		-8	-4,960	
	7,560		0			0			0	
	640		0			0			0	
小計		-51	-327,740		-58	-379,190		-71	-468,010	
差引		651	4,608,350		691	4,910,280		709	5,108,610	

支払督促を行い債権名義を取得した結果、時効が10年に延長された債権
 地方自治法第236条により未納者の時効(5年)が成立した債権

(横須賀市公園建設課作成資料を監査人が集計)

なお、不納欠損処分の原因は全て地方自治法第 236 条の規定による未納者の時効成立によるものである。不納欠損処分された債権の未納理由は以下のとおり分類される。

(図表 4-Ⅲ-13) 不納欠損処分された債権の未納理由別内訳

(単位:円)

未納理由	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	未納者数	金額	未納者数	金額	未納者数	金額
催告、訪問するが未納	18	125,570	22	154,970	31	221,120
所在不明	10	73,500	8	58,800	6	44,100
返還済	4	29,400	4	29,400	5	36,750
本人死亡	19	99,270	24	136,020	29	166,040
合計	51	327,740	58	379,190	71	468,010

(出典：横須賀市公園建設課作成資料)

意見 9 「債権回収業務の標準化の必要性」

債権回収担当者は、債権回収業務に関する税務部主催の内部研修を受講しているものの、3年程度の業務期間となる場合がある人事異動により債権回収担当となるため、業務経験や専門知識が不十分なまま業務に従事せざるを得ない状況にある。また、異動にあたり前任者から業務の引継を受けているが、前述の状況にあるため

引継内容が不十分であり、後任者も十分な業務対応ができていない。
 具体的には、以下のような事象が発生している。

(図表 4-Ⅲ-14) 過年度に生じた改善の余地がある債権回収の事例

過年度において、同一債務者に対し年度により対応が異なっていた事例
未納者Aに対し、平成20年度から平成23年度に発生した債権について支払督促を行い債務名義を取得し時効を10年に延長したにもかかわらず、平成24年度及び平成25年度に発生した債権については時効の延長手続を取らず、不納欠損処分とした。
未納者B及びCに対し、平成20年度から平成24年度に発生した債権について支払督促を行い債務名義を取得し時効を10年に延長したにもかかわらず、平成25年度に発生した債権については時効の延長手続を取らず、不納欠損処分とした。
過年度において、未納者とのコミュニケーションにより不納欠損処理を回避できる可能性があった事例
複数年度の未納債権に係る納付書を受領していた未納者Cが、時効が先に到来する平成25年度に発生した債権について優先的に納付せず、未だ時効が到来していない平成26年度及び平成27年度に発生した債権について先に納付したため、結果的に平成25年度に発生した債権の時効が到来し、不納欠損処理せざるを得なかった。

これらの事象の発生原因としては、債権回収担当者の業務経験や専門知識の不足、異動の際の不十分な引継等を起因とする場当たりの対応、債務者とのコミュニケーション不足等にあると思われる。

このような場当たりの対応や債務者とのコミュニケーション不足を回避するため、債権回収業務を法令に基づいて体系化・標準化し、業務マニュアルを作成することにより、担当者の業務経験や専門知識の不足を補うことが望ましい。

意見10 「債権管理業務の効率化の必要性」

平成28年度から平成30年度までの不納欠損処分の内容を見てみると、その全てが時効の成立によるものである。

さらにその内訳を見てみると、既に死亡した債務者であり、かつ、2親等内の親族も既に死亡していることから債権回収が実質的に困難である者について、時効成立を待って毎年度不納欠損処分している事例がある。

上述の事例のように、債務者の状況から明らかに債権回収が困難な場合には、法律上の債権放棄や不納欠損処分を進め、市として管理すべき債権を回収の可能性がある債権に絞り込むことにより債権管理を効率化することが望ましい。

また、明らかに資力があるにもかかわらず債務を返済しない者に対しては、適正に管理料を納めている大多数の利用者との公平性を保つ観点から、費用対効果を勘

案の上、適時適切に法的手段を執る検討をすることが望ましい。

意見 11 「債権管理体制を充実させる必要性」

平成 28 年度から平成 30 年度までの不納欠損処分の件数及び金額を見てみると、いずれも増加傾向にあることが分かる。所管課によれば、これらの不納欠損処分されている債権については、過年度において債務者の相続人等を十分に把握できていれば不納欠損処分を回避できた可能性があるとのことである。

前述のとおり、債権回収事務は公園建設課の公園墓地担当職員 4 名（うち 1 名は庶務との兼務）が携わり、市役所の公園建設課へ来所する市民（公園墓地関連とは限らない）に対する窓口業務等の他の業務との兼務で行われているが、専属の担当者は配置されておらず、一方業務量は増加傾向にある。

現状、公園墓地担当職員については、公園墓地の令和 2 年度最終募集に係る業務対応のため、1 名オーバー配置の 4 名配置ということであるが、債権管理体制を充実させるため、業務量に見合った適切な数の職員を担当させることが望ましい。

6-2 指定管理業務

(1) 指定管理者制度の概要

① 指定管理者制度とは

従来、体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から、管理する主体は市か公共的団体等に限られていた。しかし、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、民間事業者（民間団体）でも「公の施設」の管理が可能となり、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通して、市民サービスの向上を図ることが可能となった。当該制度が指定管理者制度である。

従来の契約の形態ではなく、市に代わって管理する代行の形態をとることで、施設の「使用許可」などの行為も指定管理者が行うことができるようになった。指定管理者制度導入後、「公の施設」の管理は市が直営で管理するか、指定管理者が管理することになっている。従来の管理委託制度と指定管理者制度の相違点は以下のとおりである。

(図表 4-III-15) 従来の管理委託制度と指定管理者制度の比較表

項目	従来の管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定	民間事業者を含む幅広い団体（個人を除く）NPO 法人等でも可。

項目	従来の管理委託制度	指定管理者制度
権限と業務の範囲	施設の設置者である市との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。	施設の管理に関する権限を包括的に指定管理者に委任する。施設の使用許可も行うことができる。
	施設の管理権限、責任は設置者である市が担い、施設の使用許可権限は委託できない。	市は、直接管理権限の行使は行わないが、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じ指示を行う。指定管理者が指示に従わないときは、指定を取り消したり、管理業務の停止を命ずることができる。
条例で規定する内容	管理委託させること	指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲その他必要な事項。
契約	委託契約	協定 指定管理者の指定（＝行政処分）は、地方自治法上の契約に該当しないため、同法に規定する入札の対象とならない。

横須賀市では、従来から多くの施設管理を外部委託し、管理経費の削減等を図ってきており、地方自治法改正後においても積極的に指定管理者制度の導入を図っている。しかし、市には約700の「公の施設」があり、施設の性格や設置目的は様々であるため、指定管理者制度の導入にあたっては市が策定した「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、施設ごとに指定管理者制度の適用について検討したうえで、各施設の管理方針を決定している。

指定管理者制度の導入を決定した場合には、以下の指定管理者の指定の手續等を行う。

(図表 4-III-16) 指定管理者の指定の手續等

手續	内容
指定管理者の募集	<p>i) 原則として公募するものとする。ただし、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとする。この場合も、公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。</p> <p>なお、公募を行わない施設は以下のとおりである。</p> <p>ア 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設</p>

手続	内容
	<p>イ 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設</p> <p>ii) 指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の設置条例について必要な改正等を行い、管理の基準や、業務の範囲について明確に示すこと。</p> <p>iii) 募集にあたっては、施設の概要、申請する団体の資格、提出書類など必要な事項を明示すること。 募集にあたっては、広報紙、ホームページ、市報などの広報手段を活用し、広く情報提供に努めること。</p> <p>iv) 公募する場合は、募集の開始から申請締め切りまで特段の理由のない限り 30 日間以上設けること。</p>
指定管理者の指定期間の設定	<p>サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、4 年（現在は 5 年）を標準に適切な期間を個別に設定することができるものとする。</p> <p><個別に検討が必要となる施設の例></p> <p>i) 医療施設等、利用者への継続的なサービスの提供及び人材確保の観点から期間の長期化が望ましい施設</p> <p>ii) 期間を長期化することにより、指定管理者による大規模な設備投資が期待できる施設</p>
利用料金制度の設定	<p>指定管理者が利用料金として収受できない場合を除き、次の視点から積極的に利用料金制度（承認料金制を含む。以下同じ。）の導入を検討するものとする。</p> <p><検討の視点></p> <p>i) 施設の利用料金のみで施設運営が可能な独立採算施設には、原則として利用料金制を導入する。</p> <p>ii) 利用料金のみでは収支の採算がとれないような施設であっても、集客や施設利用の促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出すことが可能と考えられる施設については、利用料金制の導入を積極的に検討する。</p>
債務負担行為の設定	<p>指定管理者に対し、指定管理料を支出する施設については、指定管理者の更新を迎える施設から順次、指定期間中の指定管理料に相当する額の債務負担行為を設定する。</p> <p>ただし、利用料金制度を採用する施設のうち、一部の施設管理経費を指定管理料で賄う施設において、主たる利用料金収入が社会保障費（自立支援費、介護保険料等）など制度変更により変動する可能性のある施設や何らかの要因により指定期間中の指定管理料の見込みが立たない施設については、債務負担行為を設定しないものとする。</p>
指定管理者の選考	<p>指定管理者の選考にあたっては、次の事項を総合的に検討し選考を行うものとする。</p> <p>i) 基礎項目評価 財務状況、管理実績、労働基準、障害者雇用、所在地区分</p>

手続	内容
	ii) 提案評価 法令遵守、施設管理、利用者への配慮、リスクへの対応、障害者及び男女共同参画への配慮、地域貢献、人員体制、施設ごとの独自基準、指定管理料
選考委員会の設定	選考にあたっては、選考委員会を設けることとする。なお、選考委員会は原則として5名で構成し、委員の過半数は市職員以外の有識者等とする。また、利用する市民や学識者等の意見も聞くことができるものとする。
選考における透明性の確保	選考の透明性をより高めるため、原則として選考委員会を公開する。ただし、募集条件の検討及び財務状況など申請団体の評価に関する意見交換は非公開とする。 なお、選考過程や選考結果については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表する。

指定管理者制度導入後、所管する部課等は、次の対応を行う。

(図表 4-III-17) 指定管理者制度導入後の対応

手続	内容
指定管理者による施設管理運営状況の把握及び必要な指示（指定管理者の監督）	原則として毎月実施する施設の現地確認調査や指定管理者から毎月または毎年提出される書類をもとに、指定管理者の業務の執行状況等を確認し、必要があれば指示及び改善指導を行う。
指定管理者評価の公表	指定管理者の施設管理運営状況の評価は、市ホームページ等で公表する。
施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映	施設には、原則として意見箱を設置し、利用者からの意見を継続的に聴取すること。また、当該意見箱に寄せられた利用者からの意見とその回答は施設内に掲示し、適切な施設管理と施設利用者の利便性・満足度の向上に資するものとする。 なお、利用者からの意見は、上記のほか様々な方法により幅広く聴取し、今後の施設の管理のあり方の検討及び指定管理者募集の際の条件の設定に反映させるよう努めることとする。
次期の指定管理者の要件や指定期間等の検討	市民、指定管理者などからの意見等を参考にしつつ、市民サービスの向上の観点から指定管理者の業務範囲や管理経費の負担のあり方などを見直し、次期の管理要件等に反映させるものとする。

② 公園建設課で導入している指定管理者公園墓地

休憩所の使用の許可及び墓地の施設及び設備の維持管理等に関する業務は、公園墓地条例第5条に基づき、指定管理者に委託しており、公園建設課で導入している

指定管理者公園墓地は以下のとおりである。

名称	指定管理者	指定管理期間
横須賀市営公園墓地	横須賀公園墓地管理グループ (西武造園株式会社、福利園建設株式会社)	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日

③ 横須賀市営公園墓地に関する指定管理業務

横須賀市営公園墓地に関する業務を一括で指定管理者の募集を行い、横須賀公園墓地管理グループが指定管理者に指定されている。

1) 施設の概要

所在地	開設年月日	主な施設
大矢部6丁目 1033番地	昭和55年 10月1日	芝生墓地17,726区画、普通墓地7,274区画、合葬墓300区画、期限後合祀型合葬墓3,150体分等

2) 指定管理者制度の概要

指定期間	4年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩所の使用の許可に関する事 ・ 墓地の施設及び設備の維持管理に関する事 ・ その他市長が定める業務
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入

3) 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	2団体より応募があり、選考委員5名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。

4) 指定管理者の概要

指定管理者の名称	横須賀公園墓地管理グループ (西武造園株式会社、福利園建設株式会社)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成30年度評価)	施設の管理運営は良好に行われている。 地元の小学生の遠足や中学生の職業体験の受け入れ、園内で地域の方を交えてのラジオ体操の定期的な実施、防災イベントを実施して来園者に参加してもらう等、地域と密着した墓地の管理・運営を行っていた。 また、初の試みとしてお彼岸時期にケータリングカーによる軽食販売サービスを実施し、来園者に対するサービス向上を図っていた。

	今後も、公園墓地利用者の満足度向上を目指した取り組み及び公園墓地の管理に努めてください。
--	--

5) 指定管理料の推移 (単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
103,680(※)	103,680(※)	105,593(※)	107,674(※)	108,000(※)

(※) 平成 27 年度に期限後合祀型合葬墓が整備され、平成 28 年 12 月 1 日から供用が開始されたことに伴い、平成 28 年度及び平成 29 年度は指定管理料が相違している。また、平成 30 年度の指定管理料は、公募を行う際に指定管理料を見直したことに伴い相違している。

6) 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 31 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 10 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①指定管理者の選定手続が規則の定めに従って行われているか	指定管理者の選定手続が規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②指定管理料の積算は根拠資料に基づいて適切に行われているか	指定管理料の積算手続が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
③事業報告及び財務諸表のモニタリングが規則の定めに従って行われているか	指定管理者に対するモニタリングが規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

指摘5 「管理業務の第三者への委託について」

「横須賀市公園墓地指定管理業務基本協定書」の第15条第2項において、「横須賀公園墓地管理グループ代表者西武造園株式会社（以下「乙」という）は、事前に横須賀市（以下「甲」という）の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならない。その場合は、甲に委託内容を報告しなければならない」と記載されており、管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に市の承諾を得る必要がある。公園墓地業務のうち、施設の清掃や植栽管理については、指定管理者が第三者に委託しているため、市の事前承認が必要な業務である。この点を所管課に確認したところ、市は口頭で事前承認を行っているが、事前承認を行ったことが確認できる書類は残っていないとのことである。業務内容の一部は指定管理者では対応できないため、第三者への委託が必要な業務とのことであるが、それであれば市への事前承認を徹底すべきであり、記録を文書として残すべきである。

意見12 「指定管理者団体の決算書の分析について（公園墓地事業）」

市は、指定管理者団体の決算書について、応募の際に過去3年分の決算書の提出を求め、当該決算書を基に応募の際には財務情報の分析を行っているが、指定管理者選定後は、指定管理者から貸借対照表や損益計算書等の決算書を入手しているのみであり、そこに記載されている団体の財政状態や経営成績については、所管課が十分に検証しているとは言い難い。

所管課における決算書の内容の理解を進め、比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、決算書の統一的なチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。

意見13 「指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園墓地事業）」

市は、指定管理者から指定管理事業に係る事業報告書として公園墓地の管理運営部門の損益計算書を入手しており、事業計画と事業報告書の差額を算定しているが、当該差額がどのような要因で発生したのかという分析を行っていない。事業計画は事業報告書と分析を行い、事業計画と事業報告書の差異がなぜ発生したのかを分析することによって、指定管理料の積算方法が適正であることや指定管理者の業務が適切に運営されていることについて評価することができる。また、次回指定時の指定管理料の積算根拠に資するためにも計画と実績の比較分析は有用である。よって、事業計画と事業報告書の比較分析を行い、差異が生じた理由を事業報告書に記載す

ることが望ましい。

意見 14 「貸与物品の管理について」

「横須賀市公園墓地指定管理業務基本協定書」の第 25 条第 1 項に、「甲は、別紙 2 に示す物品等を、無償で乙に貸与する。」とされており、第 25 条第 2 項において、「乙は、前項の物品について別途定める帳簿を備え、常に良好な状態で管理しなければならない」と記載されている。よって、指定管理者に貸与している電気洗濯機や納骨用コンテナ等の物品は、市が保有しているものを無償で貸与しているため、市は指定管理者が適切に物品を管理しているのか確認をする必要がある。この点を所管課に確認したところ、「平成 29 年度に次期指定管理者を選考するにあたり、公募のための資料を作成する段階で当時の指定管理者に確認を依頼し、全て揃っている旨の回答を得ているのみであり、現物確認を行ったことが確認できる書類は残っていない」とのことである。また、現物確認については、公募のための資料を作成する段階のみ実施しており、定期的には実施していない状況である。現物確認を実施することで、貸与物品が良好な状態で管理されていることを確認することができ、物品の実在性を検証することができる。よって、指定管理者に定期的な現物確認を実施するように指導を行い、指定管理者から当該実施結果を報告してもらい、記録を文書として残すことが望ましい。

IV 公園管理事業（公園管理課）

1 緑化推進事業

(1) 花いっぱい推進事業の概要

事業名	花いっぱい推進事業
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が花いっぱいになることで、人々に憩いと安らぎをもたらすことを目的に、市民一人一人が花を育てるように花の作り手の増加を促進 ・市民や周辺企業等によるボランティア活動が活発な追浜及び久里浜地域への支援 ・町内花壇の活性化に向けた種子や花苗等の配布
当初予算額	14,238 千円
決算額	12,134 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続について、法令及び規則の定めを照らして適切に実施されていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②委託業務の履行確認が適切に行われているか	委託業務の履行確認が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2 公園管理事業

2-1 公園施設管理事業

(1) 公園施設管理事業の概要

事業名	公園施設管理事業
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・直営管理公園（指定管理者への委託及び水泳プールを除く）を安全で快適に利用できるように維持管理の実施 ・維持管理は、町内会への清掃依頼、樹木・除草、公園清掃等の業務委託、公園施設や遊具のパトロール、修繕等
当初予算額	579,734 千円
決算額	548,751 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続について、法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	<ul style="list-style-type: none"> i) 公園管理課で締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。

(3) 実施結果

① 入札・契約制度の概要

地方公共団体の行う契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法が認められている（地方自治法第 234 条）。ただし、地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われていることから、より良いもの、より安いものを調達するために、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。

i) 予定価格

予定価格とは、競争入札に付する事項の価格について、仕様書、設計書等によって予定するものであり、地方公共団体の予算執行の際の上限額としての性格を持つものである（予算決算及び会計令第 79 条）。予定価格の決定に当たっては、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきものとされている（予算決算及び会計令第 80 条）。

○予算決算及び会計令

(予定価格の作成)

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第八十条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

二 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

予定価格の積算方法について、横須賀市契約規則では以下のとおり規定している。

○横須賀市契約規則（抜粋）

(予定価格)

第10条 入札に付する案件の価格は、当該案件に係る仕様書、設計書等によって予定するもの（以下「予定価格」という。）とする。

2 予定価格は、入札に付する案件の価格の総額について定めなければならない。ただし、単価による契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して予算の範囲内で適正に定めなければならない。

4 (略)

ii) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

低入札価格調査制度とは、あらかじめ設定された調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度である（地方自治法施行令第167条の10第1項）。

一方、最低制限価格制度とは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする制度である（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

○地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第一六七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

市では、低入札価格調査制度は採用せず、最低制限価格制度を採用している。

○横須賀市契約規則（抜粋）

(最低制限価格の決定方法)

第11条 市長は、一般競争入札により工事、委託等の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、令第167条の10第2項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の100分の90から3分の2の範囲内において、当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当該工事又は製造ごとに適正に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、最低制限価格の額に代えて、最低制限価格の算定方法を定めることができる。

3 前条第4項の規定は、前2項の規定により最低制限価格を定めたときに準用する。

iii) 随意契約によることができる要件

随意契約とは、競争の方法によらずに、地方公共団体が任意に特定の者を選定して契約を締結する方法である。一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されている場合に限って認められている。

○随意契約によることができる要件（総務省HP抜粋）

次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項)

- ① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

随意契約によると、競争入札と比較して契約手続が簡素なため、契約担当者の事務負担が軽減され、事務の効率化が期待できる一方で、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、適正価格による公正な取引が阻害されるリスクがある。

横須賀市契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる少額の契約の金額基準（上記①）を以下のように定めている。

- 横須賀市契約規則
 (随意契約によることができる額)
- 第21条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、契約の種類に応じ予定価格が次の各号に掲げる額を超えない場合とする。
- (1) 工事、修繕、印刷製本又は製造の請負契約 130万円
 - (2) 物件供給契約 80万円
 - (3) 賃貸借契約又はリース契約 40万円
 - (4) 物件売渡契約 30万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 業務委託契約 50万円
 - (7) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

iv) 随意契約における見積書の徴取

随意契約の手続について、横須賀市契約規則では以下のように定めており、随意契約が認められる場合であっても、原則として2人以上の者から見積書を入手する必要がある。

○横須賀市契約規則

(随意契約の手続)

第20条 随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 契約の目的又は性質により契約者が特定される時。
 - (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第9条第1項の規定により作成した方針に基づき障害者就労施設等から物品又は役務の調達を行う時。
 - (3) 令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結する場合で、契約の種類に応じ予定価格が次条各号に掲げる額を超えない時。
 - (4) 災害の発生等により緊急を要する時。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結する時。
 - (2) 法令等に価格の定めがある契約を締結する時。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、契約の目的又は性質により見積書を必要としないものと認められる時。

v) 契約の締結

市が入札における落札者や随意契約の相手方と契約を締結する場合、横須賀市契約規則では、同規則第28条に定める場合を除いて契約書を取り交わす必要があると規定している。

○横須賀市契約規則

(契約の締結)

第26条 落札者は、第17条(第19条、第23条及び第25条において準用する場合を含む。)に規定する通知を受けたときは、その日から10日以内に記名押印した契約書を市に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することができる。

(中略)

- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、随意契約の場合における相手方と決定された者について準用する。

(契約書の省略)

第28条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約及び長期継続契約に関する条例(平成17

年横須賀市条例第12号。以下「長期継続契約条例」という。)に基づく契約は、この限りでない。

- (1) 工事請負、業務委託、物件供給、賃貸借、修繕請負、印刷製本請負、製造請負で契約金額が300万円以下のとき。
- (2) 物件売渡契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (5) 商慣習上、契約書を作成しないことが一般的と認められるとき。
- (6) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により横須賀市災害対策本部が設置され、かつ、災害の復旧及び災害の防止のために緊急に随意契約を締結する必要があると市長が認めたとき。
- (7) その他随意契約で、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

vi) 契約事務の所管

横須賀市契約事務取扱規程では、調達に係る契約事務は原則として財政部契約課長が行い、第3条第2項に掲げる契約事務は主管部長等または主管課長等が行うことができることとしている。

○横須賀市契約事務取扱規程

(契約事務の区分)

第3条 契約事務は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

- (1) 専決規程(平成8年横須賀市訓令甲第3号)別表第4第1項の表調達の項に掲げる契約事務(次号に掲げる契約事務を除く。)は、財政部契約課長(以下「契約課長」という。)が行う(第11条各号に規定する検査については、財政部工事検査課長(以下「工事検査課長」という。)が行う。)
- (2) 次に掲げる契約事務は、主管部長等又は主管課長等が行うことができる。
 - ア 別表に規定する契約事務(別表の9の項に該当する工事等の検査を除く。)
 - イ 商慣習上、契約者に申込みを行うことにより成立する契約事務
 - ウ 契約規則又は契約履行規則(平成19年横須賀市規則第23号)の規定により難しい内容を含む契約のうち、市長が特に認めるもの

別表(第3条関係)(一部抜粋)

予算区分等	対象契約	主管部長等又は主管課長等が契約事務を行うことができる上限金額等	
		部長等	課長等
4 委託料(長期継続契約に係る委託料は除く。)	業務委託契約(一般委託に限る。)	2,000万円	500万円
5 修繕料 原材料費	物件供給契約(原材料の購入に限る。) 物件修繕請負契約 工事請負契約(小破修繕工事に限る。)	130万円(令第167条の2第1項第2号から第5号までの規定に該当する契約(以下「特命随意	50万円(特命随意契約及び小破修繕工事に係る契約は100万円)

			契約」という。)及び 小破修繕工事に係 る契約に限る。)	
--	--	--	------------------------------------	--

○横須賀市専決規程

(副市長等専決事項)

第4条 副市長等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定める決裁区分に属する事項について専決することができる。

別表第4 (第4条関係) (一部抜粋)

財務事項

1 予算執行関係

専決事項		決裁区分		
		副市長	部長	課長
調達	需用費 (食糧費、修繕料及び賄 材料費を除く。) 役務費 (保険料を除く。) 使用料及び賃借料 (土地及び建物を除く。) 扶助費及び報償費 (物件を購入する場合に 限る。)		50万円を超える もの	50万円
	(財)委託料 (工事委託(注6参照)に係 る委託料は除く。)	5,000万円	2,000万円	500万円
	工事請負費 (工事委託に係る委託料を 含む。)	1億円	5,000万円	300万円
	修繕料 原材料費	2,000万円	1,000万円	100万円
	公有財産購入費 (船舶等に限る。) 備品購入費	2,000万円	1,000万円 (図書館の図書購 入費については、 200万円以下は 中央図書館長)	50万円

② 植物管理業務

本業務は、市の直営管理公園内の樹木等を常に良好な状態に維持できるようにするため、樹木剪定・除草等の年間植物管理を行うものである。

市は、市内を 15 の地区に分け、地区内にある複数の公園をまとめた地区の単位で発注を行っている。

i) 契約方法の概要

本業務では、市内事業者を対象とした平均型最低制限価格方式による一般競争入札により、受注者の選定を行っている。最低制限価格を設定した場合、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者は失格となるため、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最も安い価格で申込みをした者が落札者となる。所管課によると、本業務の入札には毎年多数の事業者が応札しており、過当競争によりダンピングが行われる懸念があるため、市内事業者保護等の観点から最低制限価格を設定しているとの説明があった。

入札方法	一般競争入札
入札参加条件	市内事業者、「造園施工管理技士」または「街路樹剪定士」の資格保有者の雇用など
最低制限価格	有（平均型最低制限価格）
契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）

ii) 最低制限価格の算定方法

市では、入札参加者を市内事業者に限定する入札の場合の最低制限価格の算定方法について、以下のとおり定めている。例えば、「剪定・樹木伐採」については、入札金額の低い方から 9 割 5 分（入札書採用割合）の札の平均額に 95%（調整率）を乗じた金額が最低制限価格となり、予定価格の水準とは無関係に最低制限価格が決定される仕組みとなっている。

入札制度関連情報＜委託＞

A 入札参加資格を市内事業者に限定する入札案件

●算定方法

入札金額の低いほうから「入札書採用割合」の札（※無効または予算超過となった札を除く）の平均額を基準として、平均額に調整率を乗じたものを「最低制限価格とする。（「最低制限価格」未満で入札した者は、落札外となる。）

ただし、無効または予算超過となった札を除外後、入札参加者数が5者未満の場合は「最低制限価格」を設けない。

※無効となる札：予定価格の10%に相当する額以下の札

種別		入札書採用割合	調整率
工事委託		8割	90%
一般委託	業種「その他」 営業種目「剪定・樹木伐採」	9割5分	95%
	業種「清掃等」 営業種目「屋外清掃」	9割	90%
	上記2つの業種・営業種目以外	7割	90%

（出典：横須賀市 HP 入札制度関連情報より抜粋加工）

上記「入札書採用割合」及び「調整率」は段階的に見直しが行われており、「剪定・樹木伐採」については過去3回の引き上げが行われている。

	H16～	H22.7.5～	H23.4.1～	H29.4.1～
入札書採用割合	6割	8割	9割	9割5分
調整率	85%	90%	95%	95%

所管課によると、「剪定・樹木伐採」の委託業務については、平均落札率が他の業種と比べて低かったため、低価格入札の防止を図るために、市内事業者限定の業務について入札書採用割合や調整率の引き上げを行ってきたとのことである。

iii) 入札結果

平成30年度における各地区の入札結果は下表のとおりである。

平成30年度の15地区の入札に参加した692者のうち、最低制限価格を下回ったことにより失格となった業者は計301者おり、15地区中10地区の入札で失格者が過半数を占める結果となっている。

(図表 4-IV-1) 公園植物管理業務の入札結果

地区名	A 予定価格	B 最低制限 価格	B/A	C 落札金額	C/A	失格者数 ／ 参加者数
追浜 A	17,276,291	10,234,620	59.2%	10,279,393	59.5%	33／48
追浜 B	17,898,004	9,136,260	51.0%	9,181,620	51.3%	3／45
田浦	17,289,468	9,367,812	54.2%	9,377,640	54.2%	8／45
逸見・本庁 A	15,666,557	9,382,500	59.9%	9,445,032	60.3%	31／47
本庁 B	15,478,808	9,774,864	63.1%	9,782,607	63.2%	26／44
衣笠 A	12,687,252	8,001,180	63.1%	8,018,352	63.2%	25／45
衣笠 B	14,285,689	8,167,392	57.2%	8,214,264	57.5%	28／48
大津 A	10,160,650	5,855,868	57.6%	5,893,182	58.0%	33／48
大津 B	14,208,243	7,171,524	50.5%	7,245,979	51.0%	1／45
浦賀 A	13,301,209	8,225,172	61.8%	8,246,232	62.0%	23／45
浦賀 B	14,183,802	8,797,356	62.0%	8,841,960	62.3%	23／45
久里浜	16,193,540	7,993,296	49.4%	7,999,992	49.4%	2／45
北下浦	13,984,125	8,840,556	63.2%	8,876,952	63.5%	28／46
西 A	14,509,225	8,536,860	58.8%	8,560,404	59.0%	32／48
西 B	15,214,554	8,024,400	52.7%	8,068,032	53.0%	5／48
計	222,337,417	127,509,660	57.3%	128,031,641	57.6%	301／692

意見 15 「最低制限価格の設定について」

最低制限価格制度は、競争性の確保により地方公共団体にとって最も有利な条件で契約を締結するという競争入札制度において、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に限り認められるものである。

この点、本業務は、直営公園内の樹木剪定・除草等を委託するものであるが、入札への参加条件として「造園施工管理技士」または「街路樹剪定士」の資格保有者の雇用及び当該資格者の指導等を条件としており、「契約の内容に適合した履行」を行う能力のない事業者は入札参加の段階で相当程度排除されていると考えられる。一方、入札参加者のうち最低制限価格を下回ったことにより失格となった者の中には、前年度の同業務の受注者や当該年度の他地区の業務の受注者で最低制限価格に近い金額で入札した者も含まれており、契約内容に適合した履行が期待できる事業者までも排除される結果となっているケースがある。

また、最低制限価格について、入札金額の低いほうから 9 割 5 分（入札書採用割合）の札の平均額に調整率（95%）を乗じて算定しているが、調整率が高いため、最低制限価格及び落札金額が高止まりしやすく、入札参加者 692 者のうち最低制限価格を下回る者が 301 者発生していることからわかるとおり、競争による利益（経済性）を十分に享受できていない場合がある。経営合理化や技術革新等の経営努力により低価格を実現した企業を排除することに繋がり兼ねない懸念もあり、現

在の方法は、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に限り認めた法の趣旨に照らして過剰な規制になっているものとする。

以上から、法の趣旨や業務の性質を踏まえて、最低制限価格制度の要否や低入札価格制度の導入等を慎重に検討するとともに、最低制限価格制度を継続する場合には、経済性が十分に確保されるよう算定方法の見直しを検討されたい。

iv) 予定価格の算定方法

本業務の契約方法は単価契約であり、積算単価に予定数量を乗じて予定価格を算定している。

ア 予定単価の設定について

予定単価の積算は、神奈川県県土整備局作成の「積算参考資料（土木工事編）」第1章総則 1-2 に記載の土木工事資材等単価表を基にした歩掛（以下、「県の積算単価」という。）によっている。所管課によると、「単価の採用順位は県からの通知で示されており、県の積算単価が見積りや実績よりも優先される。」ということである。

しかし、横須賀市契約規則第9条第3項には、「予定価格は、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して予算の範囲内で適正に定めなければならない。」とあり、県の積算単価を優先すべきとする明文規定はない。

平成30年度の入札結果（図表 4-IV-1）では、予定価格に対する落札金額の比率は、約49%～64%と大きな乖離が生じており、この傾向は平成29年度もほぼ同様である。

指摘6 「予定単価の設定について」

植物管理業務の全15地区の入札における予定価格に対する落札金額の比率は、約49%～64%と低い水準にあるが、その原因は予定単価と契約単価の乖離によるものである。

市では、予定価格について、県の積算単価に予定数量を乗じて算定しているが、横須賀市契約規則第9条第3項には、「予定価格は、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して予算の範囲内で適正に定めなければならない。」とあり、県の積算単価を優先すべきとする明文規定はない。しかし、市では、予定単価と契約単価が毎年乖離している状況にあるにも関わらず、県が単価を積算するにあたって調査した事業者や取引等の具体的な条件について把握することなく、県の積算単価を採用している。

県の積算単価はあくまでも参考値であり、取引の実例価格、履行の難易、数量の

多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して、市の実態にあった単価積算の方法を検討する必要がある。

イ 予定数量の設定について

市は、樹木剪定・伐採・除草等の種別、かつ、樹高・幹周・人力・機械等の細目別に予定数量を設定し、これに予定単価を乗じて予定価格を算定している。また、仕様書において業務内容と予定数量を示した上で入札を実施している。

しかしながら、当該予定数量と実績数量を比べると、例えば、機械除草（肩掛式）の平成30年度の実績数量は、図表4-IV-2のとおり、予定数量の約2.5倍～9倍となっている。また、平成29年度においても約2倍～7.5倍と大幅な乖離が生じているが、平成30年度の予定数量は平成29年度から変動がない。

（図表4-IV-2）機械除草（肩掛式）の数量

地区名	平成30年度			平成29年度		
	予定数量 (㎡)	実績数量 (㎡)	数量増加 比率	予定数量 (㎡)	実績数量 (㎡)	数量増加 比率
追浜 A	4,500	15,038	334.2%	4,500	19,242	427.6%
追浜 B	4,500	29,876	663.9%	4,500	23,723	527.2%
田浦	4,500	31,929	709.5%	4,500	18,468	410.4%
逸見・本庁 A	4,500	21,603	480.1%	4,500	24,183	537.4%
本庁 B	4,500	19,788	439.7%	4,500	23,014	511.4%
衣笠 A	2,500	11,450	458.0%	2,500	10,508	420.3%
衣笠 B	4,400	17,119	389.1%	4,400	21,804	495.5%
大津 A	3,000	8,571	285.7%	3,000	14,420	480.7%
大津 B	4,100	37,763	921.0%	4,100	30,850	752.4%
浦賀 A	3,000	19,463	648.8%	3,000	22,302	743.4%
浦賀 B	5,000	12,659	253.2%	5,000	10,269	205.4%
久里浜	4,000	20,262	506.6%	4,000	15,555	388.9%
北下浦	10,000	33,698	337.0%	10,000	22,415	224.2%
西 A	10,000	38,188	381.9%	10,000	36,341	363.4%
西 B	5,600	29,263	522.6%	5,600	30,789	549.8%
計	74,100	346,670	467.8%	74,100	323,883	437.1%

予定数量と実績数量が大きく乖離した原因は、図表4-IV-3のとおり、入札で決定した契約単価が予定単価を大幅に下回ったことにより多額の契約差金（予定価格と落札金額の差額）が生じ、当該契約差金を最大限利用して追加発注を行ったためである。

なお、所管課によると、予定数量を大幅に上回る実績になってはいるが、本来すべての箇所を年に2回除草するのが望ましいところ、予算の制約により1回の除草

で済ませている箇所もあるということであり、不必要な追加発注が行われたという事実は認められなかった。

(図表 4-IV-3) 公園植物管理業務の入札結果と実績の比較

地区名	A 予定価格 (円)	B 落札金額 (円)	C=A-B 契約差金 (円)	C/A	D 実績金額 (円)	D/A
追浜 A	17,276,291	10,279,393	6,996,898	40.5%	17,266,909	99.9%
追浜 B	17,898,004	9,181,620	8,716,384	48.7%	17,896,121	100.0%
田浦	17,289,468	9,377,640	7,911,828	45.8%	17,288,136	100.0%
逸見・本庁 A	15,666,557	9,445,032	6,221,525	39.7%	15,666,537	100.0%
本庁 B	15,478,808	9,782,607	5,696,201	36.8%	15,474,886	100.0%
衣笠 A	12,687,252	8,018,352	4,668,900	36.8%	12,686,665	100.0%
衣笠 B	14,285,689	8,214,264	6,071,425	42.5%	14,285,400	100.0%
大津 A	10,160,650	5,893,182	4,267,468	42.0%	10,150,876	99.9%
大津 B	14,208,243	7,245,979	6,962,264	49.0%	14,200,962	99.9%
浦賀 A	13,301,209	8,246,232	5,054,977	38.0%	13,300,367	100.0%
浦賀 B	14,183,802	8,841,960	5,341,842	37.7%	14,181,901	100.0%
久里浜	16,193,540	7,999,992	8,193,548	50.6%	14,983,842	92.5%
北下浦	13,984,125	8,876,952	5,107,173	36.5%	13,979,372	100.0%
西 A	14,509,225	8,560,404	5,948,821	41.0%	14,508,254	100.0%
西 B	15,214,554	8,068,032	7,146,522	47.0%	15,132,624	99.5%
計	222,337,417	128,031,641	94,305,776	42.4%	221,002,852	99.4%

指摘 7 「予定数量の設定について」

本業務の入札では、いずれの案件においても大幅な契約差金（予定価格と落札金額の差額）が発生しているが、当該契約差金を最大限利用して追加発注を行った結果、実績金額（契約単価×実績数量）が落札金額（契約単価×予定数量）を上回っている。例えば、機械除草（肩掛式）の平成 30 年度の実績数量は予定数量の約 2.5 倍～9 倍となっている。

これは、予定価格の算定において、県の積算単価を使用しなければならないという考えから、県の積算単価を所与のものとして、一定の予算額に収まるように予定数量を逆算で算出したため、実態と乖離した予定数量を設定したことが原因である。予定数量の多寡は、業者が入札で提示する単価等に影響を与える可能性があり、実態と乖離した予定数量を用いることで入札の公正性や経済性を阻害していると考えられる。予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、各年度において必要とする数量を適切に見積って積算する必要がある。

③ 燈明堂駐車場案内整理業務

本業務は、4月下旬から9月末の土日・祝日・夏休み期間（4/29～9/30）の駐車場案内整理業務を委託するものである。

市は、本業務について、下表のように全体を4期間に分割した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び横須賀市契約規則第21条第6号（少額の契約）に該当するとして、全期間において同一の業者と随意契約を行っている。なお、平成29年度以前の本業務の所管部署は環境政策部以外の部局であったが、同様に4期間に分割した上で、同一の業者と随意契約を行っている。

見積書については、契約の相手方である1者からのみ入手している。

（図表 4-IV-4）燈明堂駐車場案内整理業務の契約概要

件名	契約日 (請書)	請書に記載 の履行期間	実際の業務 実施期間	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第21条第6号
燈明堂駐車場案内 整理業務(その1)	H30.4.25	H30.4.29～ H30.6.17	H30.4.29～ H30.6.23	473,040	業務委託 50万円
燈明堂駐車場案内 整理業務(その2)	H30.6.1	H30.6.18～ H30.7.31	H30.6.24～ H30.8.1	473,040	
燈明堂駐車場案内 整理業務(その3)	H30.7.12	H30.8.1～ H30.8.21	H30.8.2～ H30.8.22	496,692	
燈明堂駐車場案内 整理業務(その4)	H30.8.9	H30.8.22～ H30.9.30	H30.8.23～ H30.9.30	496,692	
合計				1,939,464	

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
適用規則	横須賀市契約規則第21条第1号
随意契約先の選定理由	当該未整備用地の立地条件や形状、路面の状況に精通し、駐車場として安全かつ効率的に用地を使用するための専門的な技術に精通している同社と随意契約いたしたい。

4 期間に分割して同一の業者に発注した理由について所管課に質問したところ、平成30年度から公園管理課で管理することが急遽決定したことにより、検討に要する時間を確保出来なかったため、前年度の発注方法を踏襲し、委託業者に関しては、駐車場として安全かつ効率的に用地を使用するための専門的な技術情報に精通していることから、前年度と同じ業者へ発注したとの回答があった。

また、平成30年度の履行期間について、例えば、「燈明堂駐車場案内整理業務(その1)」の仕様書、請書、完了届及び請求書には、平成30年4月29日（日）から平成30年6月17日（日）と記載されており、当該期間の土日・祝日の日数（19

日間)と請求書に記載されている日数(20日間)が相違している。この点について所管課に質問したところ、実際の業務実施期間は平成30年4月29日(日)から平成30年6月23日(土)の土日・祝日(20日間)であるとの回答であった。上記4つの契約のいずれにおいても、図表4-IV-4のとおり、仕様書や請書等に記載の期間と実際の業務実施期間にずれが生じているが、これは、前年度の仕様書等の記載内容を変更せずに年度だけ更新したためである。

指摘8 「分割発注による入札の回避(駐車場案内整理業務)」

本業務の仕様書及び特記仕様書に記載の業務内容は4期間とも同一であり、履行期間も連続していることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由は見当たらない。本業務について一括発注した場合には1,939千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準(業務委託契約の場合は50万円)を超える金額となることから、前年度と同様の方法で安易に分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

指摘9 「競争見積りの未実施(駐車場案内整理業務)」

随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとされている(横須賀市契約規則第20条)。

上記4契約については、いずれも契約の相手方である1者のみから見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号)に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第20条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

意見16 「契約事務に係るルールの周知徹底(駐車場案内整理業務)」

燈明堂駐車場案内整理業務については、環境政策部が所管している平成30年度のみならず、所管部署変更前である平成29年度以前の環境政策部以外の部局においても同様の分割発注による随意契約が行われていた。

随意契約が認められる要件について職員が正しく理解できるよう、マニュアルの作成や研修等を通じて職員に周知徹底することが望まれる。

④ 市役所前公園制御盤修繕

本業務は、市役所前公園に設置された照明用の制御盤の故障に伴い、当該制御盤の交換を行うものである。

市では、本業務について、下記2つの業務に分割し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び横須賀市契約規則第21条第1号（少額の契約）に該当するとして、同一の業者と随意契約を行っている。

見積書については、契約の相手方である1者のみから入手している。

(図表 4-IV-5) 市役所前公園制御盤修繕の契約概要

件名	契約日 (請書)	履行期間 (請書)	竣工日	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第21条第1号
市役所前公園 制御盤修繕	H30.11.6	H30.11.6～ H30.11.12	H30.11.12	1,297,080	工事、修繕等 の請負契約 130万円
市役所前公園 制御盤小破修繕	H30.11.6	H30.11.6～ H30.11.12	H30.11.12	1,165,320	
合計				2,462,400	

見積書によると、「市役所前公園制御盤修繕」には、「制御盤（自立式）及び「運搬交通費（ユニック車手配）」が含まれ、「市役所前公園制御盤小破修繕」には、「制御盤交換費」、「廃材処分費」、「運搬交通費」及び「諸経費」が含まれている。また、仕様書には、修繕内容としてそれぞれ「制御盤修繕一式」「制御盤小破修繕一式」と記載されているが、機器の仕様や業務内容に関する具体的かつ詳細な情報は示されていない。所管課に質問したところ、制御盤外側のケース（制御盤自立式）と制御盤内側の配電盤（制御盤交換費）で契約を分けているとの回答があった。

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
適用規則	横須賀市契約規則第21条第1号
随意契約先の選定理由	早急に補修を必要とする中で、現地において調査を行い修繕方法を決定するため早急に対応できる本業者と随意契約したい。

随意契約とした理由について所管課に質問したところ、公園施設用のため既製品ではないことと、同公園内に制御盤は1基しかなく緊急の対応が必要であったためとのことであった。また、公園管理事業には、契約金額が130万円を超える修繕工

事用の予算がないため、130万円を超える修繕工事を行うために分割発注せざるを得なかったという説明があった。

しかし、随意契約理由書には、早急な対応が必要な旨は記載されているものの、緊急性の程度は記載されておらず、根拠法令には少額の契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）に該当することのみが記載されている。

また、緊急であること（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を随意契約の根拠としなかった理由について公園管理課に確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定について、第1号に定める金額の範囲内（修繕の場合は130万円以内）である場合のみ適用できると誤認していた。

指摘10 「分割発注による入札の回避（制御盤修繕）」

本業務は、故障した制御盤1機の配電盤とケースを同時に交換するものであり、同一の業者が同一の工期で工事を実施していることや、諸経費が一方の見積書のみに含まれていること等を踏まえると、実質的に一体の工事として発注しているものと考えられる。

本業務について一括発注した場合には2,462千円となり、横須賀市契約規則第21条第1号に定める少額随意契約の基準（修繕の請負契約の場合は130万円）を超える金額となることから、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に、横須賀市契約規則第20条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続を経る必要がある。

意見17 「130万円を超える修繕工事の予算について（制御盤修繕）」

公園管理課によると、公園管理事業には、契約金額が130万円を超える修繕工事用の予算がないため、130万円を超える修繕工事を早急に行うために分割発注せざるを得なかったということであった。しかし、設備の故障や事故等により130万円を超える修繕工事が発生することは、通常の事業運営において想定されうることであるため、公園管理事業に130万円を超える修繕工事の予算を要求することを検討されたい。

意見 18 「契約事務に係るルールの周知徹底（制御盤修繕）」

公園管理課は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までの規定について、同第 1 号の少額随意契約が認められる金額の範囲内である場合のみ適用可能と誤認していた。

随意契約が認められる要件について職員が正しく理解できるよう、マニュアルの作成や研修等を通じて職員に周知徹底することが望まれる。

指摘 11 「競争見積りの未実施（制御盤修繕）」

上記 2 契約については、いずれも契約の相手方である 1 者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、契約規則第 21 条第 6 号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で 2 人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第 20 条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2 人以上の者から見積書を徴する必要がある。

⑤ 公園設置ベンチ用板材

本業務は、直営公園に約 2,900 個あるベンチの修理用板材を購入するものであり、購入した板材は天津公園内の倉庫に保管され、ベンチ板の交換時に各公園に払い出されている。

ベンチ用板材の物品受払簿を確認したところ、板材の種類別に払出数量が記録されているものの、受入数量が適切に記録されていないため、残数がマイナスになっているものが大半であった。

また、別途記録している板材の購入履歴を物品受払簿に加味すると、図表 4-IV-6 のような増減になるが、例えば長さ 1200mm、幅 50mm、厚さ 45mm の板材は、年間を通じて購入がなく払出しのみがあり、長さ 1400mm、幅 45mm、厚さ 35mm の板材は、購入はあるものの払出しがなく、残数も記録されていない。

(図表 4-IV-6) ベンチ用板材の受払数量 (平成 30 年度)

日付	L=1800 W=55 T=30	L=1800 W=90 T=30	L=1800 W=115 T=30	L=1200 W=115 T=30	L=1200 W=50 T=45	L=1200 W=90 T=30	L=1400 W=45 T=35
4/2 購入	+50	+50	+50	+50	-	+50	-
4/2 ~ 5/6 払出	△7	-	△3	△12	△56	-	-
5/7 購入	+50	+50	+50	+50	-	+50	-
5/7~7/22 払出	△67	△26	△58	△85	-	△42	-
7/23 購入	+100	-	+100	+100	-	-	-
7/23~ 9/12 払出	△23	△20	△22	△3	-	△10	-
9/13 購入	-	+30	-	-	-	+50	+100
9/13~ 10/16 払出	△18	△2	△67	△6	-	△21	-
10/17 購入	+50	-	+100	-	-	-	-
10/17~ 1/6 払出	△65	△73	△54	△54	△22	△51	-
1/7 購入	-	+30	-	-	-	+30	-
1/7~3/31 払出	△33	△13	△43	△25	-	△29	-
購入計	+250	+160	+300	+200	-	+180	+100
払出計	△213	△134	△247	△185	△78	△153	-

* 資材購入記録 (購入数量) 及び物品受払簿 (払出数量) に基づき作成

* L : 長さ、W : 幅、T : 厚さ (単位 : mm)

横須賀市物品会計規則では、工事等に使用する木材等の原材料品は、直ちに消費されるものを除き、物品受払簿により受払いを明らかにしておかなければならないと規定している。

○横須賀市物品会計規則

(受払い)

第13条 物品出納員が交付した物品中次に掲げるものについては、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿(第3号様式甲、乙)により受払いを明らかにしておかなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる物品については第3号様式甲により、第4号に掲げる物品については第3号様式乙により行うものとする。

- (1) 工事若しくは工作に使用する木材、砂、砂利又はセメント等の原材料品
- (2) 船車又は施設等で使用する重油、軽油又はガソリン類
- (3) 保健所その他の医療施設において使用する薬品類
- (4) 郵便切手、はがき、収入印紙、道路回数通行券(神奈川県道路公社のものに限る。)又は健康増進センター駐車サービス券

第3号様式甲(第13条関係)(物品受払簿)

出納年月日	摘 要	単 価	受	払	残
			数 量	数 量	
		円			
種 別		品 名		単 位	

指摘 12 「物品受払簿の不備」

公園のベンチ用板材の物品受払簿について、残数がマイナスとなっているものが大半を占めるなど、在庫数量の管理が適切に行われていない。物品受払簿は、保管中の物品の残数確認に欠かせないものであるため、物品の紛失・盗難の防止及び発見、適切な発注管理の観点から、物品受払簿を適切に作成する必要がある。

2-2 猿島公園管理事業

(1) 猿島公園管理事業の概要

事業名	猿島公園管理事業
事業の概要	<p>猿島公園は東京湾で自然林のある最大の無人島である。歴史は古く、縄文・弥生時代の石器、土器も発見されている。しばらくは、静かに時を過ごした猿島であったが、幕末に江戸湾防備のため、台場としての役割を担うこととなった。明治時代になると、洋式砲台として整備され、東京湾の守りにつき、台場、要塞時代の建造物が今に残る、貴重な歴史遺産となった。猿島は国の史跡に指定され、また、「日本近代化の躍動を体感できるまち」の構成文化財のひとつとして日本遺産にも認定されている。</p> <p>猿島公園へは、三笠棧橋から連絡船が出ており、気軽に訪れることができ、横須賀の街を海から眺めながら、片道約10分で到着する。乗船料は大人1,400円、小学生は700円、小学生未満は無料である。</p> <p>また、猿島公園を維持管理するための必要な費用に充当するために、基金条例第1条に基づき基金を設置している。猿島公園入園料、指定寄附金、猿島基金収入(利子)を猿島基金に積立を行い、猿島基金の積立金から猿島公園を維持管理するための必要な費用を通常分として取り崩すとともに、追加の工事等で必要な場合には、追加分として取り崩しを行う。令和20年度までの猿島基金の積立及び取り崩しの計画は、次頁のとおりである。</p>
当初予算額	59,916千円(公園管理課分)
決算額	54,728千円(公園管理課分)

(図表 4-IV-7) 令和 20 年度までの猿島基金の積立及び取崩しの計画

年度		猿島公園 入園料	指定寄附金		一般財源 積増分 (寄附金 と同額)	猿島基金収入 (利子)	猿島公園管 理事業充当 額	猿島基金				更新頻度	年度末 残高 (累計額)
			法人(指定 寄附)	個人(ふるさと 納税)				積立金	取崩し額 (充当額) 通常分	取崩し額 (充当額) 追加分	追加理由		
27	確定	27,392,000	500,000	1,295,000	1,795,000	0	10,526,222	20,455,778					20,455,778
28	確定	31,435,800	0	1,510,000	1,510,000	4,658		34,460,458	15,571,948				39,344,288
29	確定	33,457,000	0	1,438,000	1,438,000	3,559		36,336,559	19,992,149				55,688,698
30	予算	39,364,000	0	1,581,000	0	16,000		40,961,000	18,231,000	3,000,000	トイレ新設基本構想		78,418,698
31	概算							40,000,000	20,000,000	6,000,000	トイレ新設実施設計		92,418,698
32	概算							40,000,000	20,000,000	85,000,000	トイレ新設工事	30年	3,418,698
										24,000,000	隧道保護工事(史跡)	50年	
33	概算							40,000,000	20,000,000	15,000,000	発電機更新工事	8年	5,418,698
										3,000,000	石積工事設計(史跡)		
34	概算							40,000,000	20,000,000	2,000,000	史跡説明板工事(史跡)	30年	23,418,698
35	概算							40,000,000	20,000,000				43,418,698
36	概算							40,000,000	20,000,000	12,000,000	石積調整保全工事(史跡)	50年	51,418,698
37	概算							40,000,000	20,000,000	3,000,000	管理棟改修基本設計委託		68,418,698
38	概算							40,000,000	20,000,000	3,000,000	管理棟改修実施設計委託		85,418,698
39	概算							40,000,000	20,000,000	45,000,000	管理棟改修工事1	30年	48,418,698
										12,000,000	護岸保全工事1(史跡)	50年	
40	概算							40,000,000	20,000,000	45,000,000	管理棟改修工事2	30年	11,418,698
										12,000,000	護岸保全工事2(史跡)	50年	
41	概算							40,000,000	20,000,000	15,000,000	発電機更新工事	8年	4,418,698
										12,000,000	護岸保全工事3(史跡)	50年	
42	概算							40,000,000	20,000,000	15,000,000	日蓮銅製階段更新工事	30年	9,418,698
43	概算							40,000,000	20,000,000	25,000,000	北部木道・階段改修工事	30年	4,418,698
44	概算							40,000,000	20,000,000	12,000,000	砲台発掘等工事1(史跡)	50年	12,418,698
45	概算							40,000,000	20,000,000	12,000,000	砲台発掘等工事2(史跡)	50年	20,418,698
46	概算							40,000,000	20,000,000	12,000,000	砲台発掘等工事3(史跡)	50年	28,418,698
47	概算							40,000,000	20,000,000				48,418,698
48	概算							40,000,000	20,000,000	60,000,000	イペ製豊道・ボードデッキ等更新工事	30年	8,418,698
49	概算							40,000,000	20,000,000	15,000,000	発電機更新工事	8年	13,418,698
50	概算							40,000,000	20,000,000	20,000,000	貯水槽・ポンプ・減圧器改修工事	30年	13,418,698

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続が法令及び規則の定めを照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	i) 公園管理課において締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。
③入園料の算定は根拠資料に基づいて行われているか	入園料の算定が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
④猿島基金の管理及び運用は、法令に基づいて適正に行われているか	猿島基金の積立及び取崩しに係る決裁書類、残高推移を管理する書類の閲覧及び所管課への質問を実施した。

(3) 実施結果

① 猿島公園階段小破修繕

本業務は、猿島公園管理等周辺の木製の階段の補修を行うものであり、施工箇所は下図の赤丸で囲まれた区域である。



(出典：株式会社トライアングル HP)

市では、本業務について、下記 2 つに契約を分割し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び横須賀市契約規則第 21 条第 1 号（少額の契約）を根拠に同一の業者と随意契約を行っている。

見積書については、契約の相手方である 1 者のみから入手している。

(図表 4-IV-8) 猿島公園階段小破修繕の契約概要

件名	契約日 (請書)	履行期間 (請書)	竣工日	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第 21 条第 1 号
猿島公園 階段小破修繕	H30.10.1	H30.10.1～ H30.10.31	H30.10.18	1,289,520	工事、修繕等 の請負契約 130 万円
猿島公園管理棟 デッキ階段他 小破修繕	H30.10.1	H30.10.1～ H30.10.31	H30.10.18	574,560	
合計				1,864,080	

仕様書には、修繕内容としてそれぞれ「階段小破修繕 1 式」、「管理棟デッキ階段他小破修繕 1 式」と記載されているが、各契約における修繕内容や部材等の具体的な仕様は示されていない。

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
適用規則	横須賀市契約規則第 21 条第 1 号
随意契約先の選定理由	早急に補修を必要とする中で、現地において調査を行い修繕方法を決定するため早急に対応できる本業者と随意契約したい。

随意契約とした理由について所管課に質問したところ、猿島公園は観光がメインの無人島であり、工事可能な期間が限られていることや、人や資材を船で運搬する必要があり、施工業者の負荷やコスト面も考慮すると、できる限り集中的に工事を実施するのが望ましいが、公園管理事業には契約金額が 130 万円を超える修繕工事用の予算がないため、130 万円を超える修繕工事を行うために分割発注せざるを得なかったという説明があった。

指摘 13 「分割発注による入札の回避（階段小破修繕）」

本業務は、いずれも猿島公園管理棟周辺の木製階段を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には 1,864 千円となり、横須賀市契約規則第 21 条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は 130 万円）を

超える金額となるところ、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

意見 19 「130 万円を超える修繕工事の予算について（階段小破修繕）」

公園管理課によると、公園管理事業には、契約金額が 130 万円を超える修繕工事用の予算がないため、130 万円を超えないように分割発注せざるを得なかったということであった。しかし、猿島公園の地理的条件等を踏まえて 130 万円を超える修繕工事の発注を行うことは、経済性の観点からは望ましいことであるため、公園管理事業に 130 万円を超える修繕工事の予算を要求することを検討されたい。

指摘 14 「競争見積りの未実施（階段小破修繕）」

上記 2 契約については、いずれも契約の相手方である 1 者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、契約規則第 21 条第 6 号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で 2 人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2 人以上の者から見積書を徴する必要がある。

② 猿島公園手摺小破修繕

本業務は、猿島公園の園路及び砲台跡周辺の木製手摺柵をプラスチック製擬木に交換するものであり、施工箇所は下図の赤丸で囲まれた区域である。



(出典：株式会社トライアングル HP)

市では、本業務について、下記 3 つに契約を分割し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び横須賀市契約規則第 21 条第 1 号（少額の契約）を根拠に同一の業者と随意契約を行っている。

(図表 4-IV-9) 猿島公園手摺小破修繕の契約概要

件名	契約日 (請書)	履行期間 (請書)	竣工日	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第 21 条第 1 号
猿島公園園路 手摺小破修繕	H30.10.29	H30.10.29～ H30.11.30	H30.11.27	1,112,400	工事、修繕等 の請負契約 130 万円
猿島公園遊歩道手 摺小破修繕	H30.10.29	H30.10.29～ H30.11.30	H30.11.27	982,800	
猿島公園砲台跡周 辺手摺小破修繕	H30.10.29	H30.10.29～ H30.11.30	H30.11.27	896,400	
合計				2,991,600	

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
適用規則	横須賀市契約規則第21条第1号
随意契約先の選定理由	早急に補修を必要とする中で、現地において調査を行い修繕方法を決定するため早急に対応できる本業者と随意契約したい。

随意契約とした理由について所管課に質問したところ、上記「①猿島公園階段小破修繕」と同様であった。

指摘15 「分割発注による入札の回避（手摺小破修繕）」

本業務は、いずれも猿島公園園路の手摺を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には2,991千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となるため、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

③ 猿島公園発電機修繕

本業務は、猿島公園内に設置されたディーゼルエンジン発電機2基のうちの1基が故障したことに伴い、発電機の交換を行うものである。



（出典：メーカーHP）

市では、本業務について、下記2つの業務に分割し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び横須賀市契約規則第21条第1号（少額の契約）に該当するとして、同一の業者と随意契約を行っている。

見積書については、契約の相手方である1者のみから入手している。

(図表 4-IV-10) 猿島公園発電機修繕の契約概要

件名	契約日 (請書)	履行期間 (請書)	竣工日	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第21条第1号
猿島公園発電機 エンジン修繕	H30.8.1	H30.8.1～ H30.9.30	H30.9.20	1,300,000	工事、修繕等 の請負契約 130万円
猿島公園発電機 修繕	H30.8.1	H30.8.1～ H30.9.30	H30.9.20	1,300,000	
合計				2,600,000	

見積書によると、「猿島公園発電機エンジン修繕」には、「新品エンジン載せ替え作業」及び「試運転確認」（部品、諸経費含む）が含まれ、「猿島公園発電機修繕」には、「発電機修繕作業」及び「試運転確認」（部品、諸経費含む）が含まれている。また、仕様書には、修繕内容としてそれぞれ「発電機修繕 1式」、「発電機エンジン修繕 1式」と記載されているが、発電機の仕様や修繕内容に関する具体的かつ詳細な情報は示されていない。

所管課によると、新エンジンの載せ替え（エンジンの交換）作業と発電機能（シャフトでコイルをまわして磁石が回転し発電する）部分の修繕で分割したとのことである。

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
適用規則	横須賀市契約規則第21条第1号
随意契約先の選定理由	早急に補修を必要とする中で、現地において調査を行い修繕方法を決定するため早急に対応できる本業者と随意契約したい。

随意契約とした理由について所管課に質問したところ、発注先は発電機の製造会社の子会社であり、当該会社以外に修繕を実施できる会社がなかったが、公園管理事業には、契約金額が130万円を超える修繕用の予算がないため、130万円を超える修繕を行うために分割発注せざるを得なかったという説明があった。しかし、随意契約理由書には、発注先が限定される旨の記載はなく、根拠法令及び適用規則には少額の契約に該当することのみが記載されている。

指摘 16 「分割発注による入札の回避（発電機修繕）」

本業務は、発電機 1 基の交換を行うものであり、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には 2,600 千円となり、横須賀市契約規則第 21 条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は 130 万円）を超える金額となるため、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に横須賀市契約規則第 20 条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続を経る必要がある。

指摘 17 「競争見積りの未実施（発電機修繕）」

上記 2 契約については、いずれも契約の相手方である 1 者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、契約規則第 21 条第 6 号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で 2 人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2 人以上の者から見積書を徴する必要がある。

④ 猿島公園の入園料について

猿島公園の入園料は平成 27 年度から徴収を始めており、大人 200 円、小・中学生 100 円となっている。入園料は、猿島基金に積み立てを行い、園路整備、テーブルとベンチの修繕、樹木管理などの他、入園者の増加に対応したトイレの新設など園内環境の整備に活用している。入園料は猿島公園の有料化にあたり、来園者に平成 26 年 7 月 9 日から平成 26 年 8 月 14 日までアンケートを行い、200 円という回答が一番多かったため、200 円と設定している。市は令和元年 7 月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めているが、猿島公園の入園料を設定する際には、基本方針が無かったため、アンケート結果のみで入園料を算定している。入園者数及び入園料の推移は以下のとおりである。

(図表 4-IV-11) 入園者数

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	前年比	
4 月	11,144	13,245	19,311	6,066	46%
5 月	28,134	32,680	29,369	△3,311	△10%
6 月	14,112	16,238	14,982	△1,256	△8%
7 月	23,632	25,991	23,414	△2,577	△10%
8 月	27,612	32,679	37,431	4,752	15%
9 月	14,178	14,991	21,800	6,809	45%
10 月	18,932	12,318	19,876	7,558	61%
11 月	13,175	11,859	14,233	2,374	20%
12 月	4,135	3,804	4,626	822	22%
1 月	3,945	3,909	4,801	892	23%
2 月	5,339	5,637	5,080	△557	△10%
3 月	14,450	13,577	15,291	1,714	13%
合計	178,788	186,928	210,214	23,286	12%

(図表 4-IV-12) 入園料

(単位:円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	前年比	
4 月	1,892,400	2,304,400	3,403,800	1,099,400	48%
5 月	4,794,500	5,808,000	5,321,600	△486,400	△8%
6 月	2,502,700	2,897,600	2,744,000	△153,600	△5%
7 月	4,192,900	4,657,900	4,196,000	△461,900	△10%
8 月	4,969,000	5,912,000	6,701,700	789,700	13%
9 月	2,527,900	2,757,600	3,925,700	1,168,100	42%
10 月	3,371,600	2,219,200	3,615,300	1,396,100	63%
11 月	2,230,500	2,108,300	2,559,000	450,700	21%
12 月	744,000	674,900	841,600	166,700	25%
1 月	701,300	693,700	845,100	151,400	22%
2 月	967,300	1,015,900	912,600	△103,300	△10%
3 月	2,541,700	2,407,500	2,634,700	227,200	9%
合計	31,435,800	33,457,000	37,701,100	4,244,100	13%

意見 20 「入園料の設定方法について」

猿島公園の入園料の設定に関し、来園者のアンケート結果のみで入園料を設定している。猿島公園の入園料は猿島基金に積み立てられ、当該積立金を基にトイレ新設工事や管理棟の改修工事等を行う。令和 20 年度までの猿島基金の取り崩し計画は策定しているが、当該計画に含まれていないものとして島外周の崩落防護対策、海浜部浸食工事がある。島外周の崩落防護対策、海浜部浸食工事は 10 年に一度約 50,000 千円程度実施する必要があるが、猿島基金の積立金では実施することができないため、当該計画には含まれていない。また、令和元年 7 月に定められている「公の施設の使用料に関する基本方針」に沿って、入園料が定められているのか検討を行っていない。よって、今後猿島公園の入園料を見直す際に、今後の取り崩し計画や令和元年 7 月に定められている「公の施設の使用料に関する基本方針」を検討した上で入園料を設定することが望ましい。

2-3 公園維持補修事業

(1) 公園維持補修事業の概要

事業名	公園維持補修事業
事業の概要	公園を安全かつ快適に利用できるように、街区公園等の諸施設の改修や維持補修工事を実施
当初予算額	53,182 千円（公園管理課分）
決算額	69,596 千円（公園管理課分）

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①入札手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	入札手続がについて、入札手続が法令及び規則の定めに従って適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	i) 公園管理課において締結した随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めに従って適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。

(3) 実施結果

① 佐原 2 丁目公園人工芝小破修繕（公園維持補修事業）

本業務は、公園内のサッカーグラウンドの人工芝ライン部について補修工事を行うものである。



（出典：「横須賀市の公園情報サイト」）

市では、本業務について、コート半面毎に分割発注し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び横須賀市契約規則第 21 条第 1 号（少額の契約）に該当するとして、同一の業者と随意契約を行っている。

見積書については、契約の相手方である 1 者のみから入手している。

（図表 4-IV-13）佐原 2 丁目公園人工芝小破修繕の契約概要

件名	契約日 (請書)	履行期間 (請書)	工期 (工事写真帳)	契約金額 (税込)(円)	契約規則 第 21 条第 1 号
佐原 2 丁目公園 人工芝小破修繕(1)	H30.4.1	H30.4.1～ H30.5.31	H30.4.23～ H30.4.27	1,296,000	工事、修繕等 の請負契約 130 万円
佐原 2 丁目公園 人工芝小破修繕(2)	H30.5.1	H30.5.1～ H30.6.30	H30.4.27～ H30.5.24	1,296,000	
合計				2,592,000	

仕様書には、修繕内容として「人工芝小破修繕 1 式」と記載されているが、各契約における施工箇所や使用部材等に関する具体的かつ詳細な情報は示されていない。

○随意契約理由書（一部抜粋）

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
適用規則	横須賀市契約規則第 21 条第 1 号
随意契約先の選定理由	早急に補修を必要とする中で、現地において調査を行い修繕方法を決定するため早急に対応できる本業者と随意契約したい。

所管課からは、利用者への配慮から、サッカー場を全面使用停止にしないために半面ずつ施工したため、2 回に分けて発注を行ったとの説明があった。

この点、サッカー場の月間予約一覧を確認したところ、4 月 23 日（月）～4 月 27 日（金）の 5 日間は「工事」のため全面利用不可、5 月 23 日（水）及び 5 月 24 日（木）の 2 日間は「工事（予備日）」として全面使用不可となっている。

また、「佐原 2 丁目公園人工芝小破修繕(2)」について、施工会社から提出された工事写真帳に記載の着手日（平成 30 年 4 月 27 日）が請書に記載の工期の開始日（5 月 1 日）よりも前の日付になっており、両工事の工事写真帳には、上記(1)と(2)の工事写真が混在している。

指摘 18 「分割発注による入札の回避（人工芝小破修繕）」

本業務は、サッカーグラウンド 1 面の人工芝のライン部分の補修工事を行うものであり、グラウンド全面の補修が必要なことは当初から想定されていたものである。また、サッカー場の月間予約一覧や工事写真帳を見る限り、両工事は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、仮にグラウンドを半面ずつ順次補修する場合でも、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由にはならないと考える。本業務について一括発注した場合には 2,592 千円となり、横須賀市契約規則第 21 条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は 130 万円）を超える金額となると、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

指摘 19 「競争見積りの未実施（人工芝小破修繕）」

上記 2 契約については、いずれも契約の相手方である 1 者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、契約規則第 21 条第 6 号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で 2 人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

2-4 公園管理委託事業（指定管理業務）

(1) 公園管理委託事業の概要

公園管理委託事業とは、22箇所の公園と1広場及び7箇所の水泳プール施設の管理業務を指定管理者に委託している事業である。指定管理者制度の概要については、「Ⅲ 公園建設事業（公園建設課） 6-2 指定管理業務（1）指定管理者制度の概要」に記載している。

① 公園管理課で導入している指定管理者管理公園一覧

都市公園条例第4条に基づき、公園管理課で導入している指定管理者管理公園は以下のとおりである。

(図表 4-IV-14) 公園管理課で導入している指定管理者管理公園

NO	公園名	指定管理者	指定管理期間
1	追浜公園、夏島都市緑地、夏島グラウンド	シティサポートよこすか・横浜 DeNA ベイスターズ共同事業体	平成30年4月1日～令和4年3月31日
2	不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園	シティサポートよこすか・横須賀緑化造園協同組合共同事業体	平成30年4月1日～令和4年3月31日
3	佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園、根岸公園	一般財団法人シティサポートよこすか	平成30年4月1日～令和4年3月31日
4	田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、光の丘水辺公園、太田和つつじの丘、田浦青少年自然の家	よこすかグリーンパーク共同事業体（横須賀緑化造園協同組合、一般財団法人シティサポートよこすか、NPO法人グリーンクラブ）	平成30年4月1日～令和4年3月31日
5	三笠公園、ヴェルニー公園	横須賀三笠・西武パートナーズ（西武造園株式会社、株式会社トライアングル、福利園建設株式会社）	平成30年4月1日～令和4年3月31日
6	くりはま花の国、ペリー公園	横須賀花の国・西武パートナーズ（西武造園株式会社、株式会社京急アドエンタープライズ、福利園建設株式会社）	平成30年4月1日～令和8年3月31日

NO	公園名	指定管理者	指定管理期間
7	長井海の手公園（ソレイユの丘）、荒崎公園	長井海の手公園パートナーズ（西武造園株式会社、株式会社不二環境サービス、長井水産株式会社、KNT-CTホールディングス株式会社）	平成27年4月1日～令和5年3月31日
8	公園水泳プール	CSY・新生ビルテクノ共同事業体（一般財団法人シティサポートよこすか、新生ビルテクノ株式会社）	平成27年4月1日～平成31年3月31日

② 指定管理業務のグルーピングについて

指定管理公園のグルーピングについては、平成18年度の指定管理制度導入時において、効率の良い管理・経費削減や競争の促進を考慮に入れて、各公園をそれぞれのグループに分類した。平成29年度に公募する公園についてのグルーピングの変更点は以下のとおりである。

(図表 4-IV-15) 指定管理公園のグルーピングの変更点

見直し前			見直し後		
委員会名	対象公園	期間	委員会名	対象公園・広場	期間
追浜公園等指定管理者選考委員会 (2グループ審査)	追浜公園、夏島都市緑地、 <u>大津公園</u> 、 <u>光の丘公園</u> 、 <u>西公園</u> 、 <u>湘南国際村西公園</u>	4年	追浜公園等指定管理者選考委員会 (1グループ審査) <u>(※1)</u>	追浜公園、夏島都市緑地、 <u>夏島グラウンド</u>	4年
	不入斗公園 衣笠公園 <u>佐原2丁目公園</u> <u>はまゆう公園</u>	4年	不入斗公園等指定管理者選考委員会 (2グループ審査) <u>(※2)</u>	不入斗公園、衣笠公園、 <u>光の丘公園</u> 、 <u>西公園</u> 、 <u>湘南国際村西公園</u>	4年
		<u>佐原2丁目公園</u> 、 <u>大津公園</u> 、 <u>はまゆう公園</u> 、 <u>根岸公園</u>		4年	

見直し前			見直し後		
委員会名	対象公園	期間	委員会名	対象公園・広場	期間
田浦梅の里等 指定管理者選 考委員会 <small>(2グループ審査)</small>	田浦梅の里 (田 浦青少年自然の 家)、衣笠山公 園、光の丘水辺 公園、太田和つ つじの丘、 <u>根岸 公園</u>	4年	田浦梅の里等 指定管理者選 考委員会 <small>(1グループ審査)</small> <u>(※3)</u>	田浦梅の里 (田 浦青少年自然の 家)、衣笠山公 園、光の丘水辺 公園、太田和つ つじの丘、 <u>しよ うぶ園</u>	4年
	<u>しょうぶ園</u>	4年			
三笠公園等指 定管理者選考 委員会 <small>(2グループ審査)</small>	三笠公園 ヴェルニー公園	4年	三笠公園等指 定管理者選考 委員会 <small>(2グループ審査)</small> <u>(※4)</u>	三笠公園 ヴェルニー公園	4年
	くりはま花の国 ペリー公園	4年		くりはま花の国 ペリー公園	8年

(※1) 追浜公園等指定管理者選考委員会

夏島グラウンドの指定管理者制度導入に伴い、地域性と管理規模を考慮し、追浜地区の2公園1広場を1グループとして選考を行っている。

(※2) 不入斗公園等指定管理者選考委員会

追浜地区以外の運動施設を有する公園において、地域性と管理規模を考慮し、野球場が中心の5公園とサッカー場が中心の4公園の2グループに改め、選考を行っている。

(※3) 田浦梅の里等指定管理者選考委員会

緑地管理や植物管理が中心の公園において、地域性と管理規模を考慮し、しょうぶ園を加えた5公園を1グループとして選考を行っている。

(※4) 三笠公園等指定管理者選考委員会

観光系の公園である4公園2グループの選考を行っている。なお、くりはま花の国とペリー公園については、管理期間が4年から8年に変更された。

くりはま花の国とペリー公園の管理期間が変更された理由は、指定管理者の自主的な経営努力を促すためである。当該公園は集客を目的とした公園であり、利用料金制の駐車場やレストラン等の管理許可施設が多くある一方、指定管理期間が4年では、指定管理者の新たな投資に対する回収期間が短く、自主的な経営努力を引き

出すことが難しい。そこで、指定管理者としての魅力向上と利用者サービスの向上、施設利用者数の増加のために、指定管理期間の延長を行い、長井海の手公園・荒崎公園と同じ8年とした。

③ 監査対象とした指定管理業務

監査対象とした指定管理業務（公園管理課に係るもの）は下表のとおりである。

(図表 4-IV-16) 監査対象とした指定管理業務（公園管理課に係るもの）

NO	公園名	本報告書での記載箇所
1	追浜公園ほか2箇所	i) 追浜公園ほか2箇所に関する指定管理業務
2	不入斗公園ほか4箇所	ii) 不入斗公園ほか4箇所に関する指定管理業務
3	佐原2丁目公園ほか3箇所	iii) 佐原2丁目公園ほか3箇所に関する指定管理業務
4	田浦梅の里ほか4箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家	iv) 田浦梅の里ほか4箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家に関する指定管理業務
5	三笠公園ほか1箇所	v) 三笠公園ほか1箇所に関する指定管理業務
6	くりはま花の国ほか1箇所	vi) くりはま花の国ほか1箇所に関する指定管理業務
7	長井海の手公園ほか1箇所	vii) 長井海の手公園ほか1箇所に関する指定管理業務
8	公園水泳プール	viii) 公園水泳プールに関する指定管理業務

i) 追浜公園ほか2箇所に関する指定管理業務

追浜公園、夏島都市緑地、夏島グラウンドを一括で指定管理者の募集を行い、シティサポートよこすか・横浜 DeNA ベイスターズ共同事業体が指定管理者に指定されている。

(追浜公園)



(夏島都市緑地)



(夏島グラウンド)



(出典：「横須賀市の公園情報サイト」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
追浜公園	昭和 24 年 4 月 1 日	硬式場 1 面、軟式野 球場 1 面、庭球場 4 面、管理事務所、	【硬式野球場】 850 件 (利用件数) 10,196 千円 (料金収入) 【軟式野球場】 283 件 (利用件数) 253 千円 (料金収入) 【庭球場】 5,879 件 (利用件数) 4,984 千円 (料金収入) 【駐車場】 58,358 件 (利用件数) 23,028 千円 (料金収入)

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
夏島都市緑地	昭和 61 年 4 月 1 日	植樹地、ドッグラン 広場、有料駐車場、 第三海堡展示物	【ドッグラン広場】 235 件（利用件数） 547 千円（料金収入） 【駐車場】 24,266 件（利用件数） 12,495 千円（料金収入）
夏島グラウンド	平成 30 年 9 月 1 日	植樹地、広場（軟式 野球場利用の場合は 1 面）（ソフトボ ール場利用の場合は 2 面）、管理人詰所、 大型倉庫	【グラウンド】 183 件（利用件数） 90 千円（料金収入）

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4 年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の使用許可に関すること ・公園の施設及び設備の運営に関すること ・公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営 財源	指定管理料に基づく収入

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	1 団体しか応募がなかったため、選考委員 5 名の採点をした後、意見を交換し問題がないため、指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	シティサポートよこすか・横浜 DeNA ベイスターズ共 同事業体代表者一般財団法人シティサポートよこすか
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市 の評価 (平成 31 年 3 月分)	各公園とも、施設の維持管理について計画的に行って おり、整備状況が良好で、適切な管理が行われている と評価できる。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
263,436(※)	263,436(※)	263,436(※)	259,376(※)	104,515(※)

(※) 指定管理料の推移については、指定管理公園のグルーピングの変更に伴い、平成 26 年度～平成 29 年度は、追浜公園・夏島都市緑地・大津公園・光の丘公園・西公園・湘南国際村西公園の指定管理料を記載しており、平成 30 年度は、追浜公

園・夏島都市緑地・夏島グラウンドの指定管理料を記載している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

ii) 不入斗公園ほか 4 箇所に関する指定管理業務

不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園を一括で指定管理者の募集を行い、シティサポートよこすか・横須賀緑化造園協同組合共同事業体が指定管理者に指定されている。

(不入斗公園)



(衣笠公園)



(光の丘公園)



(西公園)



(出典：「横須賀市の公園情報サイト」)

(湘南国際村西公園)



(出典：「横須賀市の公園情報サイト」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
不入斗公園	昭和 38 年 8 月 10 日	陸上競技場 1 箇所、 軟式野球場 2 面、庭 球場 8 面、弓道場 1 箇所、児童広場、駐 車場等	【軟式野球場】 1,044 件 (利用件数) 860 千円 (料金収入) 【庭球場】 6,591 件 (利用件数) 5,726 千円 (料金収入) 【陸上競技場】 20,603 件 (利用件数) 1,960 千円 (料金収入) 【弓道場】 2,268 件 (利用件数) 976 千円 (料金収入) 【駐車場】 183,149 件 (利用件数) 38,419 千円 (料金収入)
衣笠公園	昭和 35 年 12 月 26 日	軟式野球場 1 面、管 理事務所兼トイレ、 駐車場	【軟式野球場】 620 件 (利用件数) 650 千円 (料金収入)
光の丘公園	平成 11 年 8 月 1 日	庭球場 4 面、管理事 務所、駐車場等	【庭球場】 4,459 件 (利用件数) 3,811 千円 (料金収入) 【駐車場】 11,887 件 (利用件数) 4,959 千円 (料金収入)
西公園	昭和 56 年 4 月 1 日	軟式野球場 1 面、庭 球場 4 面、管理事務 所、児童広場、駐車 場等	【軟式野球場】 533 件 (利用件数) 443 千円 (料金収入) 【庭球場】 4,164 件 (利用件数) 3,589 千円 (料金収入)

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
			【駐車場】 13,636 件（利用件数） 4,559 千円（料金収入）
湘南国際村西公園	平成 8 年 4 月 1 日	庭球場 5 面、管理事務所、駐車場等	【庭球場】 5,349 件（利用件数） 4,654 千円（料金収入） 【駐車場】 10,963 件（利用件数） 3,952 千円（料金収入）

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4 年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の使用許可に関すること ・公園の施設及び設備の運営に関すること ・公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	1 団体しか応募がなかったため、選考委員 5 名の採点をした後、意見を交換し問題がないため、指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	シティサポートよこすか・横須賀緑化造園協同組合共同事業体
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成 31 年 3 月分)	<p>運動施設の整備については適切に行われている。全公園で、継続的に園内巡視を行い、利用者の利便性や安全性に配慮した管理を行っていることについて、評価している。</p> <p>各公園とも利用者からの要望や修繕箇所の対応など、状況に応じた課題に対応しており、全体的に評価できる状況である。</p>

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
163,207(※)	163,207(※)	163,207(※)	163,207(※)	196,400(※)

(※) 指定管理料の推移については、指定管理公園のグルーピングの変更に伴い、平成 26 年度～平成 29 年度は、不入斗公園・衣笠公園・はまゆう公園・佐原 2 丁目

公園の指定管理料を記載しており、平成 30 年度は、不入斗公園・衣笠公園・光の丘公園・西公園・湘南国際村西公園の指定管理料を記載している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

iii) 佐原 2 丁目公園ほか 3 箇所に関する指定管理業務

佐原 2 丁目公園、大津公園、はまゆう公園、根岸公園（交通公園）を一括で指定管理者の募集を行い、一般財団法人シティサポートよこすかが指定管理者に指定されている。

(佐原 2 丁目公園)



(大津公園)



(はまゆう公園)

(根岸公園 (交通公園))



(出典：「横須賀市の公園情報サイト」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
佐原 2 丁目公園	平成 25 年 4 月 1 日	サッカー場 1 面、野 球場 1 面、管理事務 所、野外トイレ、防 災倉庫、駐車場、遊 具広場等	【サッカー場】 1,613 件（利用件数） 11,187 千円（料金収 入） 【駐車場】 64,957 件（利用件数） 15,592 千円（料金収入）
大津公園	昭和 27 年 9 月 1 日	運動場 1 面、軟式野 球場 1 面、庭球場 11 面、相撲場 1 箇 所、管理事務所、児 童広場、駐車場	【軟式野球場】 577 件（利用件数） 439 千円（料金収入） 【庭球場】 11,080 件（利用件数） 8,259 千円（料金収入） 【運動場】 320 件（利用件数） 258 千円（料金収入） 【相撲場】 204 件（利用件数） 15 千円（料金収入） 【駐車場】 58,582 件（利用件数） 16,533 千円（料金収入）
はまゆう公園	昭和 63 年 4 月 1 日	運動場、児童広場、 管理事務所等	【運動場】 467 件（利用件数） 397 千円（料金収入）
根岸公園 （交通公園）	昭和 41 年 7 月 15 日	自転車練習場、三輪 車広場、休憩広場、 管理事務所、トイ レ、休憩施設等	【公園】 340,599 人（利用者数）

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4 年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の使用許可に関すること ・公園の施設及び設備の運営に関すること ・公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営 財源	指定管理料に基づく収入

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	2 団体より応募があり、選考委員 5 名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	一般財団法人シティサポートよこすか
指定管理者の組織形態	一般財団法人
指定管理者に対する市の評価 (平成 31 年 3 月分)	各公園とも、年間のスケジュールを考慮しながら計画的に管理運営に取り組んでいる。 運動施設の利用者だけではなく、園内に訪れた人にも楽しく、気持ちよく過ごしてもらえるよう工夫を重ねており、評価できる。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
163,207(※)	163,207(※)	163,207(※)	163,207(※)	136,500(※)

(※) 指定管理料の推移については、指定管理公園のグルーピングの変更に伴い、平成 26 年度～平成 29 年度は、不入斗公園・衣笠公園・はまゆう公園・佐原 2 丁目公園の指定管理料を記載しており、平成 30 年度は、佐原 2 丁目公園・大津公園・はまゆう公園・根岸公園（交通公園）の指定管理料を記載している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

iv) 田浦梅の里ほか4箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家に関する指定管理業務

田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、光の丘水辺公園、太田和つつじの丘、横須賀市立田浦青少年自然の家を一括で指定管理者の募集を行い、よこすかグリーンパーク共同事業体が指定管理者に指定されている。

(田浦梅の里)



(しょうぶ園)



(衣笠山公園)



(光の丘水辺公園)



(太田和つつじの丘)



(横須賀市立田浦青少年自然の家)



(出典：「横須賀市の公園情報サイト」(梅の里、光の丘、太田和、青少年)、横須賀市 HP (しょうぶ園)、「横須賀観光情報ここはヨコスカ」(衣笠山))

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
田浦梅の里	昭和 57 年 4 月 1 日	梅林、展望台、アスレチック広場、芝生広場、トイレ、荷役用車両及び軌道	【公園】 33,182 人（利用者数）
衣笠山公園	明治 40 年 4 月 18 日	桜の森、わんぱくの森、わんぱくの水辺、ピクニック広場、ホテルの里、昆虫の森、展望塔等	【公園】 57,602 人（利用者数）
しょうぶ園	昭和 63 年 4 月 4 日	しょうぶ苑、ふじ苑、しゃくなげ苑、ビジターセンター（ホール、談話室、和室、レストレラン）、駐車場(有料)、等	【入園料（4-6 月）】 52,219 件（利用件数） 12,019 千円（料金収入） 【ホール・談話室】 44 件（利用件数） 73 千円（料金収入） 【駐車場】 10,982 件（利用件数） 3,221 千円（料金収入）
光の丘水辺公園	平成 11 年 1 月 26 日	人工池、緑地、管理事務所、野外トイレ	【公園】 86,975 人（利用者数）
太田和つつじの丘	昭和 63 年 4 月 1 日	つつじ園、緑地、トイレ、駐車場(無料)	【公園】 13,945 人（利用者数）
横須賀市立田浦青少年自然の家	昭和 61 年 5 月 1 日	テントサイト、炊事場（屋根付）、待機等(集会室)、トイレ、野外卓、キャンプファイヤー場等	【公園】 2,896 人（利用者数）

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4 年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の使用許可に関すること ・ 公園の施設及び設備の運営に関すること ・ 公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	1 団体しか応募がなかったため、選考委員 5 名の採点をした後、意見を交換し問題がないため、指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	よこすかグリーンパーク共同事業体 (横須賀緑化造園協同組合、一般財団法人シティサポートよこすか、NPO 法人グリーンクラブ)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成 31 年 3 月分)	(田浦梅の里ほか 4 箇所) 各公園とも適切に業務を行っている。 各公演とも施設に応じた課題に対応しており、全体的に評価できる状況である。 (田浦青少年自然の家) 田浦梅林まつりでは、田浦青少年自然の家の敷地内で「無料お休み処」を設置し、来園者に暖かいお茶でおもてなしをした。お客様に大変喜ばれ、公園全体の満足度向上に努めた。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
109,666(※)	109,666(※)	109,666(※)	109,666(※)	181,932(※)

(※) 指定管理料の推移については、指定管理公園のグルーピングの変更に伴い、平成 26 年度～平成 29 年度は、田浦梅の里 (横須賀市立田浦青少年自然の家)・衣笠山公園・光の丘水辺公園・太田和つつじの丘・根岸公園 (交通公園) の指定管理料を記載しており、平成 30 年度は、田浦梅の里 (横須賀市立田浦青少年自然の家)・衣笠山公園・光の丘水辺公園・太田和つつじの丘・しょうぶ園の指定管理料を記載している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

v) 三笠公園ほか1箇所に関する指定管理業務

三笠公園、ヴェルニー公園を一括で指定管理者の募集を行い、横須賀三笠・西武パートナーズが指定管理者に指定されている。

(三笠公園)



(ヴェルニー公園)



(出典：横須賀市 HP)

(出典：「横須賀観光情報ここはヨコスカ」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
三笠公園	昭和 36 年 5 月 27 日	音楽噴水池、せせらぎの小路、野外ステージ、芝生広場、トイレ棟、三笠公園通り、駐車場、大型バス乗降場等	【公園】 1,982,785 人 (利用者数) 【駐車場】 32,850 件 (利用件数) 19,880 千円 (料金収入)
ヴェルニー公園	昭和 21 年 10 月 10 日	ヴェルニー記念館 (トイレのみ)、バラの花壇、ボードウォーク、噴水、広場、トイレ棟 1 棟、各種碑、駐車場等	【公園】 1,437,226 人 (利用者数) 【駐車場】 6,482 件 (利用件数) 8,874 千円 (料金収入)

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4 年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の使用許可に関すること 公園の施設及び設備の運営に関すること 公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入 駐車場収入 (利用料金制度)

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	2団体より応募があり、選考委員5名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	横須賀三笠・西武パートナーズ (西武造園株式会社、株式会社トライアングル、福利園建設株式会社)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成31年3月分)	各公園とも適切に業務を遂行しており、市への報告や連絡についても十分かつ問題なく行われている。また、各施設の点検及び清掃が計画どおり行われている。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
138,240	138,240	138,240	138,240	139,860(※)

(※) 平成30年度の指定管理料は、公募を行う際に指定管理料を見直したことに伴い相違している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の收受	事業年度終了後5月25日までに收受
業務報告書の收受	毎月15日までに前月分を收受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

vi) くりはま花の国ほか1箇所に関する指定管理業務

くりはま花の国、ペリー公園を一括で指定管理者の募集を行い、横須賀花の国・西武パートナーズが指定管理者に指定されている。

(くりはま花の国)



(ペリー公園)



(出典：「横須賀観光情報ここはヨコスカ」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
くりはま花の国	昭和59年 4月1日	フラワートレイン、 レストラン、売店、 パークゴルフ場、倉 庫、温室、コスモ ス・ポピー園、散策 路、冒険ランド等	【公園】 390,813人(利用者数) 【駐車場】 78,096件(利用件数) 37,243千円(料金収 入) 【アーチェリー場】 7,367件(利用件数) 1,976千円(料金収入) 【エアライフル場】 5,370件(利用件数) 1,465千円(料金収入)
ペリー公園	昭和29年 4月1日	ペリー記念館、上陸 記念碑、トイレ等	【公園】 64,346人(利用者数)

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	8年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の使用許可に関すること 公園の施設及び設備の運営に関すること 公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入 駐車場収入(利用料金制度)

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	1 団体しか応募がなかったため、選考委員 5 名の採点をした後、意見を交換し問題がないため、指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	横須賀花の国・西武パートナーズ (西武造園株式会社、株式会社京急アドエンタープライズ、福利園建設株式会社)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成 31 年 3 月分)	各公園とも適切に業務を遂行しており、市への報告や連絡についても迅速かつ綿密に行われている。また各公園とも、各施設の点検及び清掃が計画どおり行われている。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
116,640	116,640	116,640	116,640	130,680(※)

(※) 平成 30 年度の指定管理料は、公募を行う際に指定管理料を見直したことに伴い相違している。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

vii) 長井海の手公園ほか1箇所に関する指定管理業務

長井海の手公園、荒崎公園を一括で指定管理者の募集を行い、長井海の手公園パートナーズが指定管理者に指定されている。

(長井海の手公園)



(荒崎公園)



(出典：「横須賀観光情報ここはヨコスカ」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
長井海の手公園	平成9年 6月17日 (現在のソレイユの丘は平成17年4月29日開園)	エントランス棟一部(売店等)、温室棟、生産体験等、体験農園、レストラン(加工体験試食等)、加工房・売店棟、体験教室棟、ビジターセンター(温浴施設棟)等	【公園】 734,929人(利用者数) 【駐車場】 124,694件(利用件数) 115,341千円(料金収入)
荒崎公園	平成9年 5月30日	エントランス広場、夕日の丘、潮風の丘、憩いの広場、駐車場、トイレ、案内板等	【公園】 69,124人(利用者数) 【駐車場】 21,325件(利用件数) 7,610千円(料金収入)

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	8年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の使用許可に関すること 公園の施設及び設備の運営に関すること 公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入 駐車場収入(利用料金制度)

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	3 団体より応募があり、選考委員 5 名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	長井海の手公園パートナーズ (西武造園株式会社、株式会社不二環境サービス、長井水産株式会社、KNT-CT ホールディングス株式会社)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成 31 年 3 月分)	各公園とも適切に管理運営がなされている。 また、市への報告や連絡についても迅速かつ綿密に行われている。 長井海の手公園・荒崎公園ともに、全体的には適切な管理運営がなされている。指定管理者として目標としてきた年間来園者数 70 万人を超えたことは、指定管理者の日々の丁寧な接客や公園管理の賜物であり、高く評価したい。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
411,428(※)	258,081(※)	258,081(※)	258,081(※)	255,921(※)

(※) 平成 26 年度から平成 27 年度に指定管理料が減少しているのは、平成 26 年度までは PFI 事業により前事業者が公園の管理運営を行っていたが、平成 27 年度からは指定管理事業として新たな事業者を募集し、現在の指定管理者に変更されたことで、指定管理料も減となった。また、平成 29 年度から平成 30 年度に指定管理料が減少しているのは、指定管理者が応募時に年度毎の指定管理料を一定の金額ではなく、傾斜を設定したためである。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の収受	事業年度終了後 5 月 25 日までに収受
業務報告書の収受	毎月 15 日までに前月分を収受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

viii) 公園水泳プールに関する指定管理業務

公園水泳プールを一括で指定管理者の募集を行い、CSY・新生ビルテクノ共同事業体が指定管理者に指定されている。

(湘南鷹取5丁目第2公園水泳プール) (根岸公園水泳プール)



(馬堀海岸公園水泳プール)

(浦賀7丁目公園水泳プール)



(久里浜公園水泳プール)

(長沢村岡公園水泳プール)



(富浦公園水泳プール)



(出典：「よこすか市営プール情報サイト」)

ア 施設の概要

名称	開設年月日	主な施設	利用状況
湘南鷹取5丁目第2公園水泳プール	昭和53年7月1日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	【公園水泳プール】 56,706件（利用件数） 10,180千円（料金収入）
根岸公園水泳プール	昭和41年7月15日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	
馬堀海岸公園水泳プール	昭和49年4月1日	変形（L字型）プール、幼児用プール、管理棟、売店、機械室	
浦賀7丁目公園水泳プール	昭和57年4月1日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	
久里浜公園水泳プール	昭和42年7月20日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	
長沢村岡公園水泳プール	昭和63年4月1日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	
富浦公園水泳プール	昭和45年8月1日	25mプール、幼児用プール、管理棟、機械室	

イ 指定管理者制度の概要

指定期間	4年間
指定管理者業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の使用許可に関すること ・公園の施設及び設備の運営に関すること ・公園の施設及び設備の維持管理に関すること等
指定管理者の主な運営財源	指定管理料に基づく収入

ウ 指定管理者の選定手続

指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	1団体しか応募がなかったため、選考委員5名の採点をした後、意見を交換し問題がないため、指定管理予定者とした。

エ 指定管理者の概要

指定管理者の名称	CSY・新生ビルテクノ共同企業体 (一般財団法人シティサポートよこすか、株式会社京急アドエンタープライズ、福利園建設株式会社)
指定管理者の組織形態	共同事業体
指定管理者に対する市の評価 (平成31年3月分)	オフシーズンではあるものの、修繕箇所等について調査、把握し、7月のオープンに向けて準備を計画的に進めていることは評価できる。

オ 指定管理料の推移

(単位：千円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
77,040(※)	93,500(※)	85,653(※)	77,936(※)	70,089(※)

(※) 平成26年度から平成30年度に指定管理料が変動しているのは、管理対象施設数の相違による。

カ 指定管理者への市の指導、監督状況

事業報告書の收受	事業年度終了後5月25日までに收受
業務報告書の收受	毎月15日までに前月分を收受
実地調査の状況	前月の管理運営に関する事情聴取 施設等の維持管理に係る聴取と現場確認

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①指定管理者の選定手続が規則の定めに従って行われているか	指定管理者の選定手続が規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②指定管理料の積算は根拠資料に基づいて適切に行われているか	指定管理料の積算手続が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
③事業報告及び財務諸表のモニタリングが規則の定めに従って行われているか	指定管理者に対するモニタリングが規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

実施結果については、以下のとおりである。

NO	公園名	選定手続についての 検証結果の記載箇所	モニタリングについての 検証結果の記載箇所
1	追浜公園ほか 2箇所	意見「指定管理者に関する 財務審査結果について」	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
2	不入斗公園ほか 4箇所	意見「指定管理者に関する 財務審査結果について」	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
3	佐原2丁目公園 ほか3箇所	意見「指定管理者に関する 財務審査結果について」	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
4	田浦梅の里ほか 4箇所及び横須 賀市立田浦青少 年自然の家	意見「指定管理者に関する 財務審査結果について」	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
5	三笠公園ほか 1箇所	-	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
6	くりはま花の国 ほか1箇所	-	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
7	長井海の手公園 ほか1箇所	-	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」
8	公園水泳プール	意見「指定管理者に関する 財務審査結果について」	意見「決算書の分析について」 意見「事業計画と事業報告書の 比較分析について」

意見 21 「指定管理者に関する財務審査結果について」

市では、指定管理者選定にあたり、応募書類の一つとして直近過去3年分の決算書類の提出を求め、指定管理者財務審査専門委員が指定管理者の財務内容について当該決算書類を基に審査を行い、その結果を市長宛に報告している。

財務審査結果を確認したところ、「3期以上連続して赤字であり経営状況は極めて不安定」、「継続して正味財産は減少傾向にある」といった財務審査結果が記載されているが、財務審査専門委員は事業遂行可能であると判断しているものがあつた。しかし、所管課は、財務審査専門委員が財務内容に問題が無いと判断した根拠について把握していない。指定管理者については、財務審査専門委員の審査の結果を踏まえて、市が最終的に決定する権限と責任を負うものである。財務審査結果に経営状況に疑義のある事項が記載されている場合には、財務審査専門委員が財務内容に

問題が無いと判断した根拠について理解した上で意思決定を行うことが望ましい。

意見 22 「指定管理者団体の決算書の分析について（公園管理委託事業）」

市は、指定管理者団体の決算書について、応募の際に過去3年分の決算書の提出を求め、当該決算書を基に応募の際には財務情報の分析を行っている。指定管理者選定後は、指定管理者から貸借対照表や損益計算書等の決算書を入手し、応募の際に入手した決算書との比較・検討を行っているが、財務情報の分析には専門的知識を要すること、全庁的に比較・検討すべき統一的なポイントが定められていないことから、所管課が決算書を十分に検証しているとは言い難い。また、現状においては検証結果が文書化されていない。

決算書の比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、統一的な決算書のチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。

意見 23 「指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園管理委託事業）」

市は、指定管理者から指定管理事業に係る事業報告書として公園の管理運営部門の損益計算書を入手しており、事業計画と事業報告書の差額を算定しているが、当該差額がどのような要因で発生したのかという分析を行っていない。事業計画は事業報告書と分析を行い、事業計画と事業報告書の差異がなぜ発生したのかを分析することによって、指定管理料の積算方法が適正であることや指定管理者の業務が適切に運営されていることについて評価することができる。また、次回指定時の指定管理料の積算根拠に資するためにも計画と実績の比較分析は有用である。よって、事業計画と事業報告書の比較分析を行い、差異が生じた理由を事業報告書に記載することが望ましい。

3 公園災害復旧事業

(1) 公園災害復旧事業の概要

事業名	公園災害復旧事業
事業の概要	公園及び緑地等管理施設の災害復旧にかかる事業費
当初予算額	10,000 千円
決算額	38,228 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
随意契約の手続が法令及び規則の定めに従って行われているか	i) 随意契約について、随意契約の理由が法令及び規則の定めを照らして適切であるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した ii) 契約の手続が法令及び規則に従っているか関係書類を閲覧して確認した。

(3) 実施結果

① 随意契約の妥当性について

公園災害復旧事業において、以下の業務について随意契約としている。業務の概要は以下のとおりである。

(図表 4-IV-17) 監査対象とした随意契約の概要

業務名及び契約金額	長井海の手公園倒木等処理業務 No9 : 2,959,200 円 長井海の手公園倒木等処理業務 No10 : 2,980,800 円 長井海の手公園倒木等処理業務 No11 : 2,021,760 円 長井海の手公園倒木等処理業務 No12 : 2,806,920 円
施工者	民間企業 (全て同一の施工者)
業務の概要	災害 (平成 30 年 9 月の強風) により発生した倒木等を処理する業務
随意契約とした適用法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないため
随意契約先の選定理由	被害箇所に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため
請負日付	平成 31 年 1 月 24 日

指摘 20 「分割発注について (倒木等処理業務)」

市は、本業務において、業務名を長井海の手公園倒木等処理業務としたうえで、No9~No12 としてそれぞれ別工種であるため分割して発注を行っている。しかし、見積書を確認すると、No9 は「堆肥舎屋根撤去」業務、No10 は「堆肥舎屋根補修」

業務となっており、堆肥舎屋根を撤去し、当該屋根を補修するという一連の業務となっている。また、施工者からの工事の報告資料として受領している工事写真を確認すると、「堆肥舎屋根撤去」と「堆肥舎屋根補修」で使用されている写真は同一の写真が混在していることから、両業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。この点について所管課に質問を行ったところ、「別の業務内容であるため、分割発注を行った」という回答であるが、上記に記載しているように当該業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、別の業務内容であったとしても、発注時の仕様等に定めればよく、業務を分割する合理的な理由にはならないと考える。

市は、契約規則第 28 条第 1 項の規定に基づき契約金額が 300 万円以下であることを理由に契約書の作成を省略しているが、本業務を一括発注した場合には 8,949 千円となり、契約書の作成を省略することは認められない。今後は安易に分割発注を行うことは避け、契約書の作成を適切に行う必要がある。

意見 24 「随意契約の締結について（倒木等処理業務）」

市は、本業務について、災害（平成 30 年 9 月の強風）により発生した倒木等を処理する業務であり、緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するとして、随意契約として契約を締結している。しかし、見積結果報告書の執行日を確認すると、平成 31 年 1 月 24 日となっており、台風被害による施設破損があった平成 30 年 9 月から見積書を受領した平成 31 年 1 月まで約 4 カ月経過しており、緊急の必要というには時間が経過している状況である。当該災害で発生した復旧業務では、平成 30 年 11 月に見積書を受領している案件もある。この点について所管課に質問を行ったところ、「園内各所で台風被害が生じたことで、被害状況の整理や現場を管理する指定管理者との調整に時間を要した」という回答を得ているが、指定管理者との間に調整を要したのであれば、当該事項を随意契約理由書等に記載し、緊急の必要という点を明記すべきである。

緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約として契約を締結し、時間が経過している場合には、当該理由について随意契約理由書に記載し、緊急の必要という点を明記することが望まれる。

4 チビッコ広場管理事業

(1) チビッコ広場管理事業の概要

事業名	チビッコ広場管理事業
事業の概要	・市内の子どもの健全な育成を図るため、広場の管理や整備を行う町内会等に対して管理費及び整備費を交付 ・広場として使用承諾をした土地所有者に対し報償金を交付
当初予算額	6,160 千円
決算額	6,962 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
①交付金の支給手続が規則等の定めに従って行われているか	交付金がチビッコ広場整備費交付金等交付要綱に従って適切に支給されているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。
②チビッコ広場の安全管理が適切に行われているか	チビッコ広場における遊具の安全確保策について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。

(3) 実施結果

① チビッコ広場管理費交付金

チビッコ広場整備費交付金及び管理費交付金は、市内の子どもの健全な育成を図るため、広場の整備または管理を行う町内会等（以下、「管理団体」という。）に対し、チビッコ広場整備費交付金等交付要綱の定める金額を交付するものである

○チビッコ広場整備費交付金等交付要綱

（交付金の額）

第3条 交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 整備費交付金は、次に掲げる範囲内において市長が定める額とする。

ア 広場を新たに開設する場合 1広場につき 40万円

イ 広場を既に開設している場合で、遊具等を増設、撤去(市長が危険と認めたものに限る。)又は取替えを行なうとき 1広場につき 30万円

(2) 管理費交付金は、広場に設備されている遊具等の補修その他広場の管理運営に要する費用について次に掲げる基準により定める額とする。

ア 広場面積が、100平方メートル以上500平方メートル未満であるもの

(ア) 遊具がないもの 6万円

(イ) 遊具が3基以下のもの 9万円

(ウ) 遊具が4基以上のもの 11万円

イ 広場面積が、500平方メートル以上であるもの

(ア) 遊具がないもの 8万円

(イ) 遊具が3基以下のもの 11万円

(ウ) 遊具が4基以上のもの 13万円

市では、毎年 1 回チビッコ広場を実地調査し、その結果を管理団体に口頭で伝達するとともに、改善すべき指摘事項がある場合には、後日管理団体に文書で連絡している。また、全広場の調査結果について、チビッコ広場確認報告書に取りまとめている。

i) 遊具安全規準について

チビッコ広場確認報告書を確認したところ、一般社団法人日本公園施設業協会が定めている遊具安全規準に不適合の遊具があると記載された広場が 7 箇所あった。指摘の内容は、主に、「遊具間の安全領域が確保されていない」、「ブランコ安全柵が設置されていない」といったものであるが、管理団体への連絡文書には記載されていない。

この点、連絡文書に記載しなかった理由及び文書送付以外に改善指導を行っているかどうか所管課に確認したところ、「公設の公園ではなく、また、当該基準策定以前に設置され、面積的な制約もあることから、改善指導は行わず、関係者との接触の際などに伝えるのみとなっている。しかし、撤去・更新、新設等の相談があった場合は、「遊具安全規準」を考慮しなければならない旨を伝え、指導している。」との回答があった。

また、遊具安全規準に不適合の遊具について、管理費交付金算定の基準となる遊具数に含めているのか確認したところ、遊具安全規準に不適合であっても、算定基準となる遊具数に含めているとの回答があった。

なお、市の直営公園の遊具安全規準への適合状況については、平成 30 年度に調査対象とした遊具総数 453 基のうち不適合の遊具が 21 基あり、そのうち 4 基は撤去済み、17 基は改修済みとの説明を受けた。

意見 25 「遊具安全規準不適合の遊具の取り扱い」

市はチビッコ広場に遊具安全規準に不適合の遊具があることを把握しているが、口頭で指導を行うのみであり、管理費交付金の算定基準となる遊具の数にも含めている。

広場の面積や予算の制約等もあり、早期の改善が難しい面があることも理解できるが、不適合の遊具の危険性が軽視されるリスクがあるため、管理者への指導方法や管理費交付金の算定基準の見直しについて検討されたい。

ii) 現地調査結果の報告について

市は、チビッコ広場の現地調査を 10 月～11 月に行っているが、全 21 広場のうち 20 広場の「チビッコ広場確認報告書」の作成日が 3 月 27・28 日になっており、

管理団体への指摘文書の送付は4月に行われている。この点、所管課に確認したところ、事務執行における不手際により、当該報告書の作成に係る事務処理が大幅に遅れたことから、次年度当初に行う実績報告書の提出依頼に併せて管理団体に連絡することを企図し、報告書を確定させたためであるとの回答があった。

意見 26 「現地調査結果の報告の遅延」

チビッコ広場の現地調査は、広場が適切に管理されているか、子どもの利用実態があるか、交付申請書の内容と矛盾がないか等を確認するとともに、遊具等の安全面についても確認するものである。

問題点や改善点を発見した場合には、適時に管理団体に報告することにより、チビッコ広場の環境改善や安全上のリスクの軽減をより早期に行うことができるため、調査後遅滞なく報告書を作成し、管理団体への連絡を行うべきである。

第5 まとめ

I はじめに

本報告では、公園の整備、維持管理等に関する財務事務の執行をテーマとし、本文第2で整理したように、20個の指摘と26個の意見を報告した。以下、「II 報告のまとめ」においては、大まかな課題ごとに横断的な説明を行った。本文が前提となる情報や説明を多く含み長くなっているため、端的に本文の趣旨を汲んでいただくのに役立つのであれば幸いである。また、「III 内部統制の観点から」においては、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行 ②財務報告等の信頼性の確保 ③業務にかかわる法令等の遵守 ④資産の保全）に照らして、指摘・意見の各項目がどの目的の阻害要因となっているのか分類してみた。目的に照らしてみることでひとつの意見でもいくつかの目的と関連のあることがわかる。また、課題の所在が明確になるため、併せてご参照いただきたい。

II 報告のまとめ

1 公園の整備、維持管理等に関する計画の有無・実効可能性

横須賀市が策定している「みどりの基本計画」は、平成9年策定以来、数次の見直しを経て、現行計画（平成28年制定）の目標年度は令和7年度（2025年度）となっており、概ね10年間の計画である。みどりを守り、つくる仕組みは、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像（あるべき姿）を見据えた計画としている。なお、「みどりの基本計画」策定後は概ね5年毎に点検を実施し、必要に応じて計画を見直すこととしている。PDCAサイクルが適切に運用されているかどうかという観点から、重点施策の事業スケジュールの開示、既存公園の機能の見直しの検討、「横須賀再興プラン」を反映した数値目標の設定やより具体的定量的な目標設定等に、より実効的な見直しが必要となるのではないだろうか。

一方、公園施設長寿命化計画が、公園施設における安全性の確保並びにライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全型管理による計画的な補修、更新に係る取り組みを推進するため、平成24年度から平成26年度の3ケ年で順次策定されている。予算確保との兼ね合い等から、ハザード除去の未完了や定期的な健全度調査の未完了等も生じており、また、長寿命化対策（改修工事）の進捗状況は計画比50%を下回っており、都市公園の配置適正化や既存公園の機能の見直し検討等による抜本的な対策が望まれる。

横須賀市の特徴である豊かなみどりや公園の維持をより効率的に推進する上では、PDCAサイクルを実効的に回せる具体のスケジュールや内容を含んだ計画策定

を目指すことが望まれる。

2 予算執行・契約手続上の課題

地方公共団体の契約手続、予算執行は法令・規則に基づき、適切に行われなければならない。本テーマにおける監査においては、法令・規則への準拠性違反のほか、法令・規則に反するとまではいえないが、法令・規則に関する理解の不足等から、本来の趣旨から少し離れてはいないかと思わせる事例があった。「最低制限価格の設定」は、実務上の工夫ではあろうが、競争による利益（経済性）を十分に享受できていない場合がある。また、分割発注による入札の回避は、安易な前例踏襲による可能性もある。法令の遵守は形式だけでなく、法令の趣旨を損なうことのないよう運用することにこそ留意されたい。

Ⅲ 内部統制の観点から

地方公共団体へ内部統制を正式に導入する制度（「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」平成31年3月 総務省）においては、内部統制の目的として①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つが挙げられている。基本的には一般企業における内部統制の目的と同様である。本まとめにおいては指摘、意見を念頭に①、③に関し説明を引用しておきたい。

①「業務の効率的かつ効果的な遂行」については、地方公共団体においては、その事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

また、もう一つ、地方公共団体が特殊性を持つものとして③「業務に関わる法令等の遵守」を挙げる。地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず、公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。従って、法令等の遵守は、地方公共団体における内部統制において、着実に取り組むことが求められる。

以上を踏まえ、本報告書における指摘、意見を再整理すると例えば次のようである。

<p style="text-align: center;">内部統制の目的</p> <p style="text-align: left;">指摘及び意見</p>	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
I 公園に関する計画の実施状況				
1 みどりの基本計画について				
意見1 重点施策の事業スケジュールの開示について	○	○		
意見2 既存公園の機能の見直しの検討について	○			
意見3 横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について	○	○		
意見4 定量的な目標設定について	○	○		
2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について				
意見5 ハザード除去の未完了について	○			
指摘1 予防保全型の長寿命化対策の実施状況について			○	○
指摘2 定期的な健全度調査の実施について	○			
意見6 長寿命化計画の実現可能性について	○			
指摘3 専門技術者による毎年の定期点検の実施について	○		○	
指摘4 耐震補強の実施について				○
III 公園建設事業				
6 公園墓地事業				
6-1 債権管理業務				
意見7 公園墓地の大規模改修計画の策定	○			
意見8 債権管理台帳の見直し	○			○
意見9 債権回収業務の標準化の必要性	○			
意見10 債権管理業務の効率化の必要性	○			
意見11 債権管理体制を充実させる必要性		○		○
6-2 指定管理業務				
指摘5 管理業務の第三者への委託について			○	
意見12 指定管理者団体の決算書の分析について（公園墓地事業）	○			
意見13 指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園墓地事業）	○			

<p style="text-align: center;">内部統制の目的</p> <p style="text-align: left;">指摘及び意見</p>	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
意見 14 貸与物品の管理について				○
IV 公園管理事業				
2 公園管理事業				
2-1 公園施設管理事業				
意見 15 最低制限価格の設定について	○			
指摘 6 予定単価の設定について	○		○	
指摘 7 予定数量の設定について	○			
指摘 8 分割発注による入札の回避（駐車場案内整理業務）			○	
指摘 9 競争見積りの未実施（駐車場案内整理業務）			○	
意見 16 契約事務に係るルールの周知徹底（駐車場案内整理業務）	○		○	
指摘 10 分割発注による入札の回避（制御盤修繕）			○	
意見 17 130 万円を超える修繕工事の予算について（制御盤修繕）	○			
意見 18 契約事務に係るルールの周知徹底（制御盤修繕）	○		○	
指摘 11 競争見積りの未実施（制御盤修繕）			○	
指摘 12 物品受払簿の不備	○		○	○
2-2 猿島公園管理事業				
指摘 13 分割発注による入札の回避（階段小破修繕）			○	
意見 19 130 万円を超える修繕工事の予算について（階段小破修繕）	○			
指摘 14 競争見積りの未実施（階段小破修繕）			○	
指摘 15 分割発注による入札の回避（手摺小破修繕）			○	
指摘 16 分割発注による入札の回避（発電機修繕）			○	
指摘 17 競争見積りの未実施（発電機修繕）			○	
意見 20 入園料の設定方法について	○		○	○

内部統制の目的 指摘及び意見	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
2-3 公園維持補修事業				
指摘 18 分割発注による入札の回避（人工芝小破修繕）			○	
指摘 19 競争見積りの未実施（人工芝小破修繕）			○	
2-4 公園管理委託事業（指定管理業務）				
意見 21 指定管理者に関する財務審査結果について	○			
意見 22 指定管理者団体の決算書の分析について（公園管理委託事業）	○			
意見 23 指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について（公園管理委託事業）	○			
3 公園災害復旧事業				
指摘 20 分割発注について（倒木等処理業務）			○	
意見 24 随意契約の締結について（倒木等処理業務）			○	
4 チビッコ広場管理事業				
意見 25 遊具安全規準不適合の遊具の取り扱い	○			
意見 26 現地調査結果の報告の遅延	○			

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行を達成するためには、PDCA サイクルを有効に回すことが重要である。絶対的に何が効率的か、効果的か示せばそこに向かっていくのが一番であろうが、難しいのであれば PDCA サイクルの中でより良い状況を目指していくことになる。みどりの基本計画や公園施設長寿命化計画といった中長期計画があるが、C（チェック）と A（アクション）に結びつける工夫と誘因が少ない状態であるため、本来の PDCA サイクルが回らず、業務の効率的かつ効果的な遂行の観点から、内部統制の整備状況に課題があるといえる。

2 財務報告等の信頼性の確保

財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。財務報告等の信頼性の確保や適切な情報開示、説明の在り方を常に考える姿勢が自治体には求められる。みどりの基本計画における重点施策の事業スケジュールの開示や、横須賀再興プランを反映した数値目標の設定、各推進施策における定量的な目標設定によって、市民目線のチェックが入り易くなるので、財務報告等の信頼性の確保の観点からの課題といえるのではないかと。

地方自治の観点から、市民の方々による実のある議論、意見形成のための情報開示になっているかという視点は、少子高齢化が進み、限られた資源をどう活用するか意見形成するにあたり、重要性を増している。本報告書の意見はほんの一例に過ぎない。ケースバイケースの内容にもなるので100%の正解は難しいが、積極的な対応が望まれる。また、本報告においては、市から開示された資料や質問への回答内容についての課題の指摘や不足の指摘にとどまった。信頼性の確保のためのチェック体制の不備や実際に重要な誤りがなかったかどうか、網羅的な監査は行っていないが、内部統制の構築が適切か、市においては引き続き検討されることを望むものである。

3 業務にかかわる法令等の遵守

公園施設管理事業における最低制限価格の取り扱いは既述のとおりである。また、分割発注による入札回避等については予算執行上の現場の立場を一概に批判できないかもしれないが、より自然な形で法令等の遵守を図るべきといえる。いずれも法令等がもともと想定した運用が求められる。

法令等の遵守については、整備されるべき規程が整備され、それらが周知徹底されているかどうかの観点からの意見もあった。内部統制は運用の前に必要な統制が整備されていることが前提となる。然るべく規程が置かれ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存するのではなく、円滑な引継ぎや組織的な対応向上の観点からも、例えば現場マニュアルの作成といった方策なども有用である。

4 資産の保全

公園施設長寿命化計画や健全度調査における劣化判定や、診断された施設の更新、修繕の早期実施などは、一般的にもよく言われるインフラ資産の維持管理に関する課題である。地方公共団体が膨大、かつ多様な資産を所有していることの一端が現れるものであるが、地方公共団体が自ら何を所有しているのか、有効に管理できているのか、管理コストはどうか、今後、意識的に取り組んでいくべき分野である。

また、公園墓地の貸与物品の管理や公園設置ベンチ用板材の物品管理簿の不備といった備品の現物管理に課題があった。ストック管理の苦手さは地方公共団体に共

通している課題と感じられた。金額的重要性は大分低いのかもかもしれないが、税金で購入したものの管理は適切に実施する必要がある。

IV おわりに

内部統制の関連では、本報告書において示された限られた指摘、意見をみてもわかるように、目的に照らしてみると何が課題なのか理解しやすい。既述のように、内部統制制度を導入する上では、リスクの洗い出しが必要になる。業務フローを識別し、分析するにしてもどのようなリスクがあるのかを識別しなければ、漠然と業務、作業の手順を追うだけになってしまい、必要な統制を構築するための分析にならない可能性がある。決裁書にむやみに多くの印があることは、統制上の意味は薄く、一つ一つのアクションの意味が吟味されることこそが重要であり、内部統制制度の導入は大きな効果が期待できる。どのような業務であれ、適時、適切にしかるべき検討を加え、チェックを行っていることは、説明責任を果たす上で有用であることは勿論、最少の経費で最大の効果をとという地方自治法の理念に沿うものである。さらにいえば、業務の中であるいは無駄かもしれないと思っていた作業や承認手続をやめ、労働時間を短くする効果も期待できる。テレワークの導入等も含めた働き方改革が求められる中で、何が必要で、何が必要でないのか、内部統制は検討の視点として、また、説明の観点として説得力をもつのではないだろうか。

地方公共団体の内部統制は様々な点で株式会社と異なりうる。4つの目的という一般論は同じだが、企業で会計監査人の内部統制監査の対象になるのは、財務報告等の信頼性に関する部分とそこから派生する部分に限られるため、地方公共団体の内部統制はある意味新たな領域が加わる。例えば、資産の保全については上述した。また、ガバナンスの違いからくる違いもある。所有と経営の分離された株式会社と、自治に参加する立場の住民がベースの地方公共団体は異なる。例えば、財務報告等の信頼性については上述した。政策目標が非常に長期に亘り、多くの個人情報扱う等、業務そのものの特性からくる違いもある。利益の追求と健全な財政の追求で行動は変わってくる。大きくかつ本質的な相違だけでもいくつも挙げられる。それだけに、地方公共団体に合った内部統制制度の導入を図っていく上では、柔軟かつ丁寧な議論を行いつつ、試行錯誤をおそれず進んでいくことが望まれる。

本テーマにおける監査は、内部統制の視点を持ったこともあり、説明を付け加えた次第である。検討の材料にしていれば幸いです。